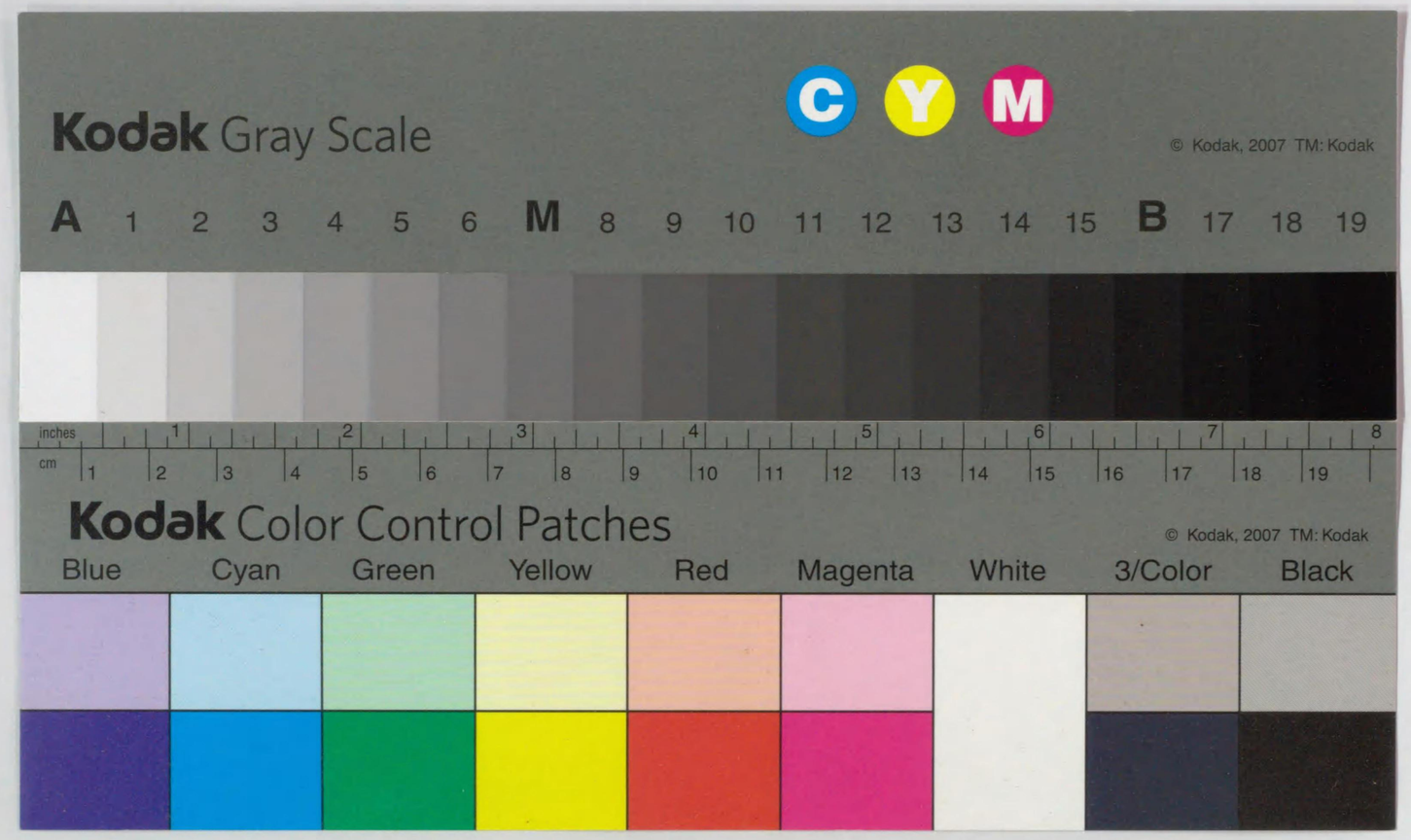
Kodak Gray Scale
C Y M
© Kodak, 2007 TM: Kodak
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19
inches 1 2 3 4 5 6 7 8
cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
Kodak Color Control Patches
© Kodak, 2007 TM: Kodak
Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

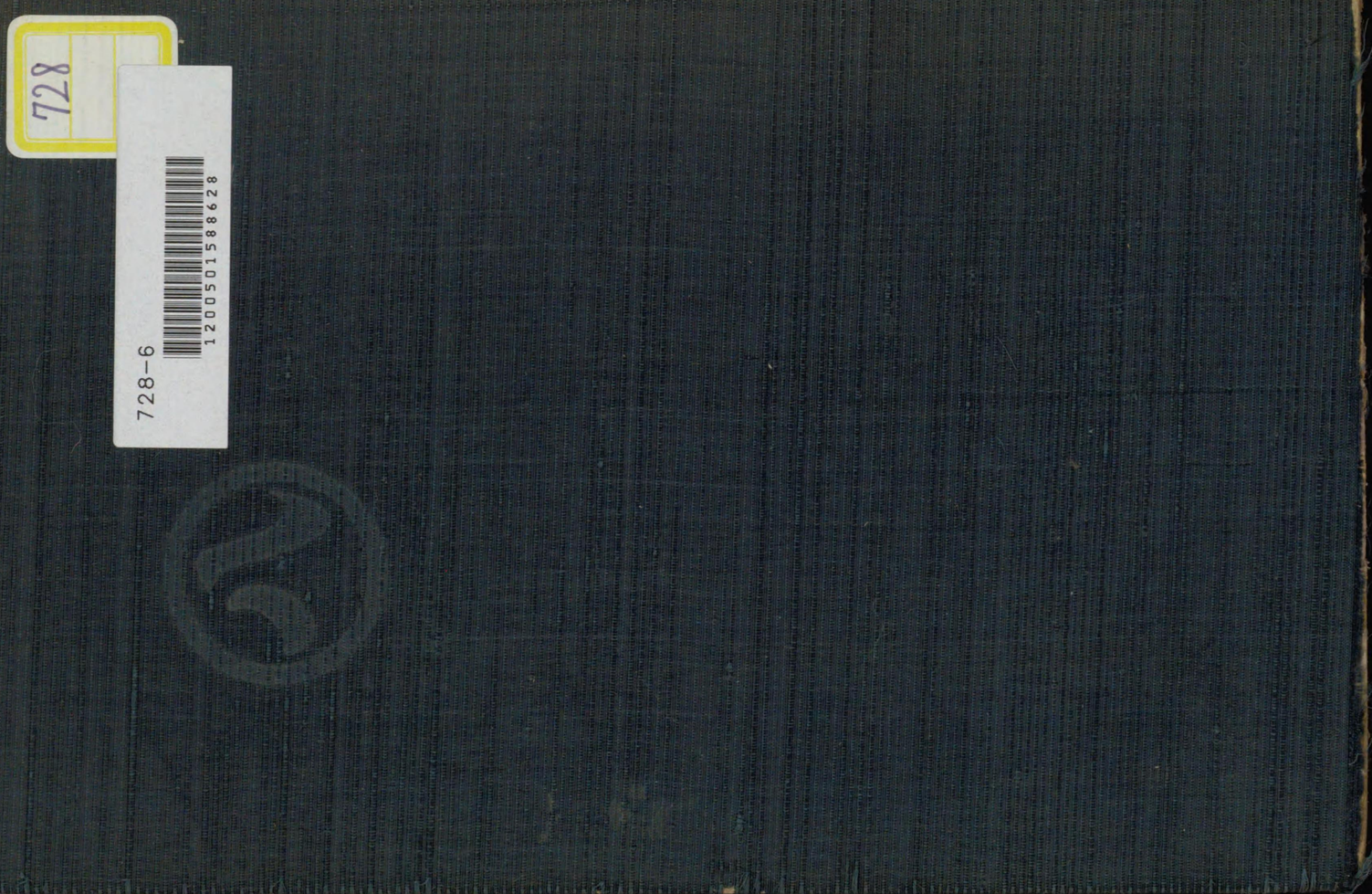
728
728-6
12005015886 28

大名古屋

728
6

序

都市の繁榮は、その市民の市を愛し、市を敬するの至誠を基礎として始めて期待し得る。明治時代に至る迄の長期間、唯平凡な城下町として、專ら熱田の宮と、城の金鯱に依つてその名を謳はれて來た名古屋の町が、爾後僅々半世紀餘を經た今日、人口既に百十萬を超え、年工產額亦悠々五億圓を突破する一大都市にまで發展するに至つた躍進振りの目覺ましさは、眞に驚異的と稱するの他あるまい。併し此の素晴らしい發展が、一般に云はれてゐ

る如く、單に本市の持つ天與の地理的好條件と、明治中期以降澎湃として興り來つた近代都市興隆の時運と、この兩者のみに依つて齎らされたものと考へるならば、それは明かに皮相の誹りを免れないであらう。我々はかうした天の時、地の利の基底に在つて、而もこれ等の效果を極度にまで發揮せしめる原動力としての人の和の力を忘れてはならない。名古屋人の持つ熾烈な鄉土愛、至純な愛市感、これこそ本市今日の繁榮を齎らした基礎的な要素であつたのである。

而已ならず、躍進名古屋と讃へられ、伸び行く中京と謳

はれて、今や押しも押されもせぬ國際都市にまで發展して來た本市が、今後愈堅實にその繁榮を持續し、その前途を開拓して行く爲に何よりも先づ要求されるものも、矢張りこの全市民融合一致の愛市心、卽ち謂はれる所の「百萬一心」の力でなければならない。

飜つて惟ふに、凡そ愛は知から生れる。己の住む都市を識る事深きに從つて、市を愛するの念も亦愈旺んなるの理である。この意味から、最近特に目覺ましい本市發展の趨勢とその施政の實際とを一般市民は固より、廣く朝野に紹介する事は、やがて市民の愛市心を深めて「百萬一

心」の實效を擧げる所以でもあり、又本市に對する各方面の理解を大ならしめて、本市の繁榮を愈鞏固ならしめる所以でもある。本書編纂の趣旨も亦一にかゝつて茲に在る。

諸彦宜しくこの趣旨を諒せられて幸に精讀を賜らば欣喜これに過ぎない。

昭和十二年二月

名古屋市長　大岩勇夫

凡例

一、本書は廣く大名古屋の實相を主要なる項目について紹介しようとするものである。

二、從つて市の施設以外のものに關しても出來る限り記述するを方針とし、又各項目に亙り可及的他都市と比較をなし、以て本邦に於けるその地位を明確ならしめんとした。

三、記事は嶄新詳細なる資料に基き、最近の情況も悉くこれを網羅するに努めた。併し印刷の都合で本年二月中旬以降の事實は遺憾ながら揭載し得なかつた。

四、二月中旬以降に於ける主なる出來事を摘記すれば左の如くである。

三ヶ町村の合併（三月一日）　下之一色町、庄內町及萩野村が本市に編入せられ、本市の人口は今や百十六萬五千人（三月一日現在推計）、面積百六十方粁一〇八となつた。尙記事中名古屋市とあるのはこの三ヶ町村を含んでゐない。

電車、バス事業の引繼（三月一日）　先に買收契約の成立した新三河鐵道株式會社始め六社の營業が市に引繼がれ、本日より愈市營として運轉することになつた。

市電東山公園線營業開始（二月二十七日）

東山植物園開園（三月三日）

五、忽卒の裡に編纂したものであるから不備誤謬等も尠くないであらうが、諸賢の御諒恕を願ひ、他日にその大成を庶幾する次第である。

名古屋市調査課

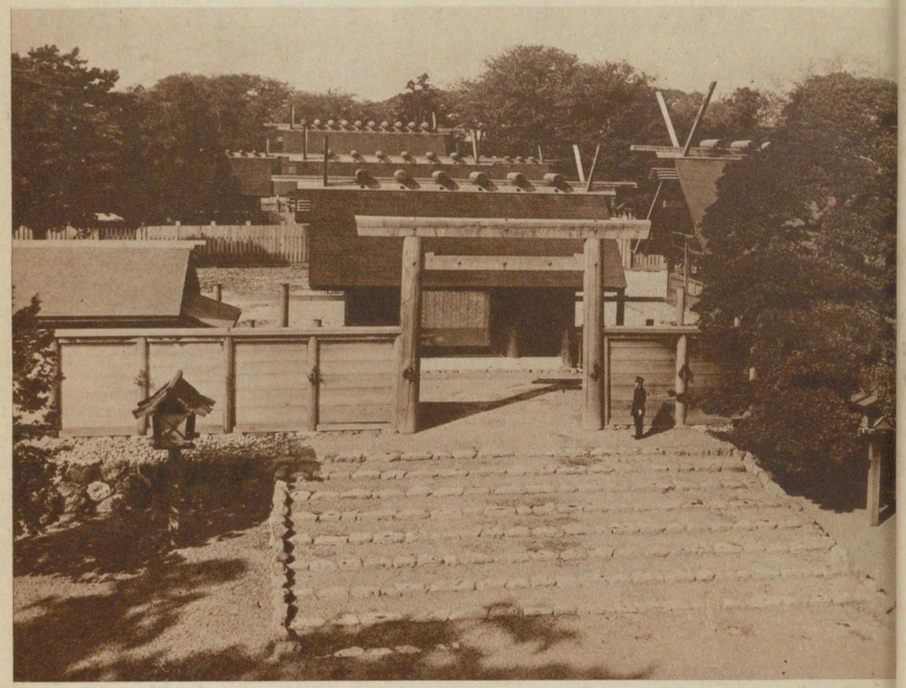

熱田神宮

市廳舍

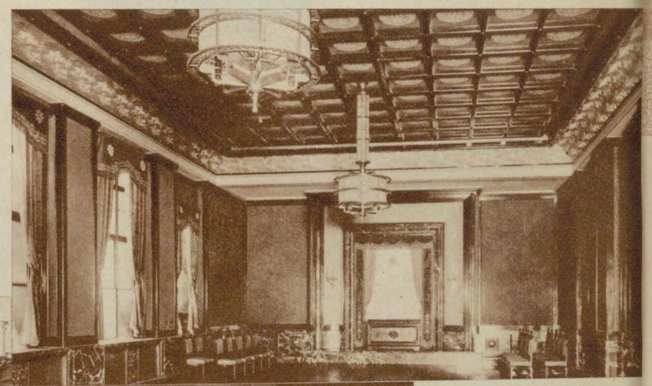

正廳

貴賓室

名古屋城

市會副議長　富田彦吉

市會議長　今堀辰三郎

市會議事堂

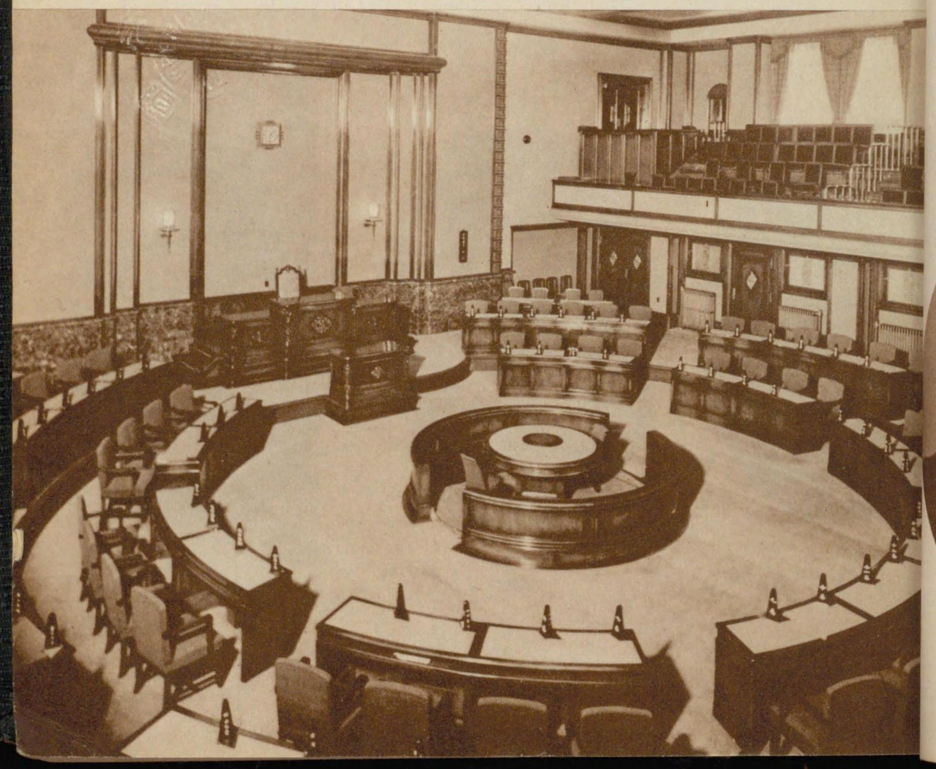

市長　大岩勇夫

助役　神田純一

助役　藤岡兵一

歴代市長

—①—

—②—

—③—

—④—

—⑤—

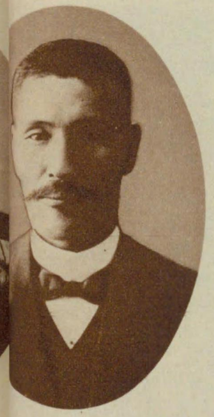

—⑥—

—⑦—

—⑧—

—⑨—

—⑩—

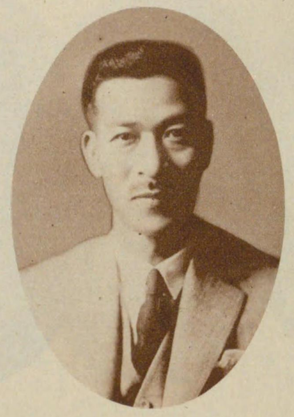

—⑪—

① 第一代 中村 修
② 第二代 志水忠平
③ 第三代 柳本直太郎
④ 第四代 志水 直
⑤ 第五代 青山 朗
⑥ 第六代 加藤重三郎
⑦ 第七代 阪本彭之助
⑧ 第八代 佐藤孝三郎
⑨ 第九代 大喜多 寅之助
⑩ 第十代 川崎卓吉
⑪ 第十一代 田阪千助

歷代市會議長

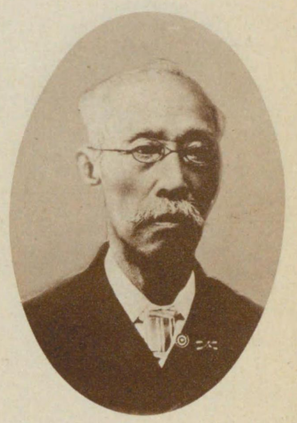

—①—

—②—

—③—

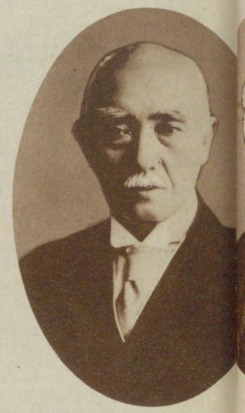

—⑥—

—⑦—

—⑧—

—④—

—⑤—

—⑨—

—⑩—

① 第一代 堀部勝四郎
② 第二代 第六代 鈴木摠兵衛
③ 第三代 安藤清次郎
④ 第四代 太田鐵吉
⑤ 第五代 第九代 服部小十郎
⑦ 第七代 加藤重三郎（第六代市長前掲）
⑥ 第八代 上遠野富之助
⑦ 第十代 井上茂兵衛
① 第十一代 大岩勇夫（現市長前掲）
第十五代 第十六代 第十二代 大音多寅之助（第九代市長前掲）
⑧ 第十三代 青山鐵四郎
⑨ 第十四代 第十七代 竹内兼吉
第十八代 今堀辰三郎（現市會議長前掲）
第十九代 富田彦吉（現市會副議長前掲）
⑩ 第二十代 青井恒次郎

名古屋港

工場地帶

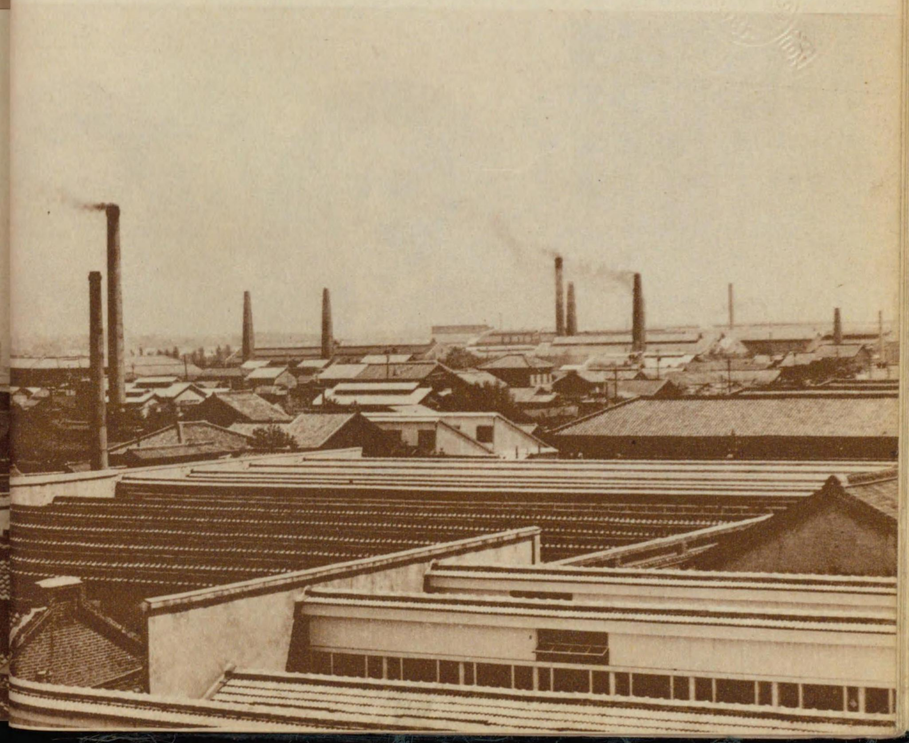

大名古屋目次

沿革……一
一　名古屋開府以前……一
二　名古屋の地名及名古屋開府……一
三　藩政時代に於ける市勢の進展……八
四　明治維新以後に於ける市勢の進展……一二
人口……一八
一　概説……二三

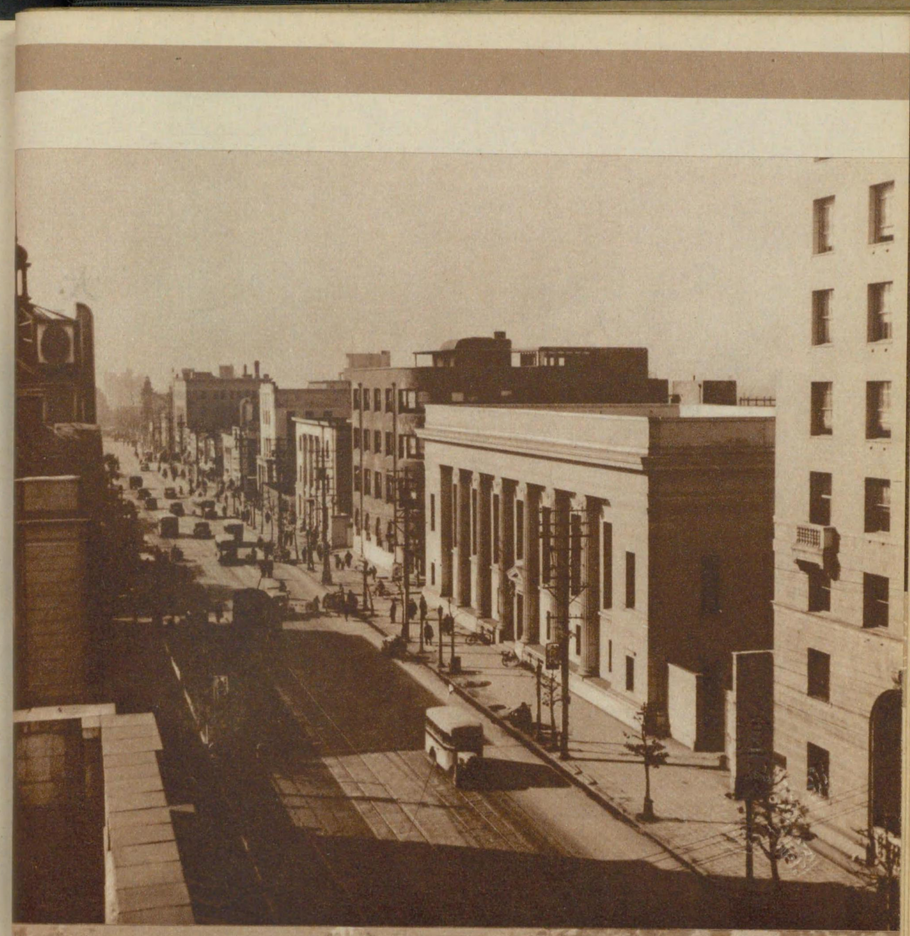

廣小路通

目次

二 人口現數……二四
三 人口增加の趨勢……二八
(1)市域擴張前……(2)市域大擴張以後……(3)市心部及周邊部……(4)接續町村
四 人口密度……四三
五 男女年齡別人口構成……四六
六 人口增加の將來……五〇

行政

一 行政制度の沿革……五五
(1)藩政時代の市行政……(2)市制施行前の市行政
二 市の區域……五五
(1)市域の擴張……(2)現在の市域

三 市の行政機構……六五
(1)市の議決機關……(2)執行機關……(3)市の分課組織と所管事務
四 區行政……八一
(1)區政の沿革……(2)分課組織と所管事務……(3)增區問題
五 町内自治制度……八七
六 特別市制問題……九一

財政

一 概說……九三
二 市の財政組織……九三
三 市の歲計……九五
(1)歲出……(2)歲入

目次

四　市　税……一〇七
五　市　債……一一四
六　財　産……一一九

教　育……一二五

一　概　説……一二五
(1)沿　革……(2)教育事業概觀
二　校　園　教　育……一三九
(1)小學校……(2)幼稚園……(3)中等學校……(4)官縣立諸學校
(5)私立諸學校……(6)學校衞生……(7)教育調査及教員の研究修養
三　社　會　教　育……一四六
(1)青年學校……(2)圖書館……(3)昭和塾堂……(4)東山動物園……(5)鶴舞公園運動場
(6)游泳場……(7)各種社會教育事業……(8)社會教育諸團體……(9)史蹟名勝天然記念物

目次

社會事業……一六一

一　概　説……一六一
(1)沿　革……(2)社會事業の變遷及現況
二　救　護　事　業……一六四
(1)救護法に依る救護……(2)軍事救護……(3)失業勞働者救濟
(4)東山寮……(5)方面事業
三　失　業　保　護　事　業……一七三
(1)職業紹介所……(2)勞働紹介所……(3)失業應急事業
(4)就勞統制事業……(5)授産及授職事業……(6)其の他
四　經　濟　保　護　事　業……一八三
(1)住　宅……(2)共同宿泊所……(3)公益質屋

目次

五　兒童保護事業……一八九
(1)保育園……(2)小兒保健所……(3)其の他の施設
六　教化事業……一九六
(1)隣保事業……(2)融和事業……(3)司法保護事業……(4)其の他の教化事業
七　私設社會事業の助成……二〇一
保健衛生……
一　概況……二〇三
二　一般醫療施設……二〇三
三　傳染病豫防施設……二〇六
四　結核に關する施設……二一六
五　乳幼兒並妊婦保護施設……二二五
六　其の他の施設……二三三
七　汚物掃除……二三九
(1)塵芥處分……(2)屎尿處分……(3)公設便所……(4)水洗便所
上下水道事業……二五三
一　上水道……二五三
(1)概說……(2)沿革……(3)現在設備……(4)十ヶ年計畫第三次擴張工事
(5)大擴張計畫……(6)六大都市水道事業工事並規模比較……(7)配水及給水
(8)給水制度竝給水料金
二　下水道……二七九
(1)沿革……(2)排水系統及排除方法……(3)構造……(4)抽水場及喞筒所
(5)河川淨化……(6)下水處理場

目　次

都市計畫……二八九
一　沿　革……二八九
(1)名古屋市區改正前……(2)都市計畫法施行後
二　區域、地區、地域……二九三
(1)都市計畫の區域……(2)防火地區……(3)用途地域
三　事　業……二九九
(1)都市計畫事業の種類及範圍……(2)街路網の確立……(3)第一期事業及覺王山線事業……(4)第二期道路事業……(5)運河網竝中川運河開鑿事業……(6)愛知縣知事執行都市計畫街路事業……(7)公園計畫
四　土地區劃整理……三一九
(1)中川運河沿線建築敷地造成土地區劃整理……(2)名古屋驛前土地區劃整理
(3)任意的土地區劃整理

五　町界、町名地番整理……三二三
土木事業……三二七
一　道　路……三二七
(1)總　說……(2)現　況……(3)小街路改修……(4)其の他重要道路改修
(5)鋪　裝……(6)道路維持……(7)街路照明……(8)街路樹
二　河川及運河……三四一
(1)庄內川……(2)運　河……(3)用惡水路及溝渠……(4)橋　梁
三　公　園……三五三
(1)總　說……(2)小公園及街園……(3)主要公園
交通及通信……三六三

目次

一　概　説……三六三
二　市營電車……三六九
(1)沿　革……(2)營業路線……(3)營業成績……(4)車輛數及運轉成績
(5)料金制度
三　乘合自動車……三八六
(1)民營乘合自動車……(2)市營乘合自動車
四　市内交通機關市營統制……三九九
五　省線、私營電車及その他の交通機關……四〇五
(1)省　線……(2)民營電車……(3)その他の交通機關
六　通　信……四一九
(1)沿　革……(2)郵便、電信及電話……(3)對歐無線通信……(4)ラヂオ

目次

産　業……四二七
一　總　說……四二七
(1)職業分布の狀況……(2)生産額……(3)水陸出入貨物……(4)會社
二　外國貿易……四三七
(1)總　觀……(2)重要商品別貿易……(3)主要相手國別貿易
(4)新市場開拓の狀況
三　商　業……四四〇
(1)物品販賣業……(2)日用食料品市場……(3)常設家畜市場……(4)取引所
四　金　融……四六〇
(1)一般金融……(2)庶民金融
五　工　業……四八五
(1)工業概說……(2)本市工業の發展過程……(3)本市工業の現勢
(4)本市工業の地位

目次

六 農牧及水產業……五一三
(1)農業……(2)牧畜及養鷄……(3)水產業
七 電氣及瓦斯供給事業……五一六
(1)電氣事業……(2)瓦斯事業
八 本市の產業施設……五三〇
(1)工業助長施設……(2)貿易助長施設……(3)商業助長施設……(4)金融施設
(5)殖產……(6)各種組合團體の指導奬勵
九 商工機關……五三九
(1)商工會議所……(2)愛知縣商工館……(3)愛知縣哈爾濱貿易館
(4)愛知縣工業試驗場……(5)愛知縣毛織物檢查所
十 各種組合及實業團體……五四四
(1)工業組合……(2)商業組合……(3)輸出組合……(4)產業組合
(5)其の他の組合……(6)實業團體

名古屋港……五五三
一 概說……五五三
二 沿革……五五三
(1)第一期工事……(2)第二期工事……(3)第三期工事
(4)第四期工事竝同追加工事
三 規模竝設備概要……五六〇
(1)規模……(2)設備
四 利用狀況一斑……五七二
(1)入港船舶……(2)出入貨物量及貿易額……(3)乘降船客
五 名古屋港の將來……五八六
六 航空港……五八八

生活と文化……五九一
一概說……五九一
二衣食及建築……五九二
(1)服裝……(2)飲食……(3)建築
三趣味娛樂……六〇一
四年中行事と祭禮……六〇七
(1)年中行事……(2)祭禮
五繁華街……六一二
(1)盛り場……(2)遊興街
六方言……六一八
七宗教及文學……六二〇
(1)神道及宗教……(2)文學

觀光……六二九
一明治天皇御聖蹟……六二九
二神社……六三二
三寺院……六三五
四誕生地及屋敷址……六四〇
五名古屋城及德川園……六四三
六古墳及貝塚……六四六
七墓所……六四七
八古城址其の他舊蹟……六五〇
九官公衙……六五五

目次

十　近郊の名所舊蹟……六五六
十一　觀光機關……六六五
名古屋汎太平洋平和博覽會……六六七

大名古屋

沿革

一　名古屋開府以前

今の名古屋は昔の那古野だけでなく阿由知何多、奈留美良と歌はれたところから、山田、春部と稱へられたところまで含み、二千年來の極めて古い歴史を持つてゐる。

天孫瓊々杵尊の御子天火明命の子孫は大和の高尾張より移住して、尾張連として王事に奉事し、皇室との因緣も極めて厚かつた。火明命十一世の孫乎止與命は成務天皇の時始めて尾張國造に任ぜられ、その子建稻種命は日本武尊御東征に當り、これに從つて大功があり、又その女宮簀媛命は尊の妃となられた。

日本武尊は御東征の始め先づ伊勢に至つて大神宮を禮拜せられ、倭姫命より神劍を授けられ、

以て平定の功を完うせられて歸途につかれ、信濃より山路を取つて宮簀媛命の家に入り、滯在月を踰え給ふたが、時に近江の膽吹山に荒神ありと聞かれ、神劒を解いて媛に托し膽吹山に向はれた。然るに不幸にして此處で病を獲られ、急ぎ御歸京の途中伊勢の能褒野に到りませしとき、御病益々篤くなられ、

「をとめの、床の邊に、吾置きし、つるぎ太刀、その太刀はや」

と仰せられて薨去あらせられたと傳へられてゐる。尊薨去の後宮簀媛命はその宅に神劒を安置し給ひ、尊の形影として奉仕せられたが、晩年親舊を會し相謀つて地を熱田に卜して宮居を營み、神劒を奉遷して齋き祀られたのが熱田神宮の起源である。

熱田といふ名前は、社の地を占ひ定めたとき楓樹一株あつて、自然に炎え燒けて水田の中に倒れたが、光焔銷えずして水田尚熱かつたから熱田社と號したと傳へられてゐる。

尾張の國は熱田神宮の鎭座以來江戸時代に到る迄は、この社を中心として着々發達して來たものであることは疑ひのない事實である。熱田神宮創設の際宮簀媛命を始めとして、その親舊の一部は神劒を守る爲に社の御側近く移住せられたものであらうし、又乎止與命も熱田に移られて尾張國を支配せられたものであらう。從つて當時の政治的中心とも云ふべき所はこの熱田であつたらうと推察されるのである。

その後孝德天皇の大化年代から平城朝にかけては、盛に唐の文化を攝取した時代で地方行政には最も意を用ひられ、從來の制度は大いに改廢されて地方官も新に國司、郡司が設置されたが、その時何人が初めてこの尾張の國司に任命せられたかは不明である。弘文天皇の御代に初めて尾張國司の名が書紀に現はれ、その國司たる少子部連鉏鉤（チヒサコベノムラジサヂ）が壬申の亂に二萬の衆を率ゐて天武天皇の方へ歸したとある。當時の尾張の戶口は明かではないが、一戶に付二人づゝ徵したとすれば一萬戶であり、後世延喜式の記載と照合して見れば一萬戶を超ゆること爾かく多くはなかつたであらう。

この國司の下に屬して部內の政務を行ふものを郡司といひ、奈良朝から平安朝にかけて尾張の郡司は多くは從來國造であつた尾張氏及その支族であつた。

現在の愛知縣の疆域には上代尾張、三河、穗の三國造があつたが、大化改新後尾張、三河の二國となり、又國の疆域、郡の數等は時代によつて相違があるが、延喜式、和名抄共に尾張國は海部、中島、葉栗、春部、山田、愛智、知多の八郡を管したとしてゐる。後に我が名古屋市の起つた愛智郡は日本書紀、萬葉集には吾湯市、年魚市、年魚道等に作り後愛知、愛智に作り、その郡

名は尾三兩國を通じて最も古く史上に見はれたものである。和名抄に據るに、中村、千竈、日部、太毛、物部、厚田、作良、成海、神戸の九郷があり、山田郡の十ヶ郷の中一二ヶ村も今の名古屋の中にあつたであらうが、その何れが名古屋になつてゐるか明白でない。

これらの里村は神社佛閣を中心として部落を作し住民は主として農耕に從事した。この時代の重な産業は農業特に稻作で、勸農は國司の最も重要な職務であつた。當時尾張の田積は掌中歷に一萬一千九百三十町とある。當國の農産物としては麻、苧（ガラムシ）、胡麻子、黃蘗（キハタ）、蕨子（ヒエ）等が主要產物で、工作品としては絲絹が名產で、各種の瓷器は當國の特產であつた。又機業の如きも相當發達してゐたもので、今の熱田旗屋の地は機屋の名の殘つたものではあるまいかと云はれる。神社、佛閣は土地の開拓に伴つて漸を追つて建設せられたもので、殊に佛寺は佛教の興隆と共に官設のもの丶外名僧、私人の建立するもの多く現存するものも亦少くない。

大化改新後の改革政治は大いに見るべきものがあつたが、一面又消化機關の齊整せざりし爲にかつて不健康となり弊害百出の狀態となつて、政治は次第に頹廢し地方の紊亂は中央に增して一層甚だしく、國司郡司は暴政を施して民を苦しめ、戶籍は亂れて班田の制漸く廢れ、權勢家及豪族は土地を兼併して莊園とし、租調の額は年毎に減ずるに至つた。その結果官物を掠め、良民を劫す亂民賊徒の蜂起となり、又一方從順な地方人民もその暴壓に堪へず、群を成して朝廷に訴へ、國司の免黜更迭を迫ることも一再でなかつた。例へば永祚元年には國守藤原元命（モトナガ）の非法を郡司と共に官に訴へた。その訴狀は尾張國郡司百姓解文と稱して世に傳はり、國司貪婪の事實を如實に示してゐる。併しこの反面には又名國司も出たのであつて、大江匡衡の如き身を持する清廉、銳意治を圖り又學館院を營んで風敎を盛にし州民悅服した。匡衡に代つて尾張守となつた藤原知光も亦能治の譽あり、これ等の人は當時の國司中異彩を放つた。

斯くて中央の政權が衰へて、その間に實力を養つてゐたのは諸國の豪族で、中にも源平二氏は藤原氏の政權を奪つて天下に號令するに至り、政權武門に歸し遂に鎌倉政府の創設を見るに至るのであるが、濃尾の地は東西勢力の接衝點として古來より史上重きを爲す處で、源平二氏も亦頗る重きを置いたのである。

鎌倉幕府が成立して國守の權は守護に移つたが、尾張に於ける守護は吾妻鏡に當國守護人野三刑部亟成綱云々とあるを初見とする。これより先賴朝は大屋中三安資の率先源氏に歸し平氏と戰つた功を賞し、その所領を安堵し且國中の狼藉を鎭めしめたから、安資をして守護の實を行はしめたのである。又地頭は百餘の莊があつた尾張には數多置かれたであらうけれどもその三、四が

史に見える外多くは得て知ることが出來ない。

處が承久の亂に當り、京師方に與みした者の莊園は鎌倉から奪はれて、そこには親補地頭が配せられたと云ふことで、この戰に當地方の豪族は、熱田大宮司但馬守範直が京方に參つたので忽ち北條氏の爲に職を奪はれ、春日井郡の住人山田次郎源重忠は、その一族と共に同じく京方に屬して敗死し、この戰後この地方の地頭は大部分入れ換へられたこと丶思はれる。

北條氏が亡んで建武の中興となるや、舊制を復興して國司を任命したが、何人が尾張の國司に任ぜられたかは不明である。この時吉野朝に屬して終始勤王の事に盡瘁したのは熱田大宮司藤原能昌であつて尾張に於ける有力なる宮方であつた。

室町時代となつてからは、鎌倉の制に倣つて守護職を置いた。尾張の守護の初めは中條秀長であつて、應永年間斯波義重が守護となるに及び爾來これを世襲したが、斯波氏は足利氏の管領として天下の大政に關與するから在京を必要とし、領國には家宰を遣はして國事に當らしめた。尾張では織田氏が守護代となり、後斯波氏の衰頽するに乘じて漸く強大を致し數郡を併せて領し、遂に室町末期群雄割據の時代を形成するに至つた。而して織田信秀の嗣子として那古野城に生れた織田信長は、秋水の如き氣魄を以て四方を平定し、遂に本邦統一の基礎を築いたのである。

豐公畫像（妙興寺藏）

信長の歿後その後繼者として勢力を振つた者は、いふ迄もなく當市西部に呱々の聲をあげた豊臣秀吉である。秀吉は明智光秀を誅して天下に號令するに及び、織田信雄をして尾張・伊賀の二國、南伊勢五郡を領し伊勢長島に居らしめたが、天正十八年北條氏征伐の後北條氏の舊地を家康に與へ、信雄を家康の舊領に封じたが、信雄これを悦ばず、依つて秀吉これを秋田に謫し、信雄の故地は羽柴秀次に與へた。處が秀次は文祿四年廢せられ、その後は福島正則の所領となつた。

豊臣秀吉薨じて後諸將の統制亂れ、天下の大勢は徳川家康に歸し、慶長五年關ヶ原の役を經て家康の覇權は確立することゝなつた。この役後諸將の轉封を行ひ、畿内、東海道の要地には譜代親藩の諸侯を配置し、尾張は四通八達の要路に當り樞要の地であるので、福島正則を廣島に移し、第四子松平忠吉を甲府より清洲に移封して封祿五十二萬石を領せしめた。忠吉は尾張に知たること七年餘にして慶長十二年壽二十八を以て薨じた。

この時代の政治文化の中心は云ふ迄もなく清洲であつた。清洲は古くから織田氏の城下であつたが、信長が尾張を統一してからは益々その重要さを増加して顯著なる發展を遂げ、信雄、秀次、正則、忠吉等相次いで大領主の城下となり、桃山時代末葉に於ては中部日本に於ける一大都市となつた。後清洲越として名古屋に移された總ての文物はこの清洲に發達したものである。

定光寺

徳川義直公畫像（政秀寺藏）

又現在の名古屋もこの時代に熱田を中心として發展を遂げたことは疑ひない。

二　名古屋の地名及名古屋開府

名古屋は古書に那古野、那古屋、名護屋等と見へてゐる。名古屋の語源に就ては諸説あつて詳でないが、長尾張、浪越と書いてナゴヤと讀むといひ、或はネゴヤの轉じたものといふ。ネは根の義、コヤは小屋即ち兵舎の義である。

東洋文庫所藏江家次第裏書の紙背文書の一に建春門院法花堂領尾張國那古野庄領家職相傳系圖があり、その那古野庄の文字は那古野の名稱の史上に現はれた最初である。又大須寶生院所藏の弘法大師入定勘決記の奥書に「干ㇾ時貞治第三曆黃鐘中九月、於二尾張國那古野庄安養寺墳所一忍二寒氣一書寫了、金資深惠」とあるは、名古屋にある文獻中那古野の名稱の初見である。

名古屋と書く様になつたに就ては、松平君山が水野千之右衞門に答へた書中

「官府江承候處左の通文政十一年子年三月、是迄名古屋の文字、古護認方區々に候處、以來古之文字專相認候事」

とあり、尚異諸があるが、その後も古、護互に通用して一定しなかつた様で、明治三年四月監察

よりの令によつて始めて名古屋と一定するに至つた。

名古屋は古く那古野莊に屬した。那古野莊は權中納言藤原顯頼の男小野法印顯惠の開墾した地で、顯惠から高倉天皇御生母建春門院に寄進した様で、女院崩御後は建春門院法花堂の所領となつた。降つて大永の初め今川氏豊こゝに城を築いて柳之丸又は那古野城と稱して清洲城に對したが、時に勝幡城にゐた織田信秀は天文元年詭計を以て氏豊を逐つてこれに移り、同三年信長の生るゝに及んで自ら古渡城を築いてこれに移り、信長をして那古野城を守らしめた。弘治元年信長清洲に移り、守山城主織田信光（信長の叔父）が那古野城にゐたが、その家臣に弑せられ、信長次いでこれを討つに及んで全く廢城となつた。

那古野莊の本邑城西名古屋村は正事記には

「廣井南北一里　東西一里半、日置、小林、七曲、藤塚、布ノ池、玄海、赤塚、山口一里四方、坂下、志水、柳原、花ノ木、巾下、陸供、兒玉、枇杷島、東杉、中杉、大曾根、右在々所々皆名古屋の內なり」

とあり、德川時代には名古屋村は概高二千百石、廣袤東西凡十八町、南北凡十町十間、東の境界は西杉村蓮池新田より竹腰家中屋敷、清水坂を經て成瀨家中屋敷、それより北土居下へかはり、

又城郭を超えて西方巾下に至る。南は廣井村、西は中野高畑村、押切村、北は兒玉村、西志賀村、田幡村に接してゐた。そして清洲越以前にはこれ等の地何れも一の都會を形成したものなく、僅に今川氏在城の當時小市街を形成したに過ぎない。織田氏こゝを廢城として後は名古屋の臺と稱する蘆茅簇生の野となり、現在の名古屋の地亦大方野原で所々村家の散在するものあるに過ぎなかつた樣で、漸く街の形を爲すに至つたのは慶長築城後の事である。

慶長十二年三月清洲城主松平忠吉江戸に薨じ、閏四月弟德川義利（後義直と改む）甲府より清洲に封ぜられた。時に家士山下氏勝は清洲は低濕の地であつて井水の便に乏しいのみならず、氾濫と水攻の難あらんことの理由を以て、名古屋、小牧、古渡の三古城を選んで遷府の議を謀り、遂にこの名古屋に移ることゝなつた。名古屋の築城は德川氏が天下の全權を握つた絶大の威力を以て豊臣恩顧の諸侯に課したもので、慶長十五年二月著手、八月廿七日加藤清正によつて天守の工成り、諸侯の擔任丁場も略々これと同時に成就し、尚殘つた工事は美濃、伊勢等の士をして役に當らしめ、工事の終局したのは十七年正月である。

城池の經營成るに及んで、助役の諸大名を夫々その封に就かしめ、郭内には平岩の家士清洲衆等の屋敷百二軒を置き、その他の士人の屋敷は皆郭外に置き、市街は城郭の南面に開いて、本町を以て東西を分ち縱橫に阡陌を通じた。所謂碁盤割の地である。これより元和の初年に至る迄清洲より諸士町人等の移住し來る者相踵ぎ、清洲の社寺、町名、橋名なども亦漸次移轉せられて、草間の寒村は一躍都市の形式を備ふるに至り、名古屋市今日の基礎はこゝに定つた。所謂清洲越これである。

その後元和二年七月義直生母相應院と共に駿府より移つて名古屋城に入り、自ら政治を見ることゝなつたが、これに伴つて駿府在住の諸士亦悉く名古屋に移り住んだ。これを駿河越といふ。

而して藩政の初期既に、東は布池、玄海、赤塚、西は巾下、兒玉、枇杷島、南は廣井、日置、小林、七曲、北は花ノ木、柳原、志水、東杉、西杉、大曾根を包括して名古屋と概稱するに至つたのであるが、町奉行の支配に屬したのはその一部で本町より東四十二町、西五十九町の市街地に限られてゐた。

三　藩政時代に於ける市勢の進展

尾州藩祖德川義直は創始時代のことゝて鋭意治を圖り、殊に武備を整へて武藝を奬勵した。又敬神崇儒、意を文教に致し、堀杏庵、陳元贇等を招いて厚遇し、名古屋文學の基をなすに至つた。公

は又意を殖産興業に注ぎ、寛永十年入鹿池を作り、木津用水を始め各地の水路を利用して杁を作り、溝渠を鑿ち、新田の開發に努め、又瀬戸の製陶業を奬勵する等枚擧に遑ない程で、尾張藩富國の基を開いたのである。

二代光友は慶安三年封を繼いだが、その治世は元祿六年に至る四十餘年の長期に亘つたので、創業時代の後を受けて政治上の基礎漸く確立すると共に、各種制度の改廢せられるもの甚だ多く、市區又漸を以て膨脹した。

市街は開府後東西南三方に膨脹したが、殊に南方は熱田宿に向ふ要路であつたから最も急速な發展を遂げ、清洲越の後幾何もなく中須賀町、大久保見町を開いた。現今の鐵砲町二三丁目これである。その南末廣町は築城當時は松林深く鎖した原野であつたが、寛永七年市街となり松原町といつた。末廣町と改めたのは寶永五年である。その後寛文四年藩主光友は千本松原を開き、刑場を土器野に移して、橘町を置き、專ら古鐵古道具の專賣をなさしめるに及んで、先に清洲の諸寺院の移轉と共に漸く繁榮を致した門前町と相並んで益々人烟稠密の地と化し、古渡町も寛文四年家竝となり、南直に熱田宿に接するに至つた。

當時東方は相應、建中二寺の建立があつたが、相應寺前には鐵炮場、鹽硝藏があつて市街を成すに至らず、西は清洲越の町以外一向發展せず、堀川を越えれば人家稀で田園相連り、これを南方の進展に比べると非常な相違があつた。

然るに萬治三年正月大火起り、碁盤割の地殆ど全部燒失した。これに依つて一時市況寂寥を極めたが、爾後市内の警備嚴重となり、又町中道路狹くて諸事の不便少くなかつたので、この大火を機會に市區の改正を行ひ、小路を廣め殊に堀切通は幅員十五間とした。これが後年廣小路と稱して市民行樂の地となつたのである。

寛文より享保に至る迄漸次市區膨脹し、東部の方面では新出來町、八軒屋町、車道町、小川町、松山町等の附近、西部では六軒町、替地町、水主町、澤井町等の附近は皆この時期に町家となつた。又南部の方面では寛文年中藩主光友は若宮八幡宮を修造し、東西兩本願寺別院を今の地に移轉せしめた上、橘町、清壽院、若宮の劇場開設せられて市内の遊覽地となり、南部の發展に資する所多大であつた。

市内の人口は開府以來漸次增加し、光友時代の初期承應三年には士卒を除き五萬四千九百人であつたが、その末年元祿五年には六萬三千七百人に增加してゐる。當時熱田は從來の村は町に改められ、更に埋立によつて新らしい町も出來て、その人口は一萬四千内外を算する樣になつた。

二代光友老し三代綱誠（ナリ）その封を受けたが、治世僅か六年にして世を去り、その子吉通封を繼ぎ十四年の間その職に在つた。その間數多の新田が開拓せられた。

吉通薨じてその子五郎太三歳にして家を繼いたが、間もなく卒し、正徳三年吉通の弟繼友六代の藩主となるや、先づ財政の整理を圖らんとして儉約令を發して奢侈を戒め、支出の節約すべきを命じて大いにその實を擧げた。

尚享保十三年には從來國奉行の管轄に屬した市外町續きの地が、奉行の管轄の異るが爲に無頼の徒の巢窟となり、市内の治安を脅かすこと少くなかつたのでこれ等を町奉行の管轄に移した。これは隣接町村合併ともいふべきもので、町奉行の管轄に移つた所は東は志水町、杉出町、大曾根、坂下町、古出來町、新出來町、絲屋町、車道新長屋、奥田町、東田町の一部、東瓦町、南は前津小林、古渡、日置各村の一部、御園下道圓屋敷（御園新町）、西は名古屋、廣井兩村の一部、替地出來町、押切町、榮村出町より東枇杷島村橋詰に至る諸町村である。これにより警備、觸達、人數改、庄屋の任免等の行政事務は町奉行に於て行ふこととし、稅歛、役夫はもとの如く國奉行に於てこれを取扱はしめた。

享保十五年繼友薨じて嗣なく、その異母弟大久保家より入つて襲封した。これ七代宗春である。

武權徳川氏に歸してより享保に至る迄凡そ百二十年を經、戰國の氣風は漸次消えて商工業發達の時代となり、名古屋は江戸京坂の間に在つて市況次第に殷盛に赴いたが、これを一層助長したのは藩主宗春の積極政策である。その豪放濶達な性格は義直以來の嚴肅質朴な遺風を破つて自由奔放な政治を行ひ、總ての施設に積極主義を執つた。當時尾州藩の財政は漸次窮乏に陷り、東照宮の例祭すら嚴に制限を加へて華美を戒めたのであるが、宗春施政の方針は全然前代とその軌を異にし、その禁を解いて舊に復し、諸士に芝居見物の自由を許し、又時人の裝は頗る華美となり、踊流行し、橘町に歌舞伎狂言掛り、西小路、葛町、富士見原に遊女町が開かれる等宗春入部以來半歳を經ずして形勢著しく轉運した。而して享保十六年より同十八年に至る間に遊女町はしきりに增加し、前記の外各所に遊女現はれ、又歌舞伎芝居も橘町の外各町に設けられた。この如く宗春の積極政策は從來の風俗を一變せしめて奢侈淫逸の俗を助長した弊はあるが、これによつて名古屋の商工市としての發展は甚だ大なるものがあり、從來地方の一都會にすぎなかつたものが、こゝに於て三都の壘を摩するに至つたのである。從つて行路の來往頻繁を加へ、橘町の邊には漸次旅舍設置されて、從來清洲熱田に宿泊したものも宿をこの地に求めて名古屋の盛況を見物するに至り、商業益々隆盛となり、從來物貨は多く京都より移入したが、これより京仕入著しく減少

し、却つて三都に移出するものを生じた。この時運に際會して市内の商家の俄に產を興して大商人となるもの多く、又他國商人の來つて名古屋に開店するものも多かつた。

宗春の政治は時の將軍吉宗に比すると諸般の施政全然相反し、劃一を期する幕府は宗春の施政を以て秩序を紊亂するものとし、遂に元文四年行跡常々宜しからざるの故を以て隱居謹愼を命じた。宗春の後を享け支藩高須家より松平宗勝入つて家督を相續し、寶曆十一年には宗勝の後を享け宗睦(チカ)九代の藩主となつた。

宗睦は尾張藩中興の明主と稱せられ、治世約四十年その間屢々儉約を命じ、產業の振興を計り、收稅制度を改革し、又文教に努め、從來の弊政を一洗して著々改善する處が少くなかつた。國奉行所の改革、熱田前新田の開發、日光川の改修、庄内川分水工事、明倫堂の經營等は見逃すべからざる治績である。當時良吏に富み百事よく擧ぐることを得、歲入增加し府庫も漸く充實した。

宗睦子なく齊朝は一橋家より入つて尾張藩主となつたが、これより養子打續き、齊溫、齊莊は共に將軍家齊の子であり、慶臧(ツグ)は田安家より迎へられ、更に慶勝は支藩高須家より宗家を嗣いだ。慶勝は尾張藩主中傑出した人物で、人材を登用し、財政を整へ、奢侈を戒め、治績大いに揚つたが、殊に心を王室に存し維新回天の偉業に參加して勤王の大義を完うした。蓋し尾張の尊王は藩祖義直から始まり、吉通は義直の遺書によつて尊王の本義を立て、これ等に依つて播種せられた勤王思想は慶勝に至つて結實したのである。

宗春以後明治維新に至る迄の市勢を概觀するに、宗春の時三遊廓を南部に設けたことは、假令その期間が數年に過ぎなかつたとはいへ、この方面の發展を促したことは少くない。これより寬延寶曆にかけ裏門前町、飴屋町の附近より西堀川に至る地が町家となつた。更に明和安永より文化文政天保に亘り四方に向つて展延し、東は新出來町德源寺門前、東瓦町、宮出町、添地町、布池町に至り、西は笹島町、北は前ノ川町、五平藏町、庭町、江川端町に亘り町家或は武家屋敷となつたが、市勢の膨脹發展狀態は左程著しいことは無い樣で、以上の如き新しい町々が出來ても數に於ては前時代に比して少く、內容が徐々に充實せられたかに見える。

然るにこの頃農村は疲弊し、農園を捨てゝ名古屋に移住するもの漸く多きを加へ、天保十年には町觸を以て農民離村の不可なることを諭したけれども、この時既に都市集中の形勢を馴致して、天保十一年には名古屋の人口は士分を除いて七萬五千餘人に及んだといはれる。併し鎖國時代の都市には多數の市民を養ふべき資源があらう筈もなく、都市に集中せられた富は富豪の爲に死藏せられて、市民を養ふべく活用せらるゝものでもなかつたので、人口が增加しても都市の繁榮は

必ずしも增進するものでもなかつた。殊に當時は財政困難に苦しめられたのみならず、産業不振の爲有數の商家の倒産する者あり、加ふるにその後風水災があつて未曾有の不景氣を現出した。それより幕末に至つては、異國船の渡來あつて國論沸騰し、殊に十四代藩主慶勝は强硬なる外交論を唱へて世論を喚起したから、領内上下の人心恟々として生業に安んずる能はず、市内の産業益々不振を極めたのである。

四　明治維新以後に於ける市勢の進展

明治維新の變革は、當時人口の約四割を占めてゐた士分の秩祿を失はしめ、その多くは失業者の如き有樣となり、又これ迄藩の保護を受けて發達して來た商工業者も、その保護を失ふと同時に倒産に瀕せるもの少くなく、爾來十數年の間名古屋の市勢は衰退の運命を免るゝことが出來なかつた。

明治四年七月廢藩置縣後は、名古屋は常に縣治の中心地となり縣廳、鎭臺、裁判所等を始めとし、新政に基く各種の施設相次いで建設せられたが、當時は所謂過渡の時代で市勢は引續き沈衰してゐた。

名古屋市街發展圖

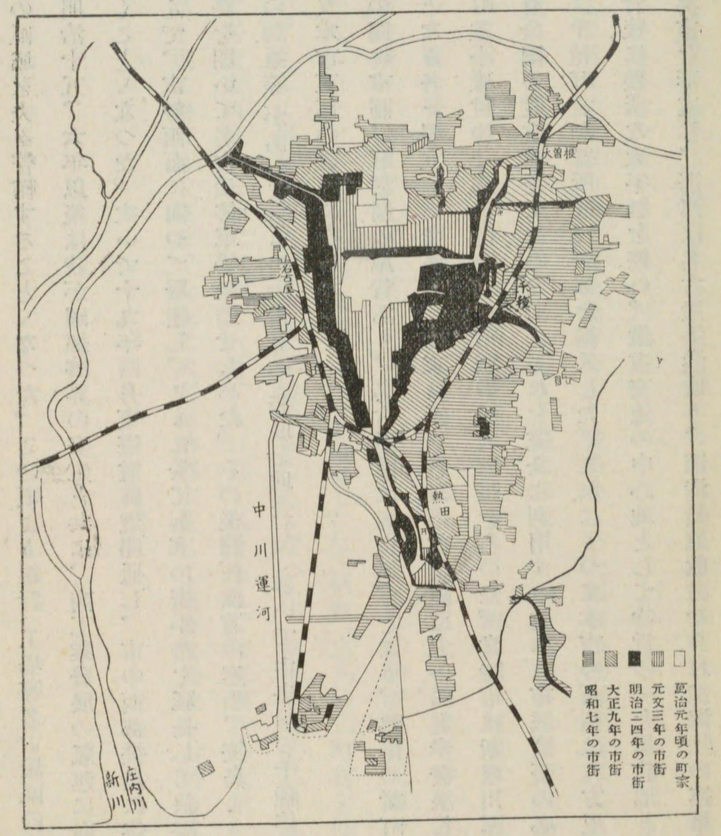

明治維新以後に於ける市勢の進展

その間に地方行政區劃は色々と變更せられ、名古屋縣は愛知縣となり、明治十一年には郡區町村編成法が發布せられ、名古屋區役所は名古屋に、愛知郡役所は熱田に、春日井郡役所は小田井に設置せられて、現在の名

古屋の區域を夫々管轄することゝなつた。この頃より銀行、工場等名古屋區の内外に設立せられ、殊に明治十五、六年以後は我が國經濟界の安定と共に、商工業發展の氣運に向ひ、市勢着々隆盛に赴くことゝなつた。次いで十九年四月東海道鐵道開通し、市の西部笹島に停車場新設せられるに及んで、市勢西面に向つて發達し、こゝに於て舊來の廣小路を延長して狹隘の道路を改修し、大道路を開いて名古屋停車場に達せしめた。その後關西鐵道の連絡、笹島より枇杷島町に達する道路の開通等があつて益々附近市井の發展を助長し、尋いで中央線の千種停車場も開設せられて、又本市東部の發展に資した。

この間に市制、町村制の施行あり、名古屋區は名古屋市となり、熱田の諸町は一團となつて熱田町となり各々獨立して發展し、爾來日清、日露兩役を經て大いに進歩發展したが、明治四十年熱田町並小碓村の一部を併合して市域の一大擴張を行つた。當時市は新堀川運河を開鑿すると共に鶴舞公園の設定を企てゝゐたが、これを完全に利用する爲にも市域擴張の必要を認め、四十二年には千種町並御器所村の一部を編入した。これによつて本市の面積は二方里六分を算するに至り、背後に豊沃な大平野を控へ、鐵道交通の中心地として物貨の一大集散地となり、全國稀有の産業都市を形成し、海運は名古屋築港成り、臨港鐵道敷設せられ、海陸の連絡確實となつて大貨物の呑吐日を逐ふて盛となり、先に鷄犬桑麻の村落は人家軒を連ね、水田菜圃の地は工場倉庫相竝んで面目を一新するに至つたのである。

併しながら、本市の商工業を最も著しく發展せしめ大都市の色彩を濃厚ならしめたのは、歐洲の動亂に基く事業勃興當時のことである。現に存在する諸工場の多くはこの際事業を擴張し、或は新に事業を開始したものであるが、時既に市内の人口は飽和點に近づき、その郊外は從來の畦に沿つて盛に發展することゝなり、大正九年には人口一萬以上の隣接町村七を算するに至つた。これ等隣接町村は事實上名古屋の内容をなすべき部分であつて都市經營上劃一の施政を爲すのが適當であるので、大正十年八月遂に庄内川を境界として萩野、庄内の二町村を除く十六ヶ町村を併合して、こゝに現在の大名古屋市を組織することゝなつた。爾來名實共に日本の大都市として發展し、廣袤東西約十五粁、南北十六粁、人口百十萬を有し、陸海貨物の集散一千百萬瓲、工産額五億圓を遙に突破し、東京、大阪に次ぐ經濟都市として重要な地位を占めるに至つたのである。

人口

一　概說

人口の都市集中は近代都市に於ける最大の特徴である。農業革命と工業革命とが相俟つて農村人口の急激なる都市集中現象を發生せしめて以來、都市はその事が都市自體の社會現象として好ましいものであるか否かを別問題として、只管膨脹の一途を辿り來つた。而して近世科學の驚異的發展――特に蒸氣機關や電氣機械の發明應用及土木建築、交通機關方面に於ける――がこの人口集中の現象に學者の所謂セントラリゼイションとデイセントラリゼイションの兩作用の併立を許容した事は一面都市膨脹の趨勢を愈々熾烈ならしめると共に他面又嘗て一部の論者によつて考へられた所の都市膨脹の限界を地域的にも人口的にも完全に突破するの結果となり、今や都市は過大都市の慘禍に對する多數識者の危懼と忠告と、これが救濟策としての小都市論と、そして事實大都市がそれ自らの内に明に抱藏する所の經濟上、文化上、衞生上の幾多の矛盾とを尻目に、すさまじい勢で膨大化の道を急ぎつゝある。しかもこの勢に對しては、それが天災地變その他何等か異常なる――不可抗力的――外力によつて中斷せしめられない限り、法規に依る抑壓も、政

策による阻止も總ては徒勞であつた。即ち現在に於ては、都市殊に大都市に於ける重要にして且難解極まる凡百の問題は殆ど總てがこの急激なる人口增加の現象を基礎として派生しつゝあるのである。交通問題然り、衞生問題然り、保安、經濟に關する諸問題亦然りである。斯くて絶へ間なく增加して、止まる所を知らぬ人口に對して、如何にして最も能率的であり且最も衞生的な安住の地を與ふべきやの問題こそは現代大都市に課せられた共通の惱である。

以下我が名古屋市の人口現象に就き若干の觀察を加へる事とする。

二　人口現數

去る昭和十年十月一日を期して實施せられた第四回國勢調査の結果は、本市最近の異常なる發展振りに就き相當の認識を有する人々をすら一驚せしむるに足るものがあつた。即ち內閣統計局發表に係る數字に依れば、本市人口は實に百八萬二千八百十六に達し、昭和五年前回國勢調査に於ける人口九十萬七千四百四に比し一躍十七萬五千を增加し、都市順位に於ても亦京都市を凌駕して全國第三位に躍進するに至つた。しかも昭和十一年十月一日に於ける本市の推計人口は更に三萬六千を增加して百十一萬九千五百に達してゐるのである。

昭和五年以降名古屋市世帶人口

年度	世帶	人口	前年比增	增加率	備考
昭和五年	一九〇、三七九	九〇七、四〇四人	—	—	國調
昭和六年	一九八、〇〇〇	九三四、四〇〇	二六、九九六人	二・九八%	推計
昭和七年	二〇三、七〇〇	九六一、八〇〇	二七、四〇〇	二・九二	推計
昭和八年	二〇九、七〇〇	九八九、六〇〇	二七、八〇〇	二・八九	推計
昭和九年	二一五、六〇〇	一、〇一七、七〇〇	二八、一〇〇	二・八四	推計
昭和十年	二一九、七三二	一、〇八二、八一六	六五、一一六	六・四〇	國調
昭和十一年	二三一、二〇〇	一、一一九、五〇〇	三六、六八六	三・三九	推計

尙この增加人口の殆ど總てが所謂社會的增加、即ち農村又は地方小都市から流入し來つた來住人口を以て構成せられてゐる事は昭和十年中に於ける本市現住人口の自然增加數が一萬五千に過ぎず、十一年中に於ても亦これと大差なき數字を示すものと考へ得られる事に依つて簡單に證明されるのである。而して總ての都市學者によつて認められるゝ如く、都市の人口吸引力の根本原因を當該都市の經濟的發展力に求むる限り、名古屋市に對するこの夥しき人口集中はその儘直ちに本市經濟力の飛躍的發展を示すものと解して誤りなきものと信ぜられる。

次に昭和十一年十月一日現在に依る各區推計人口を見るにその最も多きは中區の三十五萬二千であり、南區の二十九萬四千七百、及東區の二十七萬一千七百これに次ぎ、西區の二十萬一千百は最下位である。今十一年推計に依る人口二十萬以上の都市を拾へば、全國百三十都市（昭和十

一年十月一日現在）六大都市を除いて廣島を筆頭に僅々九都市、而して中區の三十五萬は既に廣島市を遙に凌駕し、南區は福岡市（全國第八位）に東區は吳市に、西區亦札幌市に何れも悠々對抗し得るのである。最近本市に增區論の盛に行はるゝのも亦故ありと云はねばならない（增區問題に就ては行政篇參照）。

區別世帶並男女別人口（十一年推計）

	世帶	人口		
		男	女	計
東區	五六、五〇〇	一三八、三〇〇人	一三三、四〇〇人	二七一、七〇〇人
西區	四〇、一〇〇	一〇二、三〇〇	九八、八〇〇	二〇一、一〇〇
中區	七三、三〇〇	一八一、九〇〇	一七〇、一〇〇	三五二、〇〇〇
南區	六一、三〇〇	一五〇、八〇〇	一四三、九〇〇	二九四、七〇〇
計	二三一、二〇〇	五七三、三〇〇	五四六、二〇〇	一、一一九、五〇〇

尙參考までに我國六大都市及昭和五年前後の調査に依る世界各國人口百萬以上の都市を掲ぐれば次の如くである。

六大都市人口（昭和十一年推計）

都市名	人口
東京市	六、〇八五、八〇〇人
大阪市	三、一〇一、九〇〇
名古屋市	一、一一九、五〇〇
神戸市	九三八、二〇〇
橫濱市	七三八、四〇〇

世界人口百萬以上都市

都市名	人口	調査年度
米國ニューヨーク	六、九三〇千人	一九三〇
日本東京	五、八七五	一九三五
英國ロンドン	四、三九七	一九三一
獨乙ベルリン	四、二〇二	一九三三
露西亞モスクワ	三、五七二	一九三三
米國シカゴ	三、三七六	一九三〇
日本大阪	二、九八九	一九三五
佛國パリ	二、八九一	一九三一
露國レニングラード	二、八三九	一九三三
中華民國上海	二、六七四	
アルゼンチンブエノスアイレス	二、一五三	一九二九
米國フイラデルフイア	一、九五一	一九三〇
オーストリアウイーン	一、八三六	一九三二
米國デトロイト	一、五六九	一九三〇
ブラジルリオデジヤネイロ	一、五〇〇	一九三二
中華民國天津	一、三八九	
オーストラリアシドニー	一、二五四	一九三二

米國	ロスアンゼルス	一、二三八	一九三〇
ポーランド	ワルソー	一、一七九	一九三一
印度	カルカッタ	一、一六一	一九三一
印度	ボンベイ	一、一五八	一九三一
獨乙	ハンブルグ	一、〇九二	一九三三
英國	グラスゴウ	一、〇八八	一九三一
日本	名古屋	一、〇八二	一九三五
日本	京都	一、〇八〇	一九三五
エジプト	カイロ	一、〇六五	一九二七
オーストラリア	メルボルン	一、〇三二	一九二九
伊太利	ローマ	一、〇〇八	一九三一
スペイン	バルセロナ	一、〇〇六	一九三〇
ハンガリー	ブタペスト	一、〇〇五	一九三〇
英國	バーミンガム	一、〇〇二	一九三一
ブラジル	サンポーロ	一、〇〇〇	一九三二

都市年鑑第四巻に依りたるも、日本都市は第四回國調の結果を用ひた。
調査年度に相違ある爲、直接比較するには適しないが一先づこれを用ひる。

三　人口增加の趨勢

(1)　市域擴張前

幕政當時の名古屋の人口が果して幾何であつたかに就ては今適確なる數字を求め難い。併し諸書に散見する斷片的な資料によつて察すれば、德川初期以降明治初年に至る二百五十年間に五萬前後より七萬前後に、約二萬の增加を見たに過ぎない樣である。尙この間の事情に關して「名古屋市史」は

「市內の人口は漸次增加し、開府より四十四年の後なる承應二年には五萬四千九百三十二人なりしが、六年を經て萬治二年には五萬五千二十七人となり百九十五人を增しゝも、更に五年を經て、寬文四年には五萬四千九百九十八人となり百二十九人を減じたり、是れ或は萬治の大火の影響未だ恢復せざるに因るならんか、其の後寬文九年には八百五十一人を增して五萬五千八百四十九人となり延寶二年には、更に七百八十七人を增して五萬六千六百三十六人となり、元祿五年には更に七千九十八人を增して六萬三千七百三十四人となり、人口增殖の傾向漸く急ならんとする兆候を呈し來れり。享保、元文の間に於ける市の人口は、吾人の最も知らんと欲するところなれども、惜しいかな資料を欠きて之を審にする能はず古義には享保六年の人口を四萬二千百三十五人、同十年の人口を五萬三百七十五人となせども、前述の年度の人口に比して其の數餘りに尠なく、殆ど信じ難し、蓋し人口算定の方法を異にする結果、斯くの如きに至りしなるべし」

と述べ、且慶應元年七萬三千九百六十三人、明治四年七萬一千六百九十八人の數字を揭げてゐる。更に降つて明治年間西歐に遲れて產業革命の洗禮を受けた我が國經濟組織の根本的變革が名古屋市の人口現象に於て如何なる形に具象化せられたかに關しては、同書政治篇第三卷第三章に

「……名古屋市は交通上要衝の位置を占むるが故に、其の增加の割合他の都市に比して頗る顯著なり、明治十七八年頃までは未だ著るしき增加を見ざりしが、市制施行以後に於て增加したる割合は實に驚く可きものあり、即ち明治六年に於て戸數三萬七千九百五十九戸、人口十二萬六千八百八人なりしが、二十二年市制實施の當時にあつては戸數四萬八千九十九戸、人口十五萬七千四百九十六人を數ふるに至りしと雖、未だ之を以て激增とするを得ず、然るに其の後十年を經過せし三十三年に於て、戸數六萬三千七百五十三戸、人口二十六萬七百四十八人に達し、約六割の增加をなし、越えて四十年熱田町を市に編入して更に著るしき增加を示し、四十四年末には實に戸數九萬二千二百四十六戸、人口四十二萬六百八人を算するに至れり」

と述べてゐる。

今明治二十二年市制施行以後大正十年市域大擴張に至る迄の本市人口增加の趨勢を表示すれば左の如くである。

年度	公簿人口	增加數	增加率	期間	備考
明治六年	一二六、八〇八人	—	—	—	
明治二十二年	一五七、四九六	三〇、六八八人	一六・二〇%	一六ヶ年	市制施行
明治二十七年	二〇二、八一二	四五、三一八	二八・七七	五ヶ年	
明治三十二年	二五二、二四二	四九、四三〇	二四・三七	五ヶ年	二十九年市域擴張三十一年戸籍簿整理
明治三十七年	二九二、五四八	四〇、三〇六	一五・九八	五ヶ年	
明治四十二年	三八九、七六一	九七、二一三	三三・二三	五ヶ年	四十年六月七月熱田町合併
大正三年	四六九、三一五	七九、五五四	二〇・四一	五ヶ年	
大正八年	四三一、八一三	△三六、五〇二	△七・七八	五ヶ年	四年、八年出入寄留大整理
大正十年	六三三、二七四	二〇一、四六一	四六・六五	二ヶ年	十年八月二十二日十六ヶ町村合併人口一八〇、八六七

註　△は減少を示す

即ち明治六年十二萬に過ぎなかつた本市人口は二十六ヶ年を經て三十二年漸く二倍したるに對し、更に十ヶ年後明治四十二年には既に三倍し、大正十年には近接十六ヶ町村の大併合を敢行して忽ち五倍に激增してゐるのである。

(2) 市域大擴張以後

大正十年八月二十二日近接十六ヶ町村を併合して市域の大擴張を行つた以後に於ける人口增加は、本市の產業的發展と相呼應して更に一層甚だしいものがある。今試みに現在市域による各回國勢調査人口を見るに、大正九年より大正十四年に至る五ヶ年間の增加は實數十六萬四百、增加率二割六分强であつて最も著しく、大正十四年より昭和五年に至る五ヶ年間はやゝ減じて實數十三萬九千、增加率一割八分となり、更にその後昭和十年に至る五ヶ年間の增加は實數十七萬五千、增加率一割九分强を示してゐる。而してこの十五ヶ年間を通じての總增加數は實に四十七萬四千六百八十九に達し、大正九年に比し七割八分の激增振りである。

現在市域による名古屋市國勢調査人口

	人口	前回比増	増加率	一ヶ年平均増加數
大正九年	六〇八、一二七人			
大正十四年	七六八、五五八	一六〇、四三一人	二六・三八%	三二、〇八六人
昭和五年	九〇七、四〇四	一三八、八四六	一八・〇七	二七、七六九
昭和十年	一、〇八二、八一六	一七五、四一二	一九・三三	三五、〇八二

今人口十萬以上の都市に就き、その人口増加の趨勢を見るに次表に明なる如く、大正九年―十四年の五ヶ年間増加率は本市の二割六分に對して一割九分、大正十四年昭和五年の五ヶ年間は本市一割八分に對し一割七分、又昭和五年―十年は本市一割九分に對し一割七分であり、何れも本市の方が遙に勝れてゐるのである。

人口十萬以上の都市人口増加表

	人口合計	前回比増	増加率
大正九年	一〇、六七四、一七七人		
大正十四年	一二、七〇二、〇七四	二、〇二七、八九七人	一九・〇〇%
昭和五年	一四、九〇九、六六九	二、二〇七、五九五	一七・三八
昭和十年	一七、五四二、九〇〇	二、六三三、二三一	一七・六六

註　人口合計は昭和十年國調による人口十萬以上の都市三十四に就きこれを求めた。
昭和五年迄人口は昭和九年四月一日現在市域に依り昭和十年人口は十月一日現在市域に依る。

更に六大都市に就き、その増加率を比較するに最近五ヶ年間に於ては本市の増加率は一割九分強であつて、大阪市の二割一分強に次ぎ第二位にあるが、大正九年第一回國勢調査以來十五ヶ年間に就て見れば本市の人口増加率は先にも述べたる如く實に七割八分強を示して第一位にある。而してこれ等の事實は産業都市名古屋の實勢がその人口現象の上に反映せるものと見るを妥當とするものと考へられるのである。

次に本市各區に就き最近の人口増加狀況を見るに大正九年以降昭和十年に至る十五ヶ年間を通じ、絶對數に於ても比率に於ても人口増加の最も著しかつたのは南區であり、その全増加數十六萬二千五百六十二人、大正九年に比し二・三八倍に達してゐる。これに對し東區は増加數十二萬九千八百八十三人、大正九年に比し一・九七倍して第二位にあり、中區はその總人口に於て四區中常に第一位にあるに拘らず、増加の勢は却つて弱く、十一萬八千百四十三人を増して一・五二倍してゐる。最後に西區はその總人口に於ても増加率に於ても、常に最も低く、十五ヶ年間に漸く六萬四千二百四十六人を増して一・四九倍したるに過ぎない。而して各區に於ける斯くの如き人口増加傾向の強弱は各區がその地域内に包藏する所の新市部面積の大小に反比例するものであつて、本市中心部が既に人口の飽和點に近付きつゝある事を意味するものである。

	人口	前回比増	増加率	大正九年人口を100としたる指數
大正九年				
東區	一三三、四三五人	—	—	一〇〇
西區	一三一、三七〇	—	—	一〇〇
中區	二二五、四三七	—	—	一〇〇
南區	一一七、八八五	—	—	一〇〇
計	六〇八、一二七	—	—	一〇〇
大正十四年				
東區	一七七、三九〇人	四三、九五五人	三二・九四%	一三三
西區	一五三、三一三	二一、九四三	一六・七〇	一七七
中區	二七〇、八〇〇	四五、三六三	二〇・一二	一二〇
南區	一六七、〇五五	四九、一七〇	四一・七一	一四二
計	七六八、五五八	一六〇、四三一	二六・三八	一二六
昭和五年				
東區	二二四、七九五人	四七、四〇五人	二六・七二%	一六八
西區	一六八、四一六	一五、一〇三	九・八五	一二八
中區	三〇二、八六六	三三、〇六六	一一・八四	一三四

	人口	前回比増	増加率	大正九年人口を100としたる指數
南區	二一一、三二七	四四、二七二	二六・五〇	一七九
計	九〇七、四〇四	一三八、八四六	一八・〇七	一四九
昭和十年				
東區	二六三、三一八人	三八、五二三人	一七・一四%	一九七
西區	一九五、六一六	二七、二〇〇	一六・一五	一四九
中區	三四三、五八〇	四〇、七一四	一三・四四	一五二
南區	二八〇、三〇二	六八、九七五	三二・六四	二三八
計	一、〇八二、八一六	一七五、四一二	一九・三三	一七八

(3) 市心部及周邊部

一般に空間的に有限なる都市へ、無限に吸引せられる地方人口は先づその中心部を飽和して次第に周邊部に及ぼし、交通機關の發達と共に更に市域を越へて郊外地に溢出し、こゝに所謂郊外地都市化の事實を現象する。斯くて、今尚近代的發展の初期を彷徨しつゝある少數のものを除いて、大多數の都市はその市心部に於ては人口の增加は極めて遲々たるものであるか、或は最早停止せられるに至る、のみならず、その甚だしきに至つては市心部に於ては却つて人口の減少を來すものすらある。

以下この一般的傾向に對して本市の事實が如何にあるかを見ようとするのであるが、本市に於ては各區何れも新舊兩市部より構成せられ且その舊市部に屬する部分と雖もその總てを市心部なりとは云ひ難い狀態にあり、從つて、單に法域上の區分又は新舊市部の區分を以てしては市心部と周邊部の區別をなし得ない恨がある。併しながら大正十年市域擴張前の所謂舊市域は南區の大部を除き各區共概して市心部を構成せるものと考へ得るが故に、此處には舊東、西、中の三區を以て市心部、その他を以て周邊部となし、この標準に基いて大正九年以降の人口增加趨勢を見るに果して市心部方面に於てはその人口增加率が極めて低率であり、而も年々その率を遞減し、時には舊東區に見らるゝ如く反つて減少せる場合すらあるに反し、周邊部方面に於ては逐年甚だ著しい增加を續けつゝある事を知るのである。

即ち大正九年以降昭和十年に至る十五ヶ年間に市心部に於ては、東區八萬九千より十萬五千に約一八%、西區十萬より十萬八千に約八%、中區十七萬四千より十八萬四千に約六%を增加し、市心部總計に於て三十六萬四千より三十九萬八千に約九%の增加を示せるに過ぎず、更に最近五ヶ年間に就きその年平均增加率(幾何平均)を見るに最高率の東區に於てすら一・〇二%中區の如きは僅々〇・三七%を示せる狀態である。然るに他方周邊部に於ては、その人口の增加は極めて著しく、大正九年以降十五ヶ年間に東區四萬四千より十五萬七千に約二五七%、西區三萬一千より八萬七千に約一八二%、中區五萬一千より十五萬九千に約二一〇%、南區(現在區域全部)十一萬八千より二十八萬に約一三八%を增加し、周邊部合計に於ては二十四萬四千より六十八萬五千に約一八〇%の增加を示し、最近五ヶ年間に於ける年平均增加率(幾何平均)に於ても、東區四・八六%西區七・〇八%中區五・〇五%南區(現在區域全部)五・八一%等甚だ高率である。而して大正九年に於ては周邊部人口の市心部人口に對する割合は六割七分に過ぎなかつたのであるが、昭和十年に於ては悠々市心部を凌駕して十七割二分に達し、その增加の勢は誠に著しいものがある。斯くて本市の現狀に就て云へば、大正九年以降に於ける人口の驚異的增加は殆ど全く周邊部即ち新市部方面に於てなされたものと稱して敢て大過ないのである。

新舊市部別 名古屋市各回國勢調査人口及增加率

大正九年區別		人口	前回調査に比し增加	同上增加率	大正九年人口を一〇〇としたる指數
		人		%	
東區	新市部	四四、一四七			一〇〇
	舊市部	八九、二八八			一〇〇
西區	新市部	三〇、九一一			一〇〇
	舊市部	一〇〇、四五九			一〇〇
中區	新市部	五一、二九六			一〇〇
	舊市部	一七四、一四一			一〇〇
南區	新市部	五一、七七六			一〇〇
	舊市部	六六、一〇九			一〇〇

全市 新市部	一七八、一三〇	—	—	一〇〇
全市 舊市部	四二九、九九七	—	—	一〇〇
周邊部	二四四、二三九	—	—	一〇〇
市心部	三六三、八八八	—	—	一〇〇

大正十四年

區別	人口	前回調査に比し増加	同上増加率	大正九年人口を100としたる指數
東區 新市部	七五、一〇二人	三〇、九五五人	七〇・一二%	一七〇
東區 舊市部	一〇二、二八八	一三、〇〇〇	一四・五六	一一五
西區 新市部	四九、四二六	一八、五一五	五九・九〇	一六〇
西區 舊市部	一〇三、八八七	三、四二八	三・四一	一〇三
中區 新市部	九二、五八一	四一、二八五	八〇・四八	一八〇
中區 舊市部	一七八、二一九	四、〇七八	二・三四	一〇二
南區 新市部	八三、九一一	三二、一三五	六二・〇七	一六二
南區 舊市部	八三、一四四	一七、〇三五	二五・七七	一二六
全市 新市部	三〇一、〇二〇	一二二、八九〇	六八・九九	一六九
全市 舊市部	四六七、五三八	三七、五四一	八・七三	一〇九
周邊部	三八四、一五〇	一三九、九一一	五七・三	一五七
市心部	三八四、四〇八	二〇、五二〇	五・六	一〇六

昭和五年

區別	人口	前回調査人口に比し増加	同上増加率	大正九年人口を100としたる指數
東區 新市部	一二四、四七七人	四九、三七五人	六五・七四%	二八一
東區 舊市部	一〇〇、三一八	△一、九七〇	△一・九三	一一二
西區 新市部	六一、八三九	一二、四一三	二五・一一	二〇〇
西區 舊市部	一〇六、五七七	三、六九〇	二・五九	一〇六
中區 新市部	一二四、五九四	三三、〇一三	三四・五八	二四三
中區 舊市部	一七八、二七二	五三	〇・〇三	一〇二
南區 新市部	一一四、四七二	三〇、五六一	三六・四二	二二一
南區 舊市部	九六、八五五	一三、七一一	一六・四九	一四七
全市 新市部	四二五、三八二	一二四、三六二	四一・三一	二三九
全市 舊市部	四八二、〇二二	一四、四八四	三・一〇	一一二
周邊部	五二二、二三七	一三八、〇八七	三五・九	二一四
市心部	三八五、一六七	七五九	〇・二	一〇六

昭和十年

區別	人口	前回國調人口に比し増加	同上増加率	大正九年人口を100としたる指數
東區 新市部	一五七、七九一人	三三、三一四人	二六・七六%	三五七
東區 舊市部	一〇五、五二九	五、二一一	五・一九	一一八
西區 新市部	八七、〇五四	二五、二一五	四〇・七八	二八二
西區 舊市部	一〇八、五六四	一、九八七	一・八六	一〇八

中區	新市部	一五九、三九六	二七・九三	三一〇
	舊市部	一八四、一八三	三・三二	一〇六
南區	新市部	一六八、〇三一	四六・七九	三二五
	舊市部	一一二、二六六	一五・九一	一七〇
全市	舊市部	五七二、二七二	三四・五三	三二一
	新市部	五一〇、五四二	五・九二	一一九
周邊部		六八四、五三八	三一・一	二八〇
市心部		三九八、二七六	三・四	一〇九

註　大正十四年以降は國勢調査照査表による町別人口より算出す。但し、東區の大正十四年人口は年末人口を基礎として算出す。
大正九年新市部人口は被併合町村人口を合計したものである。
△は減少を示す。
市心部は舊東、西、中の三區である。

(4) 接續町村

市域外に於ける人口増加の趨勢を見るに、新市部方面に於ける活潑なる發展に反して一度市域を越へて外周部に到れば、二三の例外を除いて大部分の町村は何れもその人口増加率甚だ低く、本市膨脹の勢の未だこの部分に強く影響してゐない事を示してゐるのである。即ち今、名古屋市を中心とする半徑十粁圏内の二十二ヶ町村に就きて見るに、次表に見る如く、庄内川以内に位置する庄内町及萩野村の兩町村を例外とすれば都市計畫區域内町村に於てすら、何れも十五ヶ年間の増加率十割に滿たず、その大部分は五割以下の低率である。而して五割を超過するものは前記庄内、萩野兩町村の外楠村、新川町及天白村大字八事あるのみであり、内天白村を除いて他は悉く市の北部に位置するのである。斯くて本市の人口的發展は地域的には漸次北に向つて進められつゝある事を知るのであるが、而も庄内川を一大障壁として、その北には及ばず、唯東海道線及舊名岐鐵道の貫通區域に於て、やゝ顯著なる増加を認め得る外、尚微々として振はない狀態にある。

各回國勢調査近接町村人口及増加率（半徑十粁圏内）

町村名	大正九年 人口	昭和五年 人口	前回比増減率	大正九年に比し増加率	昭和十年 人口	前回比増加率	大正九年に比し増加率
天白村	五、二四九人	五、五八〇人	六・三一%		六、六八四人	一九・七八%	
○大字八事	八八六	一、〇三三	一五・四六		一、四二六	三九・三九	二七・三四%
猪高	四、六六九	四、六七七	△ 〇・六九		四、六八一	〇・九五	〇・二六
守山	九、〇六〇	八、六一一	△ 四・九五		一〇、七三二	二四・六三	一八・四五
鳥居松	三、五二五	三、六八三	四・四八		四、一五八	三・九〇	一七・九六
勝川	七、九五四	八、四三	五・六五		九、一〇九	八・四〇	一四・五二
○萩野	一、三一七	一、五一四	一四・九六		二、〇八五	三七・七一	五八・三一

○庄内	一、七九二	四、五一四	一五一・九〇	六、八五八	五一・九三	二八二・七〇	一二、六六一	八四・六二	六〇六・五三
楠	二、二五三	二、三〇四	二・二六	二、三九四	三・九一	六・二六	三、三九七	四一・一九	五〇・七八
豊山	三、四八五	三、五〇四	〇・五五	三、六三五	三・七四	四・三〇	三、七〇五	一・九三	六・三一
山口	四、九八八	五、〇九七	二・一九	五、三九〇	五・七五	八・〇六	五、六六四	五・〇八	一三・五五
師勝	四、五四二	四、五五二	〇・二二	五、一〇〇	一二・〇四	一二・二九	五、一九六	一・八八	一四・四〇
西春	五、六六〇	五、六一八	△〇・七四	五、九〇四	五・〇九	四・三一	五、九七八	一・二五	五・六二
○西枇杷島	五、六七三	八、三四三	四七・〇七	七、九三五	△四・八九	三九・八七	八、三一七	四・八一	四六・六一
清洲	三、七九八	三、九九〇	五・〇六	四、二二〇	五・七六	一一・一一	四、五六五	八・一八	二〇・二〇
春日	二、一五九	二、一一四	△二・〇九	二、二二一	五・〇六	二・八七	二、二八三	二・七九	五・七四
新川	五、八七一	六、八八三	一七・二四	七、九〇二	一四・八〇	三四・五九	一〇、二八四	三〇・一四	七五・一七
甚目寺	七、三五七	七、五二三	二・二六	七、八九六	四・九六	七・三三	八、四一五	六・五七	一四・三八
大治	四、一四一	四、四〇一	六・二八	四、六一五	四・八六	一一・四五	四、九〇四	六・二六	一八・四三
七寶	四、九五六	四、九二四	〇・六五	五、一一六	三・九〇	三・二三	五、二六九	二・九九	六・三二
富田	八、〇八四	八、二七八	二・四〇	八、六一三	四・〇五	六・五四	八、九一六	三・五二	一〇・二九
南陽	六、八二六	七、〇一〇	二・七〇	七、三八〇	五・二八	八・一二	七、九八三	八・一七	一六・九五
○下ノ一色	七、五九〇	八、四〇三	一〇・七一	八、九三五	六・三三	一七・七二	九、六九四	八・四九	二七・七二

註 ○は都市計畫區域内町村を示す
△は減少を示す

四 人口密度

人口の激増と共に人口密度も亦急激に高まり、舊市部方面に於ては大正九年既に一平方粁當り一萬を突破し、特に舊中區の如きは二萬五千强の高密度を示してゐるに對し、新市部方面に於ては尚一千六百强であり、その間粗密の懸隔甚だ著しかつたのであるが、その後新市部方面に於ける急激なる人口増加に伴ひ、この部分の人口密度も漸次昂騰し、昭和十年に於ては舊市部一萬二千五百四十四人、新市部五千百八十四人、全市平均七千百六十七人となつた。

今これを本邦六大都市に就て比較するに、次表の如く神戸市に次いで第四位の高率である。

都市名	密度	都市名	密度
東京市	一〇、六六七	京都	三、七四四
大阪市	一六、一五一	神戸市	一一、一一九
名古屋市	七、一六七	横濱市	五、一九三

更に各區に就き、その人口分布の狀態を見るに、昭和十年に於て密度最も大なるは中區の一平方粁當り一萬一千七百三十人であり、西區の一萬百七十八人、東區の八千九百三十八人これに亞ぎ、南區は尚未だ三千八百三十二人の低密を示してゐる。而してこの順位は既に記したる各區人口増加率の順位とは全く反對の結果を示せるものであり、各區の人口増加趨勢がその收容餘力の程度に應じて制約を加へられつゝあるの事情を雄辯に物語つてゐる。尚これを新舊市部別に見る時は

次表に明かなる如く、舊中區の一平方粁當り二萬六千九百、舊西區の二萬三千七百、舊東區の一萬六千六百等、市心部方面に於てはその密度は甚だ高いのであつて、既に過密の域に近付きつゝありと云はねばならない。

區別		大正九年人密（一方粁當り）	大正十四年人密	昭和五年人密	昭和十年人密
		人	人	人	人
東區	新市部	二、一〇三	三、五七八	五、三七九	六、八二八
	舊市部	一四、〇五一	一六、一〇八	一五、七九八	一六、六一九
	計	四、八八〇	六、四八六	七、六二三	八、九三八
西區	新市部	二、二四四	四、五八九	四、七八〇	五、九四三
	舊市部	三二、〇〇五	二二、七三二	二三、三二一	二三、七五六
	計	七、一六四	八、三六〇	八、七四九	一〇、一七八
中區	新市部	二、三九三	四、三一八	五、五六七	七、〇九七
	舊市部	二五、四八七	二六、〇九四	二六、一〇一	二六、九六七
	計	七、九七四	九、五七九	一〇、三六九	一一、七三〇
南區	新市部	一、〇一一	一、六三八	二、二九七	三、三四九
	舊市部	二、八八一	三、六二三	四四、二二〇	四、八九二
	計	一、五八九	二、二五二	二、九七六	三、八三二
計	新市部	一、六五八	二、八〇二	三、八六六	五、一八四
	舊市部	一〇、五六四	一一、四八七	一一、八四三	一二、五四四
	計	四、一〇五	五、一八八	六、〇二〇	七、一六七

思ふに、都市人口密度の過大さは、その儘直ちに市民の反自然的生活を意味し、かゝる密住の生

名古屋市及其附近人口密度圖（昭和十年十月一日現在）

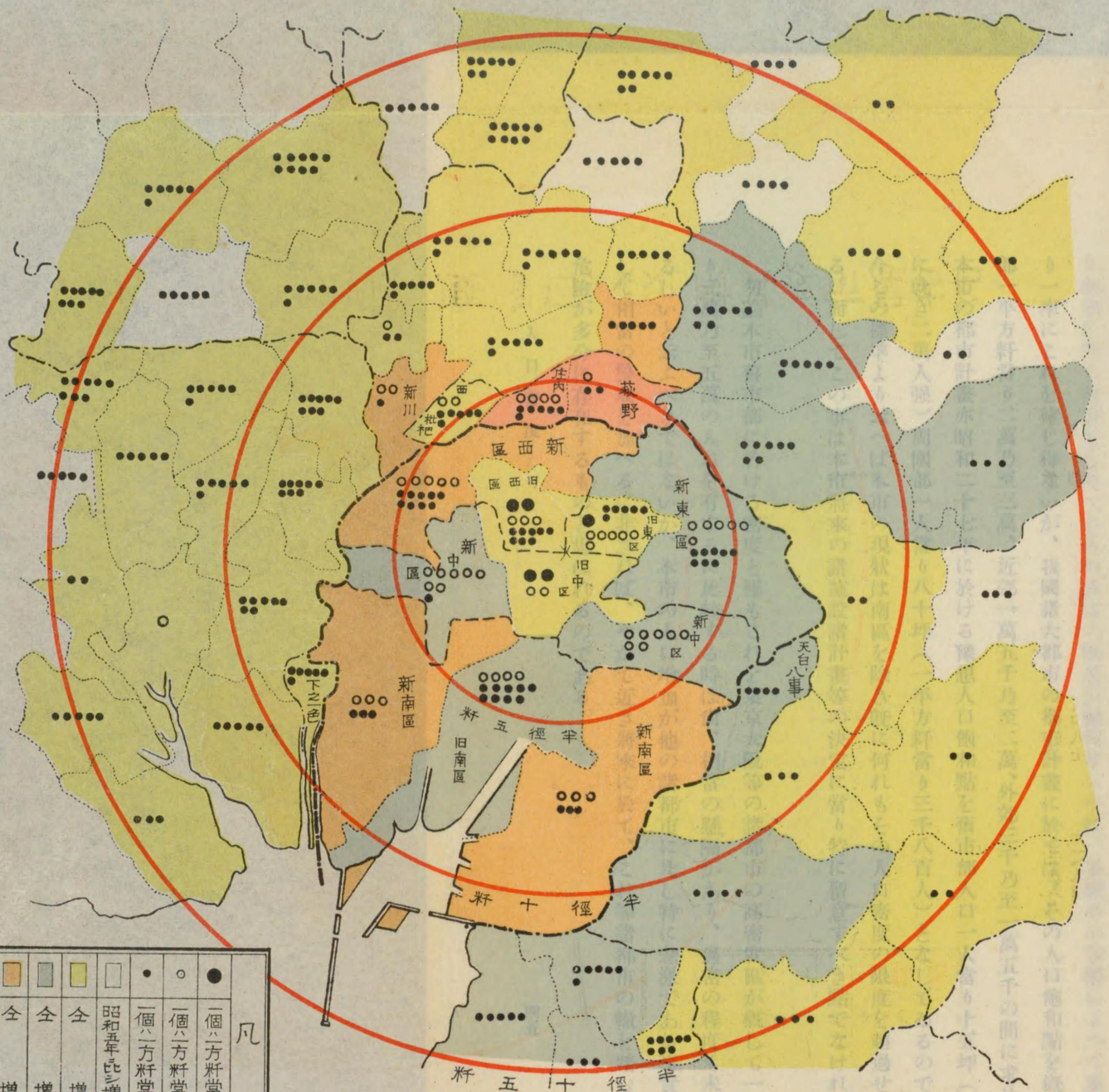

人口

次表に明かなる如く、舊中區の一平方粁當り二萬六千九百、舊西區の二萬三千七百、舊東區の一萬六千六百等、市心部方面に於てはその密度は甚だ高いのであつて、既に過密の域に近付きつゝありと云はねばならない。

區別	大正九年人密（方粁當り）	大正十四年人口	大正十四年人密	昭和五年人口	昭和五年人密	昭和十年人口	昭和十年人密
新市部	二、一〇三人	三、五七八人		五、三七九人		六、八二八人	
舊市部	一四、〇五一	一六、一〇八		一五、七九八		一六、六一九	
東區 計	四、八八〇	六、四八六		七、六二三		八、九三八	
新市部	二、二四四	四、五八九		四、七八〇		五、九四三	
舊市部	三二、〇〇五	二二、七三二		二三、三二一		二三、七五六	
西區 計	七、一六四	八、三六〇		八、七四九		一〇、一七八	
新市部	二五、三九三	四、三一八		五、五六七		七、〇九七	
中區 舊市部	二五、四八七	二六、〇九四		二六、一〇一		二六、九六七	
計	七、九七四	九、五七九		一〇、三六九		一一、七三〇	
新市部	一、〇一一	一、六三八		二、二九七		三、三四九	
南區 舊市部	二、八八一	三、六二三		四四、二二〇		四、八九二	
計	一、五八九	二、二五二		二、九七六		三、八三二	
新市部	一、六五八	二、八〇二		三、八六六		五、一八四	
舊市部	一〇、五六四	一一、四八七		一一、八四三		一二、五四四	
計	四、一〇五	五、一八八		六、〇二〇		七、一六七	

思ふに、都市人口密度の過大さは、その儘直ちに市民の反自然的生活を意味し、かゝる密住の生

次表に明かなる如く、舊中區の一平方粁當り二萬六千九百、舊西區の二萬三千七百、舊東區の一萬六千六百等、市心部方面に於てはその密度は甚だ高いのであつて、既に過密の域に近付きつゝありと云はねばならない。

區別		大正九年人密（一方粁當り）人	大正十四年人密	昭和五年人密	昭和十年人密
東區	新市部	二、一〇三	三、五七八	五、三七九	六、八二八
	舊市部	一四、〇五一	一六、一〇八	一五、七九八	一六、六一九
	計	四、八八〇	六、四八六	七、六二三	八、九三八
西區	新市部	二、二四四	四、五八九	四、七八〇	五、九四三
	舊市部	三三、〇〇五	二二、七三二	二三、三二一	二三、七五六
	計	七、一六四	八、三六〇	八、七四九	一〇、一七八
中區	新市部	二、三九三	四、三一八	五、五六七	七、〇九七
	舊市部	二五、四八七	二六、〇九四	二六、一〇一	二六、九六七
	計	七、九七四	九、五七九	一〇、三六九	一一、七三〇
南區	新市部	一、〇一一	一、六三八	二、二九七	三、三四九
	舊市部	二、八八一	三、六二三	四四、二二〇	四、八九二
	計	一、五八九	二、二五二	二、九七六	三、八三二
計	新市部	一、六五八	二、八〇二	三、八六六	五、一八四
	舊市部	一〇、五六四	一一、四八七	一一、八四三	一二、五四四
	計	四、一〇五	五、一八八	六、〇二〇	七、一六七

思ふに、都市人口密度の過大さは、その儘直ちに市民の反自然的生活を意味し、かゝる密住の生

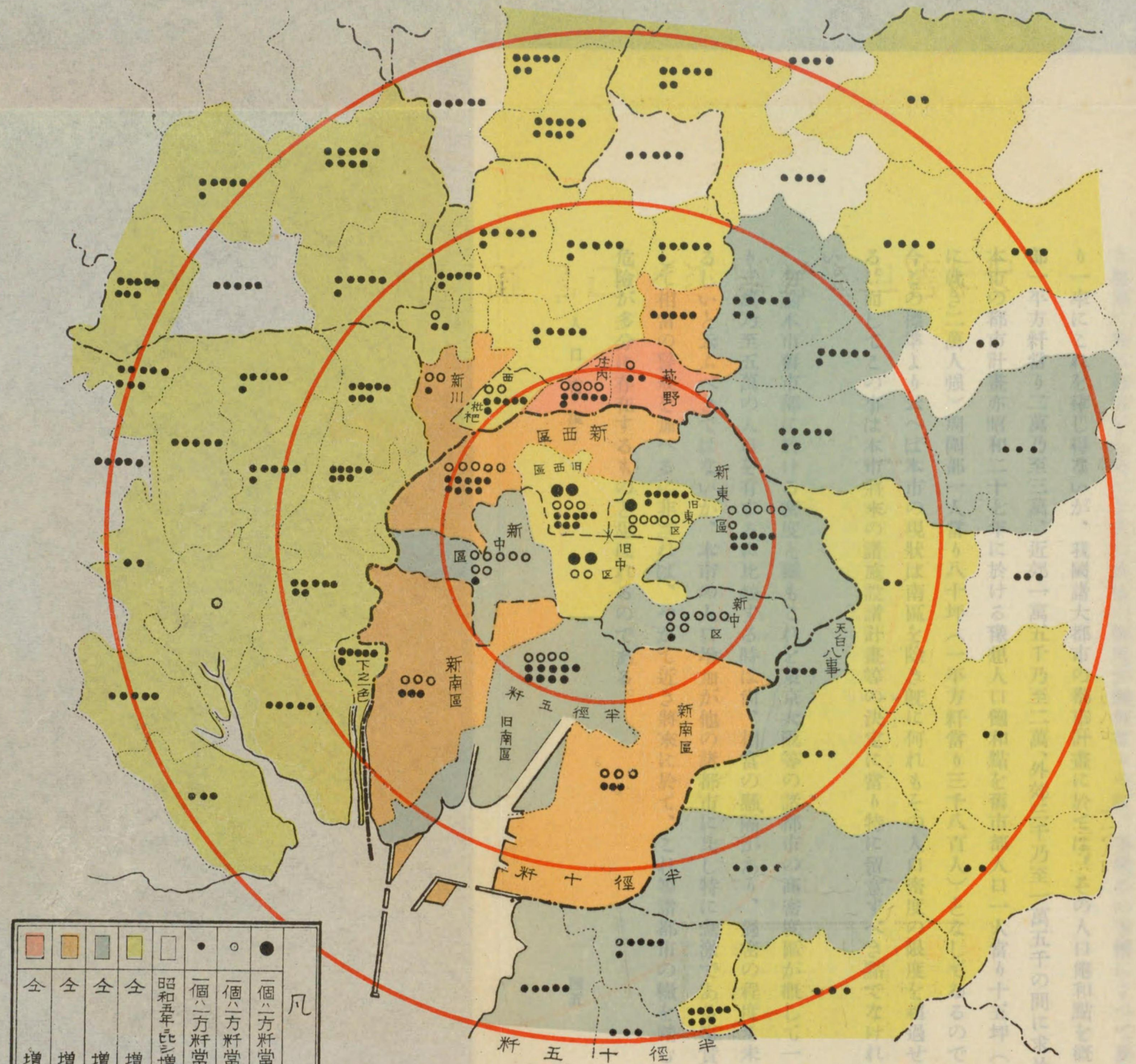

活が都市衞生上極めて厭ふべき條件を提供するものなる事は今更云ふ迄もない所である。而して大都市に於て許容せらるべき人口密度の限度が幾何なりやは、各都市の事情によつて異り、固より一率にこれを律し得ないが、我國諸大都市の都市計畫に於ては、その人口飽和點を概して市心部一平方粁當り二萬乃至三萬、外郊三千乃至一萬五千の間に求めてをり、本市の都市計畫亦昭和二十七年に於ける豫想人口飽和點を舊市部人口一人當り十五坪（一平方粁に就き二萬人强）周圍部一人當り八十坪（一平方粁當り三千八百人）となしてゐるのであつて、今この標準より云へば本市の現狀は南區を除き既に何れもその人口密度の限度を超過せる譯である。而してこの事は本市將來の諸施設諸計畫等の決定に當り特に留意すべき點でなければならない。

勿論本市舊市部に於ける密度と雖もこれを東京大阪等の諸都市の高密度區が概して一平方粁當り三萬乃至五萬の人口を有するに比較する時は尙、相當の懸隔があり、過密の程度も未だ特に著るしいと云ふべきではないが、本市の人口增加が他の諸都市に比し特に急激である事實より今にして相當の警戒を加へるに非ざれば、やがて近き將來に於て、これ等諸都市の轍を踏むに至るの危險が多分に存在するものと思はれるのである。

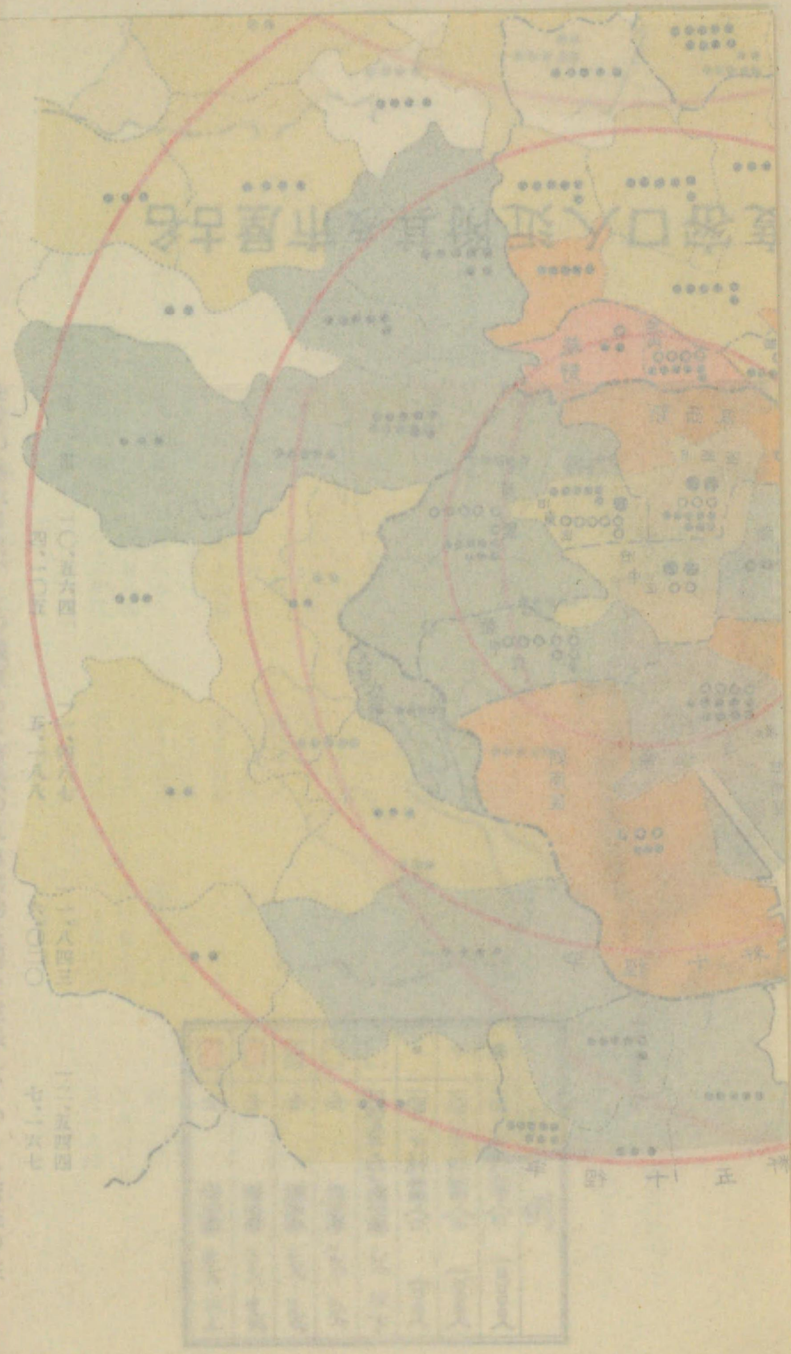

五　男女年齢別人口構成

一社會に於ける青壯年の數は、その社會の生産力を左右し、兵役義務年齢の男子の數は、その兵力量を決定し又可孕年齢の女子の數によつて人口增加の將來を暗示せられる等、人口の年齢別構成狀態は社會百般の事象に重大なる關係を持つ。又男女の均衡はその社會の經濟的、風敎的狀況を示す重要なる指針ともなる。

以下名古屋市の人口がその年齢の狀態に於て、又その男女の均衡に於て如何にあるかを見よう。

註　昭和十年國勢調査の年齢別人口は未だ發表せられないので已むを得ず數字の些か古きに失する嫌はあるが昭和五年の國調結果に依る事とする

先づ男女の均衡に就て云へば、昭和五年國勢調査の結果による本市人口の女一〇〇に對する男の割合は一〇六・一を示し、實數に於ては二萬六千六百餘の男子超過である。勿論性別人口構成に於ける男子超過は我國一般の共通現象であるが、唯その超過の程度に至つては同年全國比率の一〇一・〇に比し本市は相當の高率を示してをるのであり、而もその男子超過は成壯年者即ち二十五歳乃至五十歳の間に於て特に著しく（五十五歳以上に於て反對に女子超過）三十歳乃至三十四歳に於ては實に女百に對し男百二十の高率に達してゐるのであつて、斯くの如く生産能力の充實したる年齢階級に於ける著しい男子超過は一面本市の旺盛なる生産力を物語ると共に、又この不均衡より生起する道德上、風敎上の諸問題も相當の重要性を有する事を暗示してゐるのである。

次に年齢の關係より見るに、次表の如く昭和五年の事實に就て云へば、五歳未滿の幼者最も多く一三・五%强を占め、五歳—九歳の階級は一〇・二七%、一〇歳—一四歳は九・四九%と次第にその率を減ずるも、次の一五歳—一九歳に至つて反潑し實數一一七、七五七人、一二・九八%となり、二〇歳—二四歳は一〇・七四%以下年齢の高まるに從つてその率

表圖級階齢年口人市屋古名年五和昭

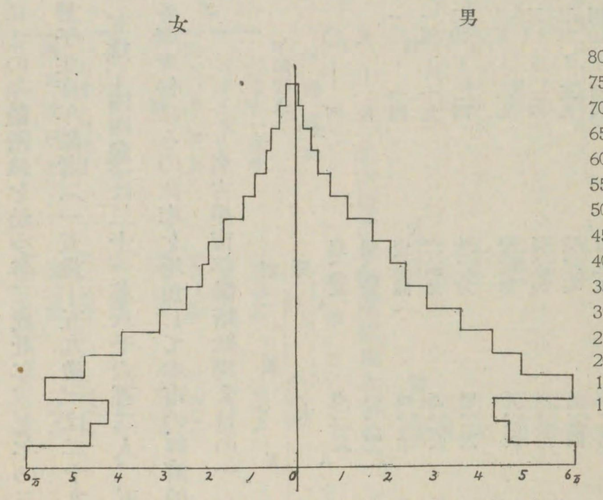

中央下部に突出部を有し生産年齢者の特に多數に占むる事實を語つてゐる

男女年齢別人口構成

を減じてゐる。

更にこの年齢階級を幼少年、成壯年、老年の三階級に大別して男女別に觀察する時は、次表の如く男子生産年齢者（一五歳―五九歳）は二十九萬五千八十九人、六三・一八%、女子可孕年齢者（一五歳―四四歳）は二十一萬八千六百二人、五二・三一%を占めて、共に總數の過半に達し、而も各調査毎にその比率を增加して本市の經濟的發展を反面より實證してゐるのである。

名古屋市年齢階級別人口の一

年齢階級	昭和五年 男 人	女 人	計 人	千分比	女百に對する男の割合
○―四歳	六二、八二五	六〇、二六九	一二三、〇八四	一三四・五	一〇二・六
五―九	四七、二三九	四五、九四二	九三、一八一	一〇二・七	一〇二・八
一〇―一四	四三、七三四	四二、三三七	八六、〇七一	九四・九	一〇三・三
一五―一九	六二、四九九	五六、二五八	一一七、七五七	二九・八	一〇九・三
二〇―二四	五〇、二八九	四七、一七二	九七、四六一	一〇七・四	一〇六・六
二五―二九	四三、五九七	三八、九〇六	八二、五〇三	九一・〇	一一三・一
三〇―三四	三六、五六六	三〇、五三三	六七、〇八八	七三・九	一二九・八
三五―三九	二九、〇一七	二四、五四四	五三、五六一	五九・〇	一二八・二
四〇―四四	二四、三三八	二一、二〇〇	四五、五三八	五〇・二	一一四・八
四五―四九	二一、二〇五	一九、五五五	四〇、七六〇	四四・九	一〇八・四
五〇―五四	一七、〇三三	一六、二七九	三三、三〇二	三六・七	一〇四・六
五五―五九	一二、五五五	一二、八三五	二三、二五〇	二五・六	九九・〇
六〇―六四	七、八二〇	八、八九五	一六、七一五	一八・四	八七・九
六五―六九	五、一七八	六、三五三	一一、五三一	一二・七	八一・五
七〇―七四	三、五七四	五、二六六	八、八四〇	九・七	六七・九
七五―七九	一、七五〇	一、九七六	三、七二六	四、九六四	五四・四
八〇以上	八三二	一、〇〇〇	二、八〇八	二、八〇八	三・一
計	四六七、〇三一	四四〇、三七三	九〇七、四〇四	一、〇〇〇・〇	一〇六・一

名古屋市年齢階級別人口の二

年齢階級	昭和五年 人口 人	千分比	大正十四年 人口 人	千分比	大正九年 人口 人	千分比
男 ○才―一四才	一五二、七八八	三二七・一	二九九、四五三	三二九・八	三三、三〇三	三三六・七
一五才―五九才	二九五、〇八九	六三一・八	二四五、五二四	六二五・五	二三、二五〇	二五・六
六〇才以上	一九一、一五四	四一・一	一七、五二三	四四・七	一一、五七一	一二・七
計	四六七、〇三一	一、〇〇〇・〇	三九二、五二三	一、〇〇〇・〇	八、八四〇	九・七
女 ○才―一四才	一四八、五四八	三三七・三	一二八、三九七	三四一・四	四、九六四	五・五
一五才―四四才	二一八、六〇三	四九六・四	一八五、五七九	四九三・五	二、八〇八	三・一
四五才以上	七三、二三三	一六六・三	六七、〇六九	一七五・一	九〇七、四〇四	一、〇〇〇・〇
計	四四〇、三七三	一、〇〇〇・〇	三七六、〇四五	一、〇〇〇・〇		

尙本市人口中生産年齢者の占むる比率もこれを他の五大都市と比較する時は、未だ特に高率であ

るとは云ひ得ないのであつて、東京市の如き昭和五年人口中男子生産年齢者は七〇・五%の高率を示してゐるのである。

六大都市年齢階級別人口比率

		東京市	大阪市	名古屋市	京都市	神戸市	横濱市
男	〇才―一四才	二六・三%	二八・七%	三一・七%	二八・五%	三〇・〇%	三二・七%
	一五才―五九才	七〇・五	六八・四三	六三・八	六七・四一	六六・三	六二・八九
	六〇才以上	三・二	三・四〇	四・二	四・〇〇	三・七六	三・九四
	計	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
女	〇才―一四才	二九・三八	三〇・三〇	三三・七三	二九・〇五	三一・〇五	三四・九三
	一五才―四四才	五四・四五	五三・二一	四九・六四	五二・三一	五一・七九	四八・九四
	四五才以上	一六・一七	一六・七九	一六・六三	一八・六四	一七・二六	一六・一三
	計	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

六　人口増加の将来

名古屋都市計畫區域設定理由書は大正十一年より三十年後即ち昭和二十七年に於ける大名古屋（全計畫區域を指す）の人口を約百二十三萬と推算し、且その飽和密度を舊市部一人當り十五坪周邊部一人當り八十坪として全區域の許容人口を百二十八萬とし、以て餘裕を有すと断じてゐる。今該理由書に示された密度の標準が妥當であるか否かは暫く置き、昭和二十七年に於ける全計畫區域人口百二十三萬なる推算の誤謬であつた事は本市現在市域内のみの人口が昭和十年既に百八萬を突破し、若し全計畫區域内を以てすれば殆ど百十二萬に達してゐる點より見るも明かである。

今舊東、西、中の三區を以て市心部とし、その他を周邊部として、この兩區域に就き、大正九年以降昭和十年に至る十五ヶ年間の平均人口増加率を求むれば前者〇・六〇四%、後者七・一四%となる。而してこの率に基き

$$P = A(1+R)^N$$

P　求むる人口　　N　年數

A　昭和十年人口（市心部　三九八、二七六／周邊部　六八四、五三八）　　R　増加率（市心部　〇、〇〇六〇四／周邊部　〇、〇七一四〇）

の算式により將來の本市人口を算出すれば次表の如き結果となる。

	市心部	周邊部	計
昭和十年	三九八、二七八人	六八四、五三八人	一、〇八二、八一六人
昭和十一年	四〇〇、七〇〇	七三三、四〇〇	一、一三四、一〇〇
昭和十二年	四〇三、一〇〇	七八五、四〇〇	一、一八八、五〇〇

人口増加の將來

昭和十三年	八四一、三〇〇	一、二四六、八〇〇
昭和十四年	九〇一、一〇〇	一、三〇九、一〇〇
昭和十五年	九六五、二〇〇	一、三七五、六〇〇
昭和十六年	一、〇三三、九〇〇	一、四四六、八〇〇
昭和十七年	一、一〇七、四〇〇	一、五二二、八〇〇
昭和十八年	一、一八六、二〇〇	一、六〇四、一〇〇
昭和十九年	一、二七〇、六〇〇	一、六九一、〇〇〇
昭和二十年	一、三六一、〇〇〇	一、七八四、〇〇〇
昭和二十一年	一、四五七、七〇〇	一、八八三、二〇〇
昭和二十二年	一、五六一、四〇〇	一、九八九、五〇〇
昭和二十三年	一、六七一、八〇〇	二、一〇二、五〇〇
昭和二十四年	一、七九一、五〇〇	二、一二四、八〇〇
昭和二十五年	一、九一八、九〇〇	二、三五四、八〇〇
昭和三十年	二、七〇五、七〇〇	三、一五四、九〇〇

即ち昭和十年より五年後には本市人口は百三十七萬五千に上り、十年後百七十八萬四千、十五年後には既に二百三十五萬五千に達する筈である。

又内閣統計局算式（昭和九年迄使用の方式）により本市人口を推計すれば左の如くであつて前算式に依るよりは稍その増加は少ない。

	周邊部	市心部（舊東西中三區）	計
昭和十年	六八四、五三八人	三九八、二七八人	一、〇八二、八一六人
昭和十一年	七一八、〇〇〇	四〇一、〇〇〇	一、一一九、〇〇〇
昭和十二年	七五二、〇〇〇	四〇三、七〇〇	一、一五五、七〇〇
昭和十三年	七八六、四〇〇	四〇六、五〇〇	一、一九二、九〇〇
昭和十四年	八二一、四〇〇	四〇九、三〇〇	一、二三〇、七〇〇
昭和十五年	八五六、八〇〇	四一二、二〇〇	一、二六九、〇〇〇
昭和十六年	八九二、七〇〇	四一五、一〇〇	一、三〇七、八〇〇
昭和十七年	九二九、二〇〇	四一八、〇〇〇	一、三四七、二〇〇
昭和十八年	九六六、二〇〇	四二一、〇〇〇	一、三八七、二〇〇
昭和十九年	一、〇〇三、七〇〇	四二四、一〇〇	一、四二七、八〇〇
昭和二十年	一、〇四一、七〇〇	四二七、一〇〇	一、四六八、九〇〇
昭和二十一年	一、〇八〇、三〇〇	四三〇、二〇〇	一、五一〇、五〇〇
昭和二十二年	一、一一九、五〇〇	四三三、四〇〇	一、五五二、九〇〇
昭和二十三年	一、一五九、二〇〇	四三六、六〇〇	一、五九五、八〇〇
昭和二十四年	一、一九九、五〇〇	四三九、九〇〇	一、六三九、四〇〇
昭和二十五年	一、二四〇、三〇〇	四四三、二〇〇	一、六八三、五〇〇
昭和三十年	一、四五四、〇〇〇	四六〇、〇〇〇	一、九一四、〇〇〇
昭和三十五年	一、六八二、〇〇〇	四七九、〇〇〇	二、一六一、〇〇〇
昭和四十年	一、九二八、〇〇〇	四九九、〇〇〇	二、四二七、〇〇〇

人口増加の將來

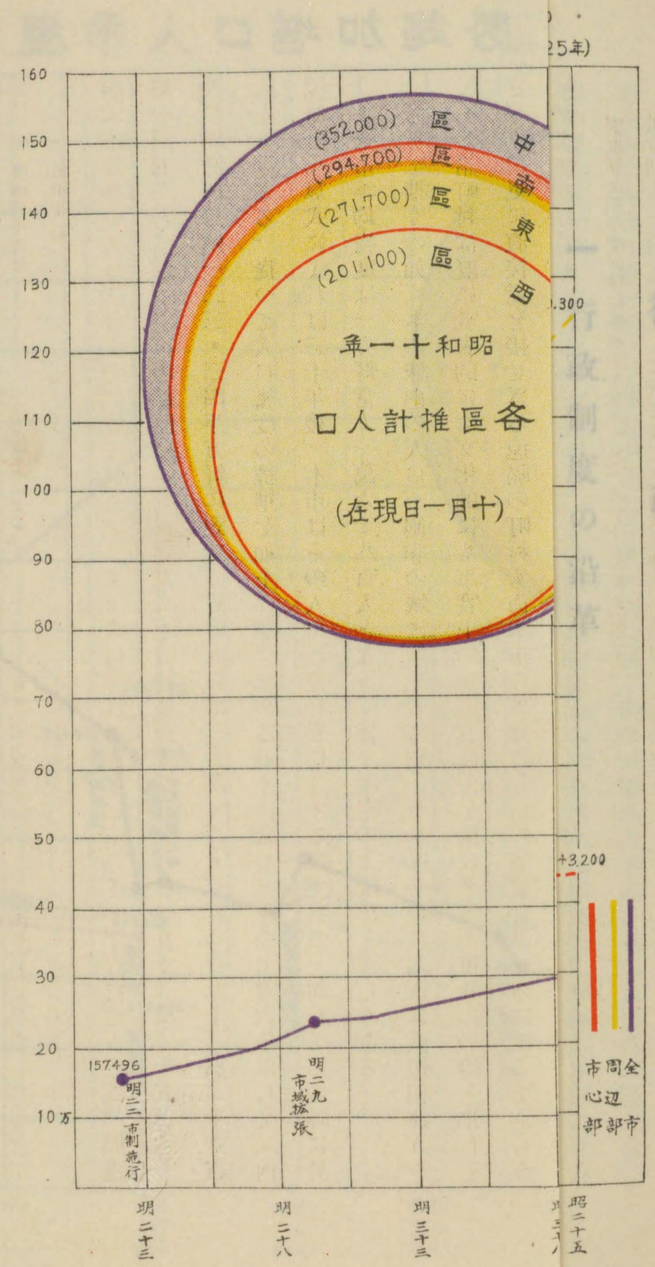

昭和四十五年　二、一九二、〇〇〇　五二〇、〇〇〇　二、七一二、〇〇〇
昭和五十年　二、四七五、〇〇〇　五四三、〇〇〇　三、〇一八、〇〇〇

尙本市將來の人口許容能力に就て見るに、本市人口密度の標準を市心部一平方粁當り三萬、周邊部一萬五千とすれば、市心部面積一七・七五二平方粁に對する許容人口は五十三萬二千五百六十人、周邊部面積一三三・三四平方粁に對する許容人口は二百萬一百人、計二百五十三萬二千六百六十人となる。從つて人口密度の標準を如上の點に求める限りに於て、今後十五六年にして（内閣統計局算式によれば三十年後）本市はその人口の飽和點に達する譯である。而してこの時に於ける全市平均密度は一方粁當り一萬六千八百人となり、ほゞ現在の大阪市と等しくなる。

而して斯くの如く本市域内の人口が飽和の域に達する時期に至れば、現に本市に直接相連りつゝある諸町村は既に社會的にも文化的にも事實上の大名古屋市を構成する不可分の一體と化しをるべく、更に直接境を接せざる遠隔の町村も尙本市の外郊としての實質を具へるに至るであらうと思はれるのである。

密度算出の基礎面積は昭和十年末の一五一・〇九三方粁を用ひた。

職業別人口及出生、死亡に就ては產業篇及保健衛生篇を夫々參照。

部一萬五千とすれば、市心部面積一七・七五二平方粁に對する許容人口は五十三萬二千五百六十人、周邊部面積一三三・三四平方粁に對する許容人口は二百萬一百人、計二百五十三萬二千六百人となる。從つて人口密度の標準を如上の點に求める限りに於て、今後十五六年にして（内閣統計局算式によれば三十年後）本市はその人口の飽和點に達する譯である。而してこの時に於ける全市平均密度は一方粁當り一萬六千八百人となり、ほゞ現在の大阪市と等しくなる。

而して斯くの如く本市域内の人口が飽和の域に達する時期に至れば、現に本市に直接相連りつゝある諸町村は既に社會的にも文化的にも事實上の大名古屋市を構成する不可分の一體と化しをるべく、更に直接境を接せざる遠隔の町村も尚本市の外郊としての實質を具へるに至るであらうと思はれるのである。

密度算出の基礎面積は昭和十年末の一五一・〇九三方粁を用ひた。

職業別人口及出生、死亡に就ては産業篇及保健衛生篇を夫々參照。

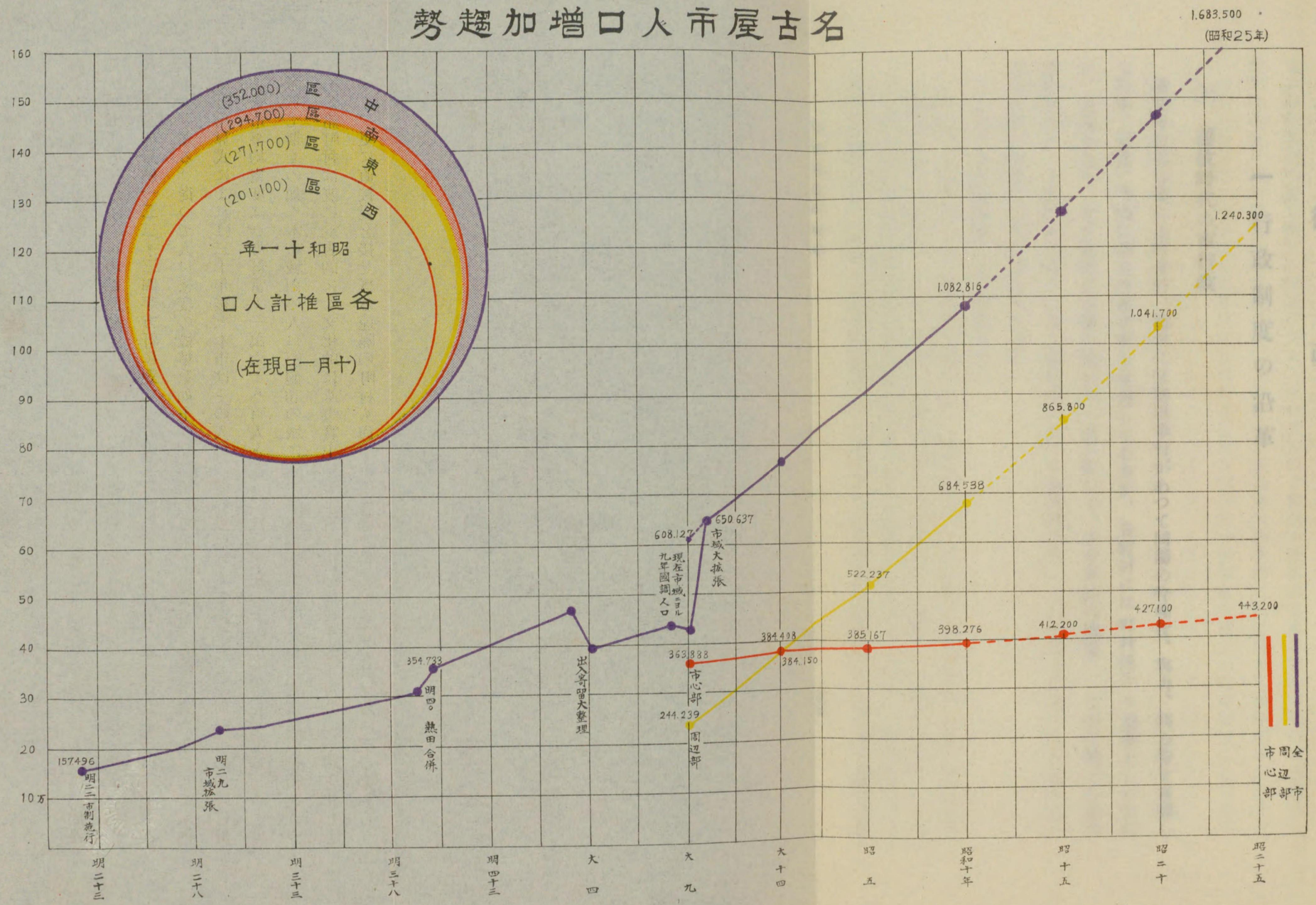

行政

一 行政制度の沿革

(1) 藩政時代の市行政

藩政時代名古屋には町奉行、熱田には熱田奉行があつて同屬の吟味役、與力、同心等を指揮して行政、司法、警察に渉る市政全般を掌理してゐたが、各町村には町村民から選擧せられた町代、庄屋があり、別に總町に世襲の總町代一名があつて、半官半民の機關として町村間の行政事務を管掌し、又各町村民間には五人組制度があつて連帶責任制の下に組合内に於ける日常生活の諸事に關し町民の自治が行はれてゐた。

今これらの自治機關に就き概説するに

町代 官民の間に立ち、總町代の指揮に從つて政令の周知、住民の輯睦、教化の推奨、民事、警察、訴訟の調停等町政の全般を掌つてゐた。各町に一名若は二名あつて家持がこれを選擧し、町奉行の承認によつて就任した。町代は始め町肝煎又は町年寄と云つたが、後、町代と改稱せられることゝなつた。又町代は各七、八町毎に一團をなし、その中より各町代の代表として觸角町代一名を選んだ。尚町代の下には町民の選擧する組

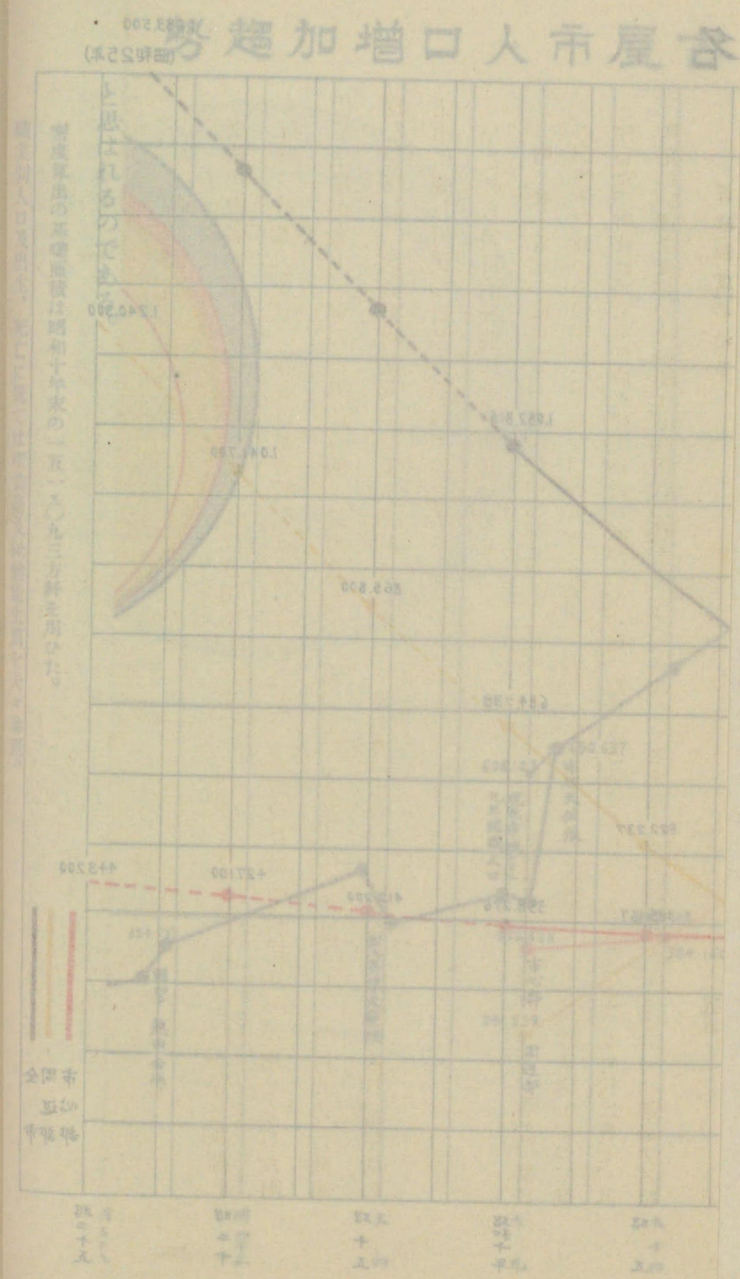

頭數名があつて町代の事務を輔佐してゐた。

庄屋　町奉行管轄の地域の內町奉行國奉行兩屬の地は、市街と異り町代の代りに庄屋を以て自治を行はしめた。庄屋は一村の主長たる地位を有し、地主がこれを選擧し、勘定奉行の承認によつて就任した(二名、年番交代)。その掌る所は大體町代と同樣である。尙庄屋の下に村民より選擧する四名の組頭があつて、庄屋の事務を輔佐してゐた。

五人組　名古屋藩政の初期には十人組と稱し、町方、村方共に近隣十家を以て組合を組織し、相互に治安の維持、組合員の和親相互扶助の責に當つた。その後組織を減じて五家を以て一組とし、五人組と改稱する樣になつた。

五人組制度の本旨は四隣相保に在つたが、宗門改の開始と共に專ら宗門の檢察を以て事とするに至り、この制度も漸く衰微して維新前既に殆どその實を失ふに至つた。

(2) 市制施行前の市行政

明治維新と共に庶政は一新されたとは云へ、藩政時代の町村自治の制度はその後暫くは舊來の姿で維持せられた樣であつた。然るにこの特色ある固有の町村自治の制度も、明治四年七月十九日の廢藩置縣の後は殆どその影を失ふに至つた。即ち當時尾張國には名古屋、犬山の二藩があつて名古屋藩を名古屋縣となし、縣下を六大區九十區に分ち、名古屋市を第一大區とし、更に全市を八區に劃し、熱田を九區として附屬せしめ、從來の町代等を廢して大區に大區長一名、各區に觸角一名(區長を兼務)を置き、その下に副區長三、四名、幹事若干名、正副戶長各三、四名、各町に年寄一名、每一町に組頭一、二名を置き、尙全市に總年寄一名を置いて各年寄を支配せしめ戶長は戶籍等に關する庶務を、年寄は納稅事務を掌つた。四年十一月犬山縣を廢して名古屋縣に併せ、五年四月名古屋縣を愛知縣と改め、更に同年十一月額田縣を廢して愛知縣に合併し、ここに愛知縣は尾張三河の二國を管轄することゝなつた。一方區の職制はその後屢々改編せられ、九年には大區に正副區長、小區以下に正副戶長、用掛の各職員が置かれた。

然るに明治十一年「郡區町村編成法」の公布に依り、從來の各區を廢し、熱田を名古屋から分離し、全市を一行政區としてこれに官選の區長を置くことゝなり、藩士吉田祿在任ぜられて初代區長に就任した。この時市內には新に公選の戶長二百二十五名を各町若は二、三町每に一名宛を置き、十六年從來の戶長役場を廢して全市を三十三組に編制し各組に戶長一名を置き、十七年戶長選擧法を改正して官選とし、戶長役場の區域を改めて三十五組とし、二十年三月各組の戶長を廢してその取扱事務を名古屋區役所に引繼がしめた。

以上の如き過渡期を經過したる市の行政制度が今日の如き行政制度の形態を採るに至つたのは

明治二十一年四月十七日施行せられたる「市制」に創り、本市は明治二十二年二月二日市制施行地に指定せられ、同年十月一日より市制が施行せられることゝなつた。

二　市の區域

(1)　市域の擴張

市制施行當時の名古屋市の地勢を觀るに、北部は城郭を擁して市勢の發展が阻害せられてゐたが、東部市外地には高燥なる地域が一帶に擴がつて理想的住宅地をなし、西部は西端市外地に名古屋驛があつて、共にこの兩方面に向つての市勢膨脹の素因をなしたので、市域の擴張も先づ大凡東西の二方面に行はれ、明治二十九年愛知郡御器所村の内大字前津小林を、三十一年には那古野村及古澤村の内大字東古澤をそれ〴〵市部に編入した。その後明治四十年熱田築港の完成するや之を樞機として同年六月熱田町全町を編入し、續いて愛知郡小碓村の内大字熱田新田東組、千年、熱田前新田、稻永新田及築港に依つて生じた公有水面埋立地を編入して市勢發展上の一原動地を擁することゝなり、面積に於て市制施行當時の約三倍近くに達するに至つた。

これより先、三十三年愛知郡千種村に中央線千種驛の設置せられるや東部方面の形勢は頓に一變して市街地と情況を同じくするに至り、又御器所村地内に鶴舞公園が建設せられ、此處に關西府縣聯合共進會が開催せられて以來附近一帶の地域は著しく發展するに至つたので、四十二年千種町並御器所村の一部を市に編入し、翌年更に築港埋立地並公有水面埋立地を編入して市の面積は益々增大するに至つた。

その後大正時代に入るや市勢の發展は愈々著しく十年遂に隣接十六ヶ町村の大合併が實現せられるに至つた。由來本市は東西兩京の中間に在つて背後に濃尾の大沃野を控へ、陸路、海路を通じて物資の一大集散地をなし、全國稀觀の商工業地を形成するに至つたが、特に歐洲大戰後本市の經濟力の目覺ましき發展に伴ひ人口の增加頓に著しく愈々市域の狹隘を招き市の實勢は勢ひ市の周邊郊外に及び、都市と隣接町村とは一團の都市生活を結成するに至つた。然るに市と隣接町村とは行政區劃を異にする結果、各種の施設經營に統一徹底を缺き遺憾の點が少くなかつたので、都市生活の實際と行政區劃を一致せしめ、市將來の各種の都市計畫を樹て都市生活の健全なる發展を期せんがため、大正九年より數次これ等隣接町村と合併交涉を開始し、十年八月二十二日隣接十六ヶ町村の大併合を見るに至つたのである。

即ち愛知縣知事は市會に向つて愛知郡千種町、東山村、御器所村、呼續町、小碓町、荒子村、

下之一色町、笠寺村、八幡村、愛知町、中村、常盤村、天白村の内八事字表山、裏山、石垣、西春日井郡枇杷島町、金城村、萩野村、庄内村、清水町、杉村、六郷村、川中村の二十一ヶ町村の區域を市に編入する旨の諮問を發し、市會はこれに對して右町村の内川中村、下之一色町、荒子村の内庄内川以西に於ける地域を除いた他の町村の編入を認むる旨答申したが、内務大臣は更に天白村の一部と萩野村、庄内村を省き編入を許可したので右二十一ヶ町村の内十六ヶ町村が名古屋市に編入せられ、これに依つて本市の面積は一躍七方里二分餘を增して九方里六分餘の大都市となり、市制施行當時から見ると十倍以上の廣大なる面積を有することゝなつた。

而してこの市域の大擴張によつて中川運河開鑿工事を始め、都市計畫事業道路の新設擴築、上下水道の擴築工事、その他交通運輸設備等の諸計畫は常に統一した方針の下に系統的に樹立し得られる事となり、市民の福利增進と大都市建設に鞏固なる礎を築くことゝなつたのである。

その後公有水面埋立地の編入と、耕地整理の施行に伴ふ市郡界整理により多少市域に異動はあつたが、昭和十一年に至り、先に編入を除外せられたる庄内町、下之一色町及萩野村三ヶ町村民の多年の要望であつた名古屋市合併問題が急速に促進化せられるに至つた。庄内町及萩野村は共に工業を以て新興し、今日では所謂城北工業地帶をなしてをり、下之一色町は古くから漁業を以て榮えてゐる町である。昭和十二年に入ると共に手續は順調に運び、合併は三月一日に實施せられるものと確實視されるに至つた。こゝに三ヶ町村の現況を昭和十年度の數字によつて瞥見するならば左の如くである。

	面積	人口	生産額
	方粁	人	円
庄内町	二・八一	一二、六六一	八、八四四、六一九（内工産額八、六九〇、三八九）円
下之一色町	一・六二	九、六九四	一、二三五、三一六（内水産額　九八九、五七七）
萩野村	四・四一	五、一四三	三、六二六、七八七（内工産額三、四三三、二五七）
計	八・八四	二七、四九八	一三、七〇六、七二二

斯くて合併實現の曉には本市面積は、現在の一五一・二六八平方粁から一五九・九三平方粁へと更に膨脹する譯である。

今市域擴張の跡を表示すれば次の通である。

市域擴張の趨勢（市制施行當時　三・三五一方粁　〇・六四六方里）

編入擴張年次	編入面積	編入地域摘要
明治二十九年三月	〇・八〇〇六方粁（〇・〇五一九方里）	愛知郡御器所村大字前津小林
明治三十一年八月	二・一四六九方粁（〇・一三九二方里）	愛知郡那古野村 愛知郡古澤村大字東古渡 南押切、廣井、下名古屋

明治四十年六月	一・二五三九方粁（〇・〇八一三方里）	愛知郡熱田町	
明治四十年七月	一四・三八五五方粁（〇・九三二八方里）	愛知郡小碓村大字熱田新田東組、千年、熱田前新田、稻永新田	
明治四十年十一月	〇・九三三一方粁（〇・〇六〇五方里）	名古屋港築港埋立地	築地
明治四十二年十月	一・二七二四方粁（〇・〇八二五方里）	愛知郡千種町の一部	鶴舞、西松ケ枝、大池、板橋、西境、養老、老松、宮前、西塚、千早、東陽、
明治四十三年三月	三・二一八三方粁（〇・二〇八六方里）	南區千年地先公有水面埋立地	東築地
大正四年十二月	〇・〇六二四方粁（〇・〇四〇四方里）	愛知郡笠寺村大字笠寺及本星崎地先公有水面埋立地	鴨浦
大正十年二月	〇・九〇九九方粁（〇・〇五九〇方里）	南區稻永新田地先公有水面埋立地	大江
大正十年八月	一一・二九九〇方粁（七・二一六二方里）	愛知郡千種町、東山村、御器所村、呼續町、小碓町、荒子村、八幡村、愛知町、中村、常盤村、笠寺村、西春日井郡枇杷島町、金城村、清水町、杉村、六郷村	
昭和二年十二月	〇・七九一二方粁（〇・〇五一三方里）	南區星崎町地先公有水面埋立地	昭和町
昭和三年三月	〇・〇〇八二方粁（〇・〇〇〇五方里）	愛知郡天白村大字八事との市郡界變更	廣路町及彌富町へ編入
昭和四年七月	〇・三六四〇方粁（〇・二三六方里）	南區鳴尾町地先公有水面埋立地	船見町
昭和五年五月	〇・〇一三六方粁（〇・〇〇〇九方里）	西春日井郡庄内町との市郡界變更	枇杷島町へ編入
昭和六年一月	〇・三〇〇八方粁（〇・〇一九五方里）	名古屋港東突堤端公有水面埋立地	潮見町
昭和六年五月	〇・〇〇一五方粁（〇・〇〇〇一方里）	愛知郡下之一色町との市郡界變更	東起町へ編入
昭和七年十二月	〇・〇〇五五方粁（〇・〇〇三方里）	西春日井郡萩野村大字辻村との市郡界變更	上飯田町及下飯田町へ編入
昭和十年七月	〇・〇四九〇方粁（〇・〇三二方里）	南區西倉町及海岸通地先公有水面埋立地	海岸通
昭和十一年四月	〇・〇〇九九方粁（〇・〇〇六方里）	西突堤端先公有水面埋立地	汐止町
昭和十一年十二月	〇・一六五一方粁（〇・一〇七方里）	潮見町及船見町地先公有水面埋立地	潮見町、船見町

(2) 現在の市域

市制施行當時の本市の區域は明治十一年「郡區町村編成法」の下に定められたる區域を踏襲したもので、東西一里十九町（六粁）南北一里十四町（五・四五四粁）面積〇・八六四方里（一三・三三五方粁）即ち一方里にも過ぎなかつたが、今やその廣袤は東西三里二十六町（一四・六一八粁）南北四里三町（一六・一三九粁）面積九・八〇七方里（一五一・二六八方粁）に達し、市制施行當時のそれに比較すれば實に十一倍以上の膨脹を示し、本邦都市中第四位を占めてゐる。

その地勢は東部は一帶に丘陵をなし、猪高、天白兩村に接續し、西南に向つて漸次低下し、南部は名古屋港に面し、西部は凡そ庄内川を以て境とし、北は萩野村、庄内町に接續し、市内は概

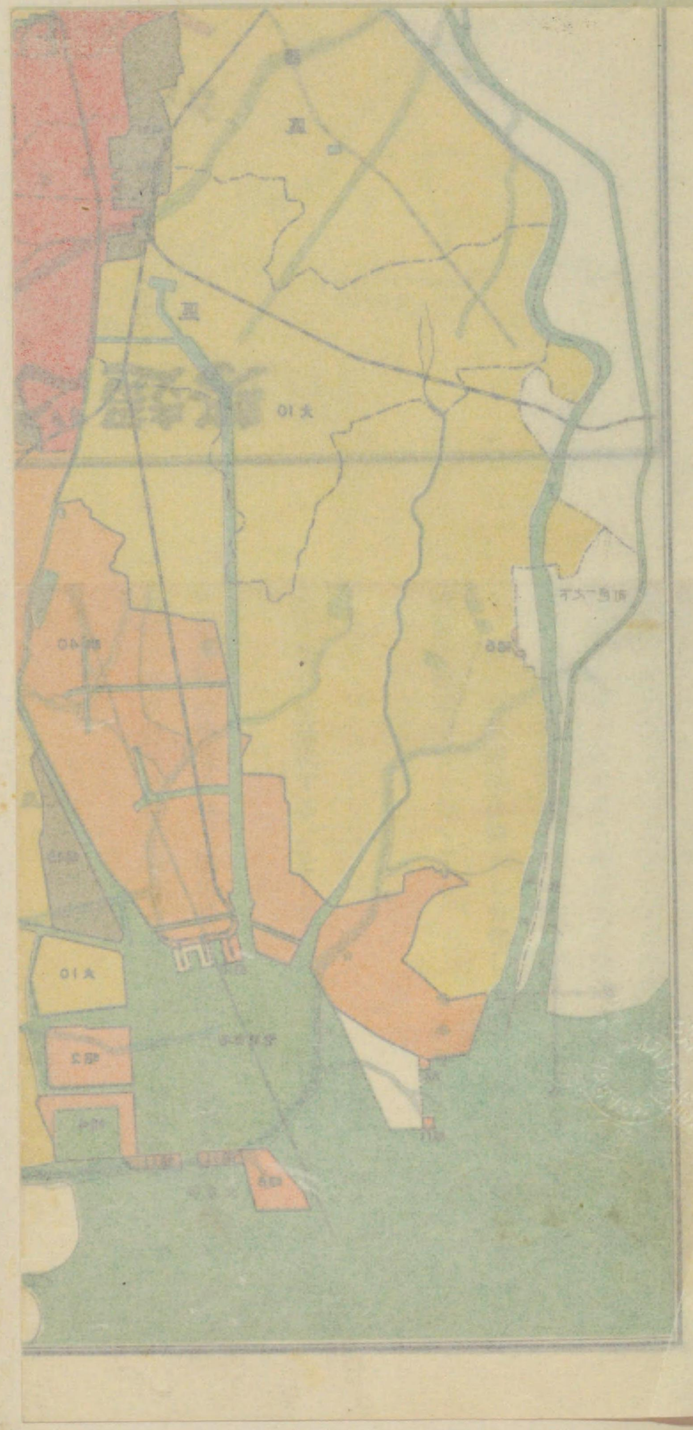

ね坦々たる平原をなしてゐる。

本市の廣袤面積及高低を表示すれば次の如くである。

市の廣袤、面積及高低（昭和十一年一月一日現在）

區分	方位	地名	距離	面積 方里	面積 方粁	市街の高低 最高地名	市街の高低 最低地名
全市	極東	東區田代町	一四・六一八粁	九・七九六方里	一五一・〇九三方粁	東區田代町	一〇九・〇米	南區鳴海町	〇・九米
	極西	南區横井町					
	極南	南區潮見町					
	極北	東區上飯田町	一六・一三九				
東區	極東	田代町	八・六一八	一・九一一	二九・四六四	田代町	一〇九・〇	杉村町	六・三
	極西	京町					
	極南	田代町					
	極北	上飯田町	六・八三〇				
西區	極東	南外堀町	七・〇九〇	一・二四六	一九・二三三	南外堀町	一八・〇	下中村町	三・六
	極西	稲葉地町					
	極南	下中村町					
	極北	西志賀町	五・一二七				
中區	極東	妙見町	一三・九八一	一・八九九	二九・二九三	高峰町	七六・〇	篠原町	一・八
	極西	岩塚町					
	極南	篠原町					
	極北	笹島町	五・三四五				
南區	極東	彌富町	一三・一〇九	四・七四〇	七三・一一四	彌富町	四五・〇	鳴尾町	〇・九
	極西	横井町					
	極南	潮見町					
	極北	横井町	九・五三九				

市域擴張之趨勢

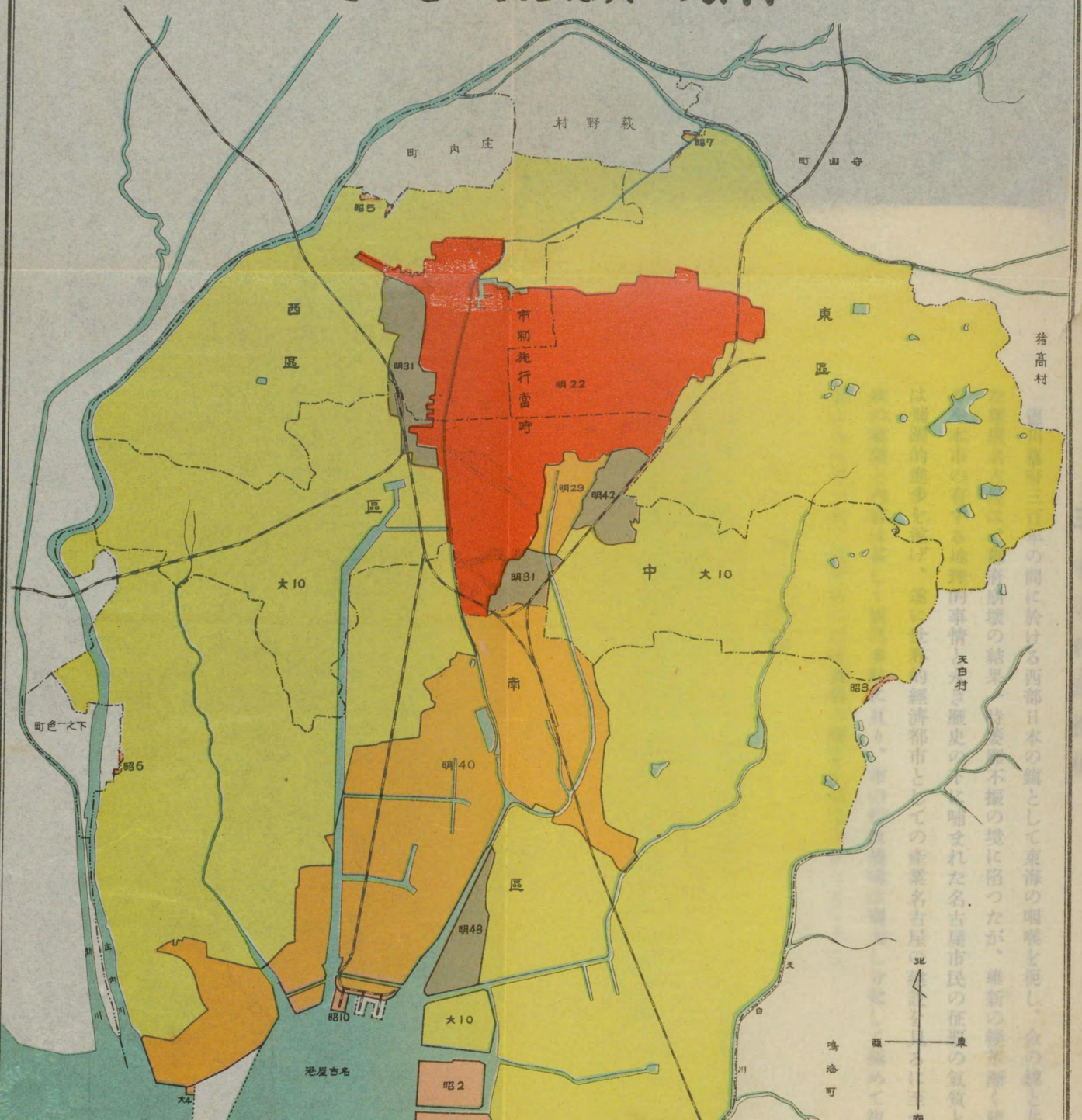

ね坦々たる平原をなしてゐる。

本市の廣袤面積及高低を表示すれば次の如くである。

市の廣袤、面積及高低（昭和十一年一月一日現在）

區分	方位	地名	距離	面積	市街の高低		
						最高地名	最低地名
全市	極東	東區田代町	一四・六一八	方里 九・七九六	方粁 一五一・〇九三	東區田代町	南區鳴海町
	極西	南區潮見町				一〇九・〇米	四・〇
	極南	東區上飯田町	一六・一三九				
	極北						
東區	極東	東區横井町	八・六一八	一・九一一	二九・四六四	田代町	杉村
	極西	南區田代町				一〇九・〇	一〇・〇
	極南	東區京田町					
	極北	上飯田町	六・八三〇				
西區	極東	南區外堀町	七・〇九〇	一・三四六	一九・三三一	下中村	南外堀町
	極西	稲葉地町				一八・〇	一八・〇
	極南	下中村町					
	極北	西志賀町	五・一二七				
中區	極東	妙見町	一二・九八一	一・八九九	二九・二九三	高峰町	篠原町
	極西	篠岩町				七六・〇	七六・〇
	極南	笹原町					
	極北	島町	五・三四五				
南區	極東	彌富町	一三・一〇九	四・七四〇	七三・一四	彌富町	鳴海町
	極西	横井町				四五・〇	四五・〇
	極南	潮見町					
	極北	横井町	九・五三九				

ね坦々たる平原をなしてゐる。

本市の廣袤面積及高低を表示すれば次の如くである。

市の廣袤、面積及高低（昭和十一年一月一日現在）

區分	方位	地名	距離	面積	市街の高低		
			粁	方里		方粁	
全市	極東	東區田代町	一四・六一八		最高地名		
	極西	南區橫井町					
	極南	南區潮見町	一六・二三九				
	極北	東區上飯田町					
東區	極東	田代町	八・六一八	一・九二一	二九・四六四	田代町	一〇九・〇
	極西	京田代町					
	極南	上飯田町	六・八三〇				
	極北						
西區	極東	南外堀町	七・〇九〇	一・二四六	一九・三三	南外堀町	一八・〇
	極西	稻葉地町					
	極南	下中村町	五・一三七				
	極北	西志賀町					
中區	極東	妙見町	一三・九八一	一・八九九	二九・二九三	高峰町	七六・〇
	極西	岩塚町					
	極南	篠原町	五・三四五				
	極北	島町					
南區	極東	獺横町	一三・一〇九	四・七四〇	七三・一一四	獺富町	四五・〇
	極西	井富町					
	極南	潮見町	九・三五九				
	極北	横井見町					

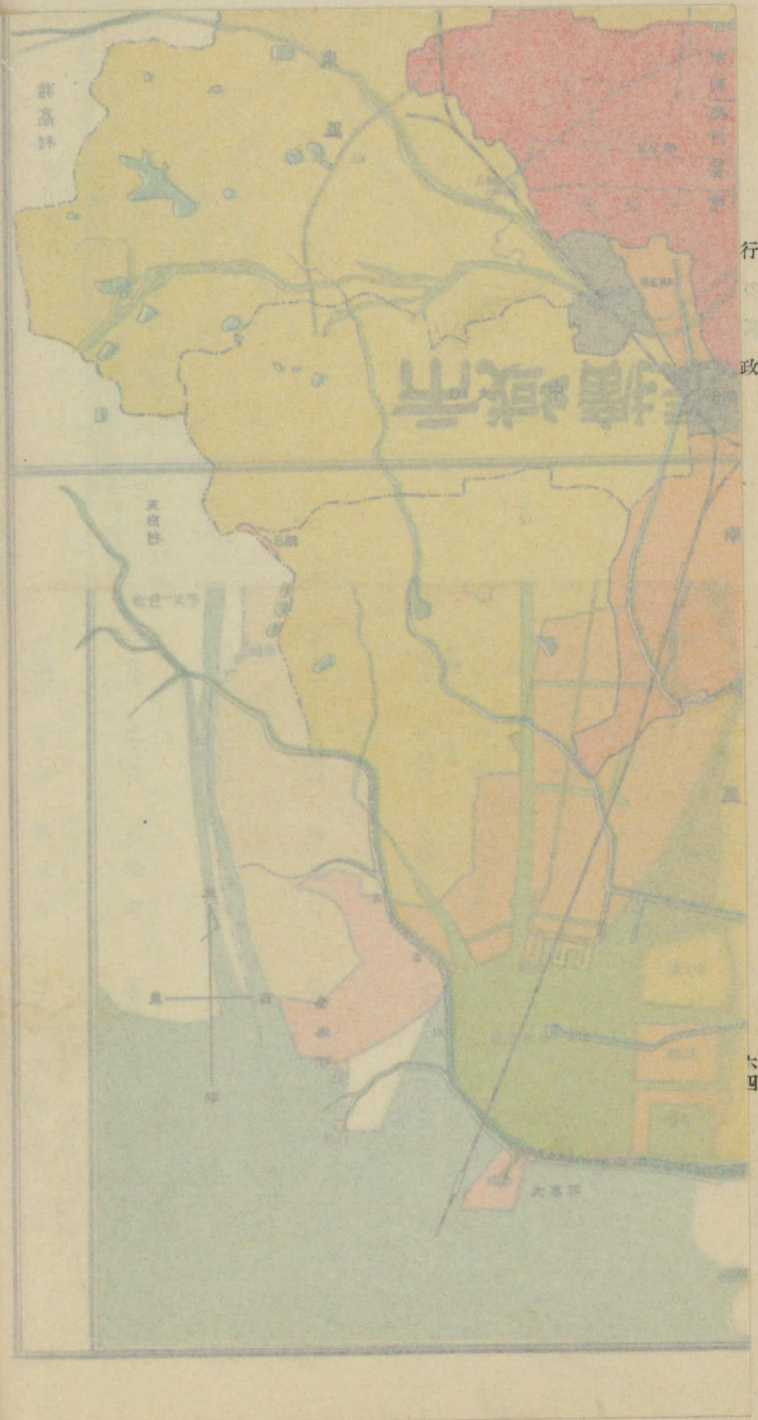

行政

三　市の行政機構

德川幕府三百年の間に於ける西部日本の鎭として東海の咽喉を扼し、金の鯱と共に燦然と輝いた雄藩名古屋は、幕府崩壞の結果一時萎靡不振の境に陷つたが、維新の變革漸く建設の時代に入るや本市の有する地理的事情と永き歷史の下に哺まれた名古屋市民の征覇の氣質と相待つて都勢は飛躍的進歩を遂げ、遂に世界的經濟都市としての産業名古屋の建設を見るに至つた。從つて市政の範圍と内容は甚しく廣汎多岐に亘り、市の行政機構は擴大し分化して極めて複雜なる樣相を具ふるに至つた。以下市の行政機構の概要を記述することゝする。

(1)　市の議決機關

市　會　市會は市民の代議會として市の意思を議決する。そしてこの市會の活動によつて初めて自治の本義が發揮せられるのである。

市會は市に關する一切の事件を議決する本來の權限の外、法律勅令に依りその權限に屬せしめられたる選擧を行ひ、市公益に關する事件に就き行政廳に意見書を提出する等の權限を有してゐる。

市會は從來市長の發する議案に就てのみ可否を決するに過ぎなかつたが、昭和四年の「市制」の改正以來、市會議員は歳入出豫算を除くの外市會の議決すべき事件に就き發案し得ることゝなり自治制度の發展上一新紀元を劃するに至つた。

本市々會の創立は明治二十二年十一月二十五日である。この市會は三級制の選擧に依つて選出せられた議員を以て構成せられ、議員の定數三十九名、その任期は明治四十四年の「市制」の改正迄は六年を一期とし、三年毎に半數改選せられた。現在では四年である。

市會議員の定數は「市制」に依り人口數に應じて定められるので、本市に於ては市の膨脹に伴ひ二十八年に四十二名、四十年熱田町合併に際し舊六十四名に夫々增員した。

選擧區は市會議員選擧では設けないのが原則であるが、本市は明治四十年熱田町合併に際し舊名古屋市を第一選擧區、熱田町を第二選擧區として市民の代議會としての職能を完からしめんとした。大正六年には二選擧區を四選擧區に、十年の市域擴張の際は七選擧區とし、昭和四年の普通選擧法に依る總選擧の時より選擧區の區域を行政區の區域と一致せしめ、東區十五名、西區十二名、中區二十三名、南區十四名の議員數を割當てた。

市會議員は名譽職で、その選擧權及被選擧權は 原則として「年齡滿二十五歳以上の男子」で「二年以來其の市の住民」たる總ての市公民に付與されてゐる。

市公民の資格については、初め所謂制限選擧制時代は「二年以來其の市町村直接稅を納むる外地租又は年額二圓以上の直接國稅を納むる」ことを要件としてゐたが、大正十五年の「市制」の改正で納稅要件は撤廢された。その結果次表に示す如く大正十四年の總選擧では本市の有權者數は六萬八千三百三十六人であつたが、昭和四年の第一回普通選擧の時には十五萬三千三百七十二人即ち約二倍に增加したのであつて、この公民權の擴張は自治運營上新紀元を劃するものである。

市制施行以來の有權者數、投票數並投票率表

年次	公簿人口	有權者總數	投票數	投票率	摘要
	人	人	票	%	
明治二十二年	一五七、四九六	約四、〇〇〇	二、七九四	約七〇・〇	三級制任期六年三年半數改選 議員定數三十九名
明治二十五年	一八三、五〇八	五、二七〇	三、四四五	六五・三	
明治二十八年	二一一、四二八	五、三九八	三、二四八	六〇・八	議員定數四十二名に增員
明治三十一年	二四〇、五三四	五、四三三	三、九四五	七二・六	
明治三十四年	二六七、四三一	八、九四七	五、五〇四	六一・五	
明治三十七年	二九二、五四八	九、四八九	二、二七三	二三・九	
明治四十年	三五四、七三三	一〇、五三三	七、八五四	七四・五	市域擴張 議員定數四十八名に增員

明治四十三年	四〇五、六四六	二一、七六四	八、三二一	七〇・七
大正二年	四四七、九五一	二三、二〇六	四、〇四六	三〇・六
大正六年	四一九、四四九	二三、二三	八、八九五	七三・三
大正十年	六三三、二四	五二、〇二六	四四、四九一	八五・五	二級制市域擴張議員定數六十四名に增員
大正十四年	七三二、〇三〇	六八、三三六	四九、二五三	七一・九
昭和四年	一、〇〇一、八三八	一五三、二七二	一〇七、五三四	七〇・二	普通選擧制施行
昭和八年	一、一四、三二	一七二、七〇二	一二三、七一九	六五・五

註　昭和十一年二月廿日執行の衆議員議員總選擧の結果は選擧當日の有權者數二〇七、四一八名中投票者數一六九、二九七名にして棄權率僅か一八・三%で六大都市中最好成績を收めた。

現在の市會議員は昭和八年十月二十五日施行の總選擧以來の在任者で、定員六十四名の中四名の缺員を生じ左の諸氏が市民を代表してゐる。

市會議員氏名（昭和十二年二月一日現在）

富永一	淺井瀨逸	高田逸藏	安藤七郎	瀨川嘉助	市野德太郎
木村重正	小田莊二	横井龜吉	横井太郎	服部崎市	須藤實
今堀辰三郎	橋本金一	岡田右衞吉	廣田七郎	鹿山卓郎	富田彥吉
大澤鶴三	渡邊幹逸	伏屋政一	山內誠一	太田吉太郎	山口達郎
青山雅彥	四宮信治	宮地太市	坪井研藏	鈴村金一	塚本三
木村正太郎	長谷川信太郎			加藤一夫	手嶋博章
奥村鉄三	青井恒次郎			石黑幸市	大矢皆介
辻寬一	安藤悅太郎			野田五兵衞	名倉乙治
鈴村健	伊藤銀之助			赤座大治郎	伊藤勘兵衞
加藤金之助	田中政友			横井恒治郎	菅武時
井川一	長瀨繁太郎			尚市制施行以來の歷代市會議長は次の通である。	
疋田義助	近藤正次郎				
山本鈁次郎	石原秀治郎				
山根虎治	伊藤甚八				
高橋銕五郎	西浦宇吉				

歷代市會議長

氏名	當選年月日	退任年月日
堀部勝四郎	明治二十二年十一月十五日	明治二十九年七月十日
鈴木摠兵衞	明治二十九年七月十一日	明治三十三年一月九日

安藤清次郎	明治三十三年	一月十日
太田鐵吉	明治三十四年	一月十一日
服部小十郎	明治三十五年	一月十一日
鈴木摠兵衛	明治三十六年	一月十二日
加藤重三郎	明治三十六年	四月十一日
上遠野富之助	明治三十八年	一月十一日
服部小十郎	明治四十二年	一月十五日
井上茂兵衛	明治四十四年	一月十六日
大岩勇夫	大正六年	十月二十四日
大喜多寅之助	大正八年	六月十一日
青山鉞四郎	大正十年	六月十四日
竹内兼吉	大正十年	七月二日
大岩勇夫	大正十年	十月二十四日
竹内兼吉	大正十三年	九月二十五日
今堀辰三郎	昭和二年	八月一日
富田彦吉	昭和四年	十月二十四日
青井恒次郎	昭和六年	二月二十六日
今堀辰三郎	昭和六年	三月二日
	昭和六年	十一月二十八日
	昭和八年	十月二十四日
	現在	

市參事會　市參事會は市會の副議決機關であつて、その權限は市會の權限に屬する事件の中その委任を受たものに付市會に代つて議決する權限と、法律勅令に依り付與せられたる獨自の權限とである。市參事會の會議は市會とは異り公開しない。市參事會は嘗て市の執行機關として市の行政事務を擔任したが、明治四十四年以來單なる議決機關となり、市長、助役及市會議員の互選する名譽職市參事會員六名を以て組織してゐた。次で昭和四年の「市制」の改正により市の理事者は市參事會より除外せられることゝなり、只市長のみは議長としてこれに加はることになつた。參事會員の定數は原則として十名であるが、六大都市のみは市條例を以て十五人に迄增加することを得る。參事會員は市會議員中より隔年に選擧する。

(2) 執行機關

市　長　市の行政を統轄し、外部に對して市を代表するものは謂ふまでもなく市長である。市長は本來自治團體たる市の執行機關としての地位を有するものであるが、その外に國、府縣その他の公共團體より委任せられた事務をも擔任する。市長が市の執行機關として有する權限の主なるものは、議決機關に對して議案を發し、その議決を執行し、財產營造物を管理し、金錢出納の命令機關となり、市の吏員を指揮監督すること等である。

本市の市長は市制執行と共に就任せられたる中村修氏を初代とし、爾來十一代の市長を經て昭

和二年より現大岩市長に及んでゐる。

現在では市長は市會がこれを選舉することゝなつてをり、その任期は市會議員と同じく四年であるが、大正十五年の「市制」の改正までは市會の選舉したる候補者三名の中より一名勅裁せられたのである。

本市歴代の市長は左の通である。

歴代市長

順位	氏名	就職年月日	退職年月日
一代	中村修	明治二十二年十二月十七日	明治二十三年九月十一日
二代	志水忠平	明治二十三年十一月　六日	明治二十七年二月十二日
三代	柳本直太郎	明治二十七年二月二十八日	明治三十年六月二十六日
四代	志水直	明治三十年七月十九日	明治三十四年十二月二日
五代	青山朗	明治三十四年十二月二十七日	明治三十九年四月十二日
六代	加藤重三郎	明治三十九年六月二十七日	明治四十四年七月　三日
七代	坂本彭之助	明治四十四年七月　四日	大正　六年一月二十三日
八代	佐藤孝三郎	大正　六年七月　二日	大正十年七月　一日
九代	大喜多寅之助	大正　十年七月　二日	大正十一年二月　二日
十代	川崎卓吉	大正十一年四月　一日	大正十三年六月十一日
十一代	田阪千助	大正十三年九月二十五日	昭和　二年八月　一日
十二代	大岩勇夫	昭和　二年八月　一日	現在

助役　市政全般に渉り市長を補助し、各局部課に屬する事務を分擔してゐる。

第一助役（藤岡兵一）擔任事項

會計課、庶務部、教育部、土木部、電氣局に屬する事項

第二助役（神田純一）擔任事項

産業部、保健部、社會部、水道局に屬する事項

兩助役共通擔任事項

秘書課、監査課、調査課に屬する事項及議案其の他重要事項

助役の定員は初め一名であつたが、明治三十九年より二名とした。その任期は四年で市長の推薦により市會が決定する。但し市長缺員の場合は市會が選舉する。

本市歴代の助役は左の通である。

歴代助役

氏名	就職年月日	退職年月日
中川靜	明治二十三年一月十三日	明治二十三年七月十二日
高橋賴造	明治二十三年十一月二十日	明治二十八年七月二十三日
安藤因蔭	明治二十八年九月十一日	明治三十年六月十一日
佐野政辰	明治三十年八月二十六日	明治三十二年七月十一日

岡部善之助	明治三十二年七月二十一日
高橋克守	明治三十六年八月二十一日
榎戸利吉	明治四十年七月二十七日
神谷卓男	大正二年一月十八日
淺山正名	大正六年十二月八日
後藤秀治	大正八年九月二日
山崎林太郎	大正十年八月三十日
後藤秀治	大正十一年五月十五日
田阪千助	大正十二年六月二十七日
安藤七郎	大正十三年十一月十日
山宮鼎	大正十三年十二月一日
三澤寛一	昭和二年八月二十九日
青木嗣夫	昭和二年十二月二十六日
藤岡兵一	昭和六年九月十二日
神田純一	昭和七年二月四日

收入役及副收入役　收入役及副收入役は市の現金出納その他の會計事務を掌り、獨立の權限を有し、嚴密には市長の補助機關ではない。その選任方法は助役と同一であるが、收入命令系統と現金出納系統とを分離する會計法上の原則に基き、市長、助役、市參與と近親の緣故關係に在る者はその職に就くことを得ない。收入役は一名で、副收入役に就ては「市制」上員數に制限はないが、本市では一名を置き、收入役の事務を

明治三十六年七月十三日	
明治四十二年八月三十一日	
大正二年七月二十七日	
大正六年一月十七日	
大正十年七月二十二日	
大正十年九月十七日	
大正十一年四月十五日	
大年十三年六月四日	
大正十三年九月二十五日	
昭和二年八月四日	
昭和二年八月四日	
昭和六年八月二十日	
昭和六年十二月二十五日	
現在	
現在	

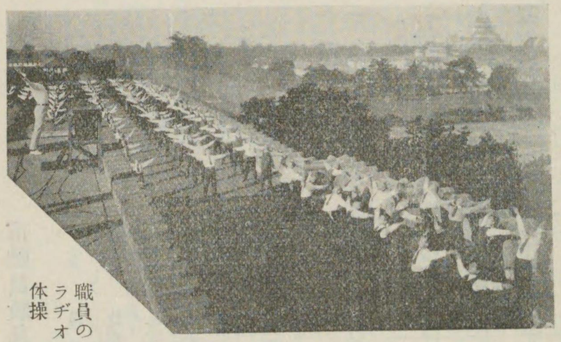

職員のラヂオ体操

補助し電氣軌道事業に屬する出納その他の會計事務を掌らしめてゐる。任期は共に四年である。

委員　委員は市長の補助機關として、市長の指揮監督を承け、各種行政事務を調査審議し又は處辨する。委員は名譽職で市會議員、名譽職參事會員又は市公民中選擧權を有する者の中より市長の推薦によつて市會がこれを決定する。現在設置せられてゐるものに學務委員、皇太子殿下御降誕奉祝記念事業調査臨時委員、電氣事業買收調査臨時委員、民營バス事業買收調査臨時委員等がある。

職員　市長の事務を補助するものとして右の外、區長、局長、部長、主事、技師、視學、書記、技手等の吏員とその他雇員、傭員が市の事務に從事してゐるが市政の發展に伴つてその數は年々增加しつゝある。

明治三十年當時の吏員及び雇員の數は僅かに八六人に過ぎなかつたが、昭和十一年には二千百四十七人、二十五倍に達し之に傭員を合せば七千五百餘人と云ふ多數に上つてゐる。今市職員數及その給料額の增加趨勢を表示すれば次の如くである。

市職員數及給料額增加趨勢（十二月末現在雇員以上）

年別	人員 實數	人員 比率	給料年額 實數	給料年額 比率	年別	人員 實數	人員 比率	給料年額 實數	給料年額 比率
明治三十三年	一三三人	一〇〇	二五、三〇〇円	一〇〇	大正九年	五五六人	四一三	五〇三、七六〇円	一、九九
明治三十八年	一四二	一〇五	三一、八〇〇	一二六	大正十四年	九七四	七三二	九六八、七九六	三、八四四
明治四十三年	三七三	二八〇	二七、三六八	五四四	昭和五年	一、二六〇	八七二	一、一八、七九六	四、四三九
大正四年	三五一	二九一	一六三、四〇四	六四四	昭和十一年	三、一四七	一、六二四	一、七七五、三七三	七、〇四四

(3) 市の分課組織と所管事務

市の行政内容はその存立目的たる固有事務と國、府縣その他の公共團體よりの委任事務とに分たれ、事務頗る複雜多岐に亘つてゐるので、事務の内容と特質に從ひ現在市役所に二局、六部と獨立の四課を設け又各區に區役所を置いてその下を五課に分ち、更にその他の廨を設置して、市長の指揮監督の下に夫々事務を分掌せしめ有機的に事務の分化と統一を圖つてゐる。

今昭和十二年二月一日現在に於ける市役所の分課組織と局部及獨立課の所管事務を表示せば次の如くである。

名古屋市役所分課組織

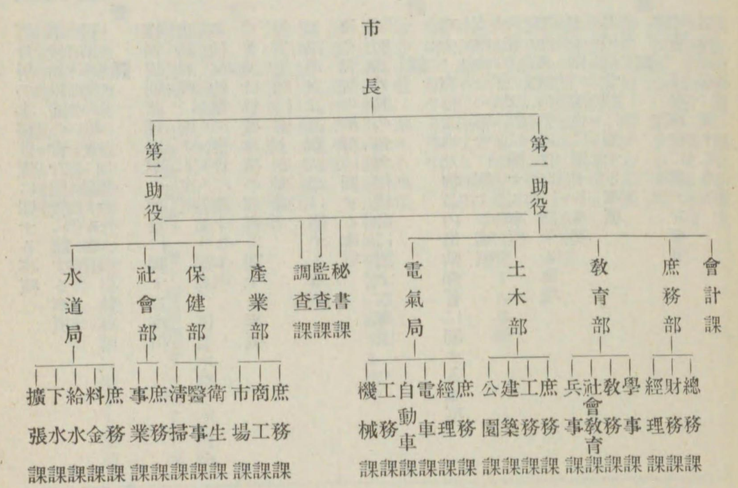

局部課所管事務

秘書課

一　御眞影奉護に關する事項
二　行幸啓獻上品等に關する事項
三　儀式及交際に關する事項
四　敍位敍勳褒賞及表彰に關する事項
五　職員の進退服務賞罰給與其の他人事に關する事項
六　退隱料、給與金等に關する事項
七　公布式及廳中令達に關する事項
八　文書の收受發送及淨書に關する事項
九　文書の編纂保存に關する事項
十　市例規類集の編纂に關する事項
十一　圖書の管理に關する事項
十二　市長決裁文書の整理に關する事項
十三　市長印、市印及助役印の管守に關する事項
十四　市公報發行に關する事項
十五　通譯に關する事項
十六　市長及助役公舍に關する事項

監査課

一　局部課廨の事務監査に關する事項

二　區役所の事務監査に關する事項
三　學校幼稚園の會計監査に關する事項
四　補助事業の檢査に關する事項

調査課

一　條例規則諸規定案の審査に關する事項
二　處務規程に關する事項
三　各種契約案の審査に關する事項
四　重要又は特殊事項の調査に關する事項
五　報償契約に關する事項
六　異議申立及訴願訴訟に關する事項
七　法令例規の解釋に關する事項
八　國勢調査其の他各種統計に關する事項

會計課

一　現金、有價證券及物品の出納保管に關する事項
二　支拂命令の審査に關する事項
三　決算書の調製に關する事項
四　證憑書類の整理保存に關する事項
五　市金庫の檢査に關する事項
六　其の他會計に關する事項

庶務部

一　市會、市參事會に關する事項
二　各種選擧に關する事項
三　陪審員に關する事項
四　市區の境界變更及町名字名に關する事項
五　市の歲入出豫算編成に關する事項
六　市稅の賦課徵收に關する事項
七　市債に關する事項
八　例月及臨時出納檢査に關する事項
九　基本財産、特別基本財産、積立金及一部有財産に關する事項
十　寄附金品の收受に關する事項
十一　公會堂及市會議事堂の管理に關する事項
十二　市廳舍の管理竝取締に關する事項
十三　事務報告の編纂に關する事項
十四　財産明細表調製に關する事項
十五　決算の審査に關する事項
十六　物品の賣買貸借及處分に關する事項
十七　現金取扱の契約に關する事項
十八　工事其の他請負及供給契約に關する事項
十九　區役所及町總代に關する事項
二十　廳用自動車に關する事項
二十一　他局部課の主管に屬せざる事項

教育部

一　學校幼稚園の御眞影及勅語謄本に關する事項
二　學校幼稚園に關する事項
三　學務委員會に關する事項
四　學校衞生に關する事項
五　學齡兒童に關する事項
六　圖書館に關する事項
七　鶴舞公園運動場に關する事項
八　教育團體に關する事項
九　青少年團其の他修養團體に關する事項
十　市民體育に關する事項
十一　藝術に關する事項
十二　社寺宗教に關する事項
十三　史蹟名勝特別保護建造物國寶等に關する事項
十四　兵事に關する事項
十五　學事統計に關する事項
十六　其の他教育に關する事項

土木部

一　道路、橋梁、河川、溝渠、溜池、用惡水路、運河樋管、堤塘、公共物揚場、地下埋設物等に關する事項
二　土地建物其の他附屬物件の取得竝移轉に關する事項
三　市有不動產の管理及處分に關する事項
四　都市計畫に關する事項
五　耕地整理及土地區劃整理に關する事項
六　地理及地籍に關する事項
七　名古屋城、德川園及公園に關する事項
八　動物園及植物園に關する事項
九　建築物及附帶施設物の調査設計工事施行に關する事項
十　街路樹及苗圃に關する事項
十一　水防に關する事項
十二　其の他土木及建築に關する事項

產業部

一　會社、銀行、商工會議所、取引所等に關する事項
二　內外商取引に關する事項
三　商工業の相談に關する事項
四　度量衡及計量に關する事項
五　金融に關する事項
六　特許及商標に關する事項
七　市場に關する事項
八　產業統計に關する事項
九　資源調査に關する事項
十　氣象に關する事項
十一　觀光に關する事項
十二　產業諸團體に關する事項

十三　其の他産業に關する事項

保健部

一　病院、診療所及消毒所に關する事項
二　醫事、藥事に關する事項
三　醫師、藥劑師、産婆、看護婦に關する事項
四　衞生試驗及檢査に關する事項
五　傳染病及寄生蟲病の豫防救治に關する事項
六　獸疫豫防及畜屍處分に關する事項
七　屠場及屠畜に關する事項
八　墓地火葬場及葬儀場に關する事項
九　汚物掃除に關する事項
十　衞生諸團體に關する事項
十一　其の他保健衞生に關する事項

社會部

一　救護法の施行に關する事項
二　軍事救護、罹災救助其の他賑恤救濟に關する事項
三　幼少年保護に關する事項
四　勞働保護に關する事項
五　精神病者、行路病人及行路死亡人に關する事項
六　職業紹介に關する事項
七　授産竝職業補導に關する事項
八　公益質屋に關する事項

九　市營宿泊所及公衆食堂に關する事項
十　市營住宅及住宅組合に關する事項
十一　方面委員に關する事項
十二　社會事業團體に關する事項
十三　其の他社會事業に關する事項

水道局

一　上下水道の施設管理經營に關する事項
二　上下水道用土地建物其の他附屬物件の買收竝移轉に關する事項
三　下水處理に因る肥料製造に關する事項
四　市設游泳場に關する事項
五　水洗便所築造に關する事項
六　其の他上下水道及附帶事業に關する事項

電氣

一　電車の運輸に關する事項
二　自動車の運輸に關する事項
三　電氣軌道の建設改良竝保修に關する事項
四　電氣軌道事業關係特別會計の經理に關する事項
五　電車自動車從業員の進退賞罰給與其の他人事に關する事項
六　電氣局從業員の共濟組合に關する事項
七　其の他電車及自動車運輸事業の經營に關する事項

四　區行政

(1)　區政の沿革

明治四年の廢藩置縣と共に一時市内を九小區に劃し、官治行政機關たる區長、戸長等を置いて區内の行政事務を掌らしめたが、この區も明治十一年の「郡區町村編成法」の實施と共に廢止せられ、名古屋市を一行政區としてこれに官選の區長を置くことゝなつた。

明治二十二年市制の施行せられるに當り、市は處務便宜の爲市内を數區に劃することを認められたが、本市は區を置かず市の行政事務は一切これを市役所に於て處理することゝした。

然るに明治四十年熱田町を合併するや、一時に事務の輻輳を來たしたので、熱田中瀨町に市役所出張所を設け、翌年四月一日初めて全市を東區、西區、中區、南區の四區に劃し各區に區役所を設け夫々區内に於ける徴税、戸籍事務等幾多の行政事務を處理せしむることゝした。

次で大正十年隣接十六ヶ町村を合併するや、次表の如く從來の町村役場に區役所分所を設け、舊町村内に於ける徴税戸籍事務等市民と直接關係ある事務を取扱つた。

區別	分所名稱	管轄區域	區別	分所名稱	管轄區域
東區	千種分所	元千種町	東區	東山分所	元東山村

東區　清水分所　元清水町、杉村　中區　御器所分所　元御器所村
同　六鄕分所　元六鄕村　南區　八幡分所　元八幡村
西區　中村分所　元中村　同　荒子分所　元荒子村
同　金城分所　元金城村　同　小碓分所　元小碓村
同　枇杷島分所　元枇杷島町　同　呼續分所　元呼續町
中區　愛知分所　元愛知町　同　笠寺分所　元笠寺村
同　常盤分所　元常盤村

然るに區役所分所設置の結果、區役所事務は分離せられ事務の統一と進捗を阻害する等諸種の不便が生じたので、編入町村民の根強い反對もあつたが千種、八幡、清水、六鄕、愛知、御器所、中村、金城、枇杷島、東山、呼續の十一分所は大正十一年三月三十一日限り、常磐、荒子、小碓、笠寺の四分所は十五年三月三十一日限り廢止せられた。

尚現在の各區役所の名稱と位置は次の通である。

名稱	位置
東區役所	東區布池町三十二番地
西區役所	西區南外堀町一丁目七番地
中區役所	中區新榮町一丁目七番地
南區役所	南區熱田東町字森後五〇番地

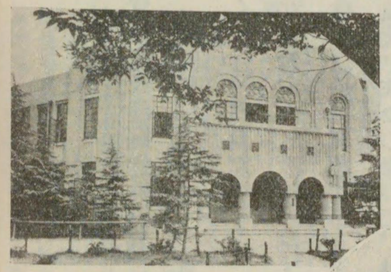

（上）東區役所
（下）西區役所

(2) 分課組織と所管事務

前述の如く本市は全市を四區に劃し、各區に有給の區長を置き、區長は區内に於ける市の固有事務及國、府縣その他の公共團體から委任せられたる事務並法令により區長に委任せられたる事務を掌つてゐる。

その事務の性質は市民の日常生活と最も緊密なる關係を有し、これを庶務課、社會教育課、稅務課、經理課及會計課の五課に分屬せしめ、各區長の下に區收入役以下各二百名近くの吏員職員が事務に精勵してゐる。

今各課の所管事務を掲ぐれば次の如くである。

各課所管事務

區行政

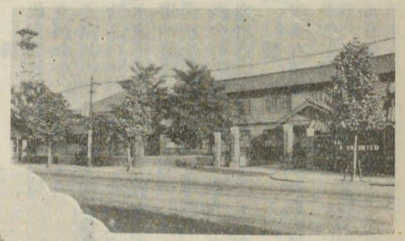

（上）中區役所
（下）南區役所

庶務課
一　公印の管守に關する事項
二　職員の進退服務賞罰給與其の他身分に關する事項
三　文書の收受發送編纂保存に關する事項
四　褒賞及表彰に關する事項
五　有位帶勳者名簿の調製に關する事項
六　統計に關する事項
七　戸籍及寄留に關する事項
八　改名に關する事項
九　選擧並資格調査に關する事項
十　陪審員資格調査に關する事項
十一　社會事業に關する事項
十二　水難救護に關する事項
十三　保健衞生に關する事項
十四　埋火葬の認許に關する事項
十五　身分印鑑恩給扶助料に關する事項
十六　處刑者及破産者に關する事項
十七　勸業に關する事項
十八　移民に關する事項
十九　町總代に關する事項
二十　圖書の管理に關する事項
二十一　他課の主管に屬せざる事項

社會教育課
一　神社寺院及祭祀宗教に關する事項
二　學事に關する事項
三　兵事に關する事項
四　青少年團其の他修養團體に關する事項
五　國寶に關する事項
六　其の他社會教育に關する事項

稅務課
一　國稅、縣稅及縣稅外諸收入に關する事項
二　市稅及市稅外諸收入に關する事項
三　諸稅其の他徵收金督促に關する事項
四　納稅組合に關する事項
五　土地及家屋に關する事項
六　稅及營業の證明並鑑札に關する事項
七　賦課洩調査に關する事項
八　其の他稅務に關する事項

經理課
一　收支豫算に關する事項
二　支拂命令に關する事項
三　工事其の他の請負契約並供給契約に關する事項
四　物品の購買、貸借、修繕及處分に關する事項
五　水道使用料及分納工費納額告知書交付に關する事項
六　滯納整理に關する事項
七　受託金徵收に關する事項
八　廳舍の管理並取締に關する事項
九　廳用自動車並電話に關する事項

會計課
一　現金有價證券及物品の出納保管に關する事項
二　決算に關する事項
三　諸稅其の他徵收金の收納整理に關する事項
四　市公金取扱銀行に關する事項
五　國庫貸付金に關する事項

(3) 增區問題

本市は明治四十一年全市を四區に劃して以來今日に至る迄この四區制を踏襲してゐる。區制創設當時は各區の平均人口九萬四千人、面積九・四方粁に過ぎなかつたが、大正十年隣接十六ヶ町村の合併により各區の平均人口は一躍一・七倍、面積は約四倍となり、昭和十年の國勢調査の結果人口は區役所設置當時に比し實に二・九倍即ち二十七萬余人と云ふ驚くべき數に達し、六大都市以外で本市の各區平均人口を越えるものは、僅か廣島市の三十一萬余人と福岡市の二十九萬千余人があるのみで、この兩市でさへ本市中區の人口三十四萬三千余人に比すれば尚及ばない有樣である。

更に各區役所の取扱ふ文書の平均件數に就て見るも、區役所設置當時の取扱文書件數は平均十萬六千件に過ぎなかつたが、昭和十年に於ては十九倍百九十六萬四千余件に達し、一年に於ける區役所開廳日數を三百日と見ても、一日平均六千五百余件と云ふ事務の繁劇振を示してゐる。

右の如く本市の區の實勢は優に大都市のそれを凌ぐに至つたので事務の圓滑敏速と市民の利便增進の爲昭和八年頃より增區問題が擡頭するに至つたが、隣接庄内町、下之一色町及萩野村三ヶ町村の本市への合併問題は益々增區に拍車を加へ、その實現を期して近く市會に提案されんとす

るの情勢にまで差迫つてゐるのである。

今參考迄に區制實施以降の各區の面積及人口の增加趨勢並六大都市の各區の面積及人口平均數を比較すれば次の如くである。

各區の面積及人口

區別	明治四十一年 人口	明治四十一年 面積	大正十年 人口	大正十年 面積	昭和十年 人口	昭和十年 面積
東區	八一、〇七八人	六・三五四方粁	一三七、八六五人	二七・三四五方粁	二六三、三二〇人	二九・四六四方粁
西區	九三、五五八	四・五六五	一三〇、九二九	一八・三三八	一九五、六一八	一九・二二二
中區	一五三、五八五	五・九九九	二三七、四七九	二八・二七一	三四三、五七九	二九・二九三
南區	四六、〇二五	二〇・三五九	一二七、〇〇一	七四・一八七	二八〇、二九七	七三・〇六五
全市	三七四、一四六	三七・二七八	六三三、二七四	一四八・一四二	一、〇八二、八一四	一五一・〇四四
比率	一〇〇	一〇〇	一六九	三九七	二八九	四〇五

六大都市各區面積及人口平均數比較（昭和十年國勢調査基準）

都市名	區の數	一區人口平均數	一區面積平均數
名古屋市	四區	二七〇、七〇四人	三七・七六一方粁
東京市	三五	一六七、八七六	一五・七三八
大阪市	一五	一九九、三二五	一二・三四一
京都市	七	一五四、三七〇	四一・二三六
神戸市	八	一一四、〇二二	一〇・三八二
横濱市	五	一四〇、八五八	二七・一二七

五　町内自治制度

町内の自治に就ては德川時代には隣保互助の精神を基調とする五人組等小單位の自治制度が行はれて、よくその效果を發揮して來たのであるが、既に述べた如く幕末混亂の時世に至つてこの制度も漸く影を沒し、明治維新の地方制度變革と共に、全市は一團として自治體を構成し、市民はその代表者からなる市會を通じて市を單位としての自治生活を營む事となつた。

併し乍ら所謂隣保團結の美風は爾後現在に至るまで依然として我國自治制度の底を貫く指導精神であつたし、將來に於ても亦この事實に變更ありとは思はれない。のみならず長き傳統に培はれて深く市民生活の中に根を下した相隣自治の精神はしかく容易に制度そのものゝ衰滅と運命を共にすべき筈のものでもなかつたし、又市民日常生活の實際上の便宜からも何等かの形に於ける町内自治制度の復活は極めて望ましいものであつたのである。

本市の町總代制度は實に斯かる一般情勢を背景として自づから生れ出で、そして健やかに肥立つて來たのである。尙この制度を通じて市民の自治振興を計らむとするものに市政懇談會がある。

(1) 町總代

「向ふ三軒兩隣り」の所謂お組内が幾つか集まつて町内になる。町内はその居住者の組織する小範圍の自治體とも云ふべきものであつてその代表者が即ち町總代である。併し町内の區域は各町の廣さや、從來からの慣習等に依つて必ずしも町名、丁目の區域とは一致せず、從つて町總代の數も各町に一名乃至數名ある譯で、昭和十一年十一月一日現在では全市七百八十八ヶ町に對し一千六百八十二名の町總代がある。

區別	町數	町總代數	副總代數	(昭和十年國勢調査に依る) 戸數	人口	町總代一人當 戸數	人口
東區	一八〇	三六六	三五一	五三、八九八戸	三六三、三三〇人	一四七戸	七、一四八人
西區	一七四	三七八	三〇五	三八、七三一	一九五、八六八	一〇二	五、一七五
中區	二五七	五八五	四三五	六九、九九〇	三四三、五七九	一一九	五、八七三
南區	一七七	三五三	三一八	五七、一一八	二八〇、二九七	一六二	七、九四〇
全市	七八八	一、六八二	一、三九九	二一九、七三七	一、〇八二、八二四	一三〇	六、四三七

本市の町總代は慣習に依り各町内が任意にこれを選擧してゐる。そして町總代は町内の代表者として町務を司る外直接、間接、市の行政事務を厚意的に補助してゐるのであつて、本市の行政がこの自治的協力によつて裨益せられる所は極めて大なるものがある。

町内の組織は普通町總代の下にその補助機關として副總代、評議員及會計の各役員があるが、これ等の組織も從來各町區々に渉り一定の標準がなかつたので、本制度の助長發展を計らんが爲本市は昭和二年新に町規約準則を定めて町規約作成の基準を與へることゝした。

町規約準則

第一條　本町ハ自治ノ精神ニ則リ町内ノ和親協力ヲ圖リ市區ノ事務ヲ幫助シ自治ノ完璧ヲ期ス

第二條　本町ニ左ノ役員ヲ置ク

町總代	名
評議員	名
副總代	名
會計	名

前項ノ外必要ニ應シ顧問ヲ置クコトヲ得

第三條　役員ノ任期ハ二ケ年トス但シ再任ヲ妨ケス

第四條　役員ハ町内ニ於ケル世帶主ノ互選ニ依ル町總代及副總代ノ就任辭任ハ直チニ所轄區長ヲ經テ市長ニ届出ツルモノトス

第五條　町總代ハ他ノ役員ヲ指揮シ町務ヲ總理ス

町總代ノ執行スヘキ職務ノ概目左ノ如シ

一、總會及役員會ニ於テ議決シタル事項

一、法令ノ諒解周知ニ關スル事項

一、其ノ他慣例ニ屬スル事項

第六條　副總代ハ町總代ヲ輔佐シ町總代事故アルトキ之ヲ代理ス

第七條　會計ハ出納ヲ掌リ收支計算ヲ役員會並ニ總會ニ報告ス
第八條　役員會ハ必要ノ都度之ヲ開キ町務ヲ協議ス
第九條　總會ハ豫算其ノ他重要ナル町務ヲ協議スル爲毎年一回之ヲ開ク
　前項ノ外町總代及役員會ニ於テ必要アリト認メタル時ハ開會スルモノトス
第十條　町ハ町會ノ決議ヲ經テ必要ナル町費ヲ徵收ス

附　則

本則ハ大正　年　月　日ヨリ施行ス

町總代の事業が時勢の推移と共に廣汎となるに從ひ町内事業の改善進歩と各町内間の聯絡統一を圖るが爲、各町總代との協調により小學校通學區域たる聯區を中心とする聯區町總代會が組織せられ、更に聯區町總代會の上に各區毎に區長を會長とする區聯合町總代會が組織せられ區内の各町内間の連絡、青年團、在鄉軍人分會、衞生組合等の公益團體との連絡に努め、又市政に對する意見を提出し、又これを援助する等自治の向上發展と市民の福利增進に努めてゐる。

市政懇談會　町内は實質上一行政單位をなし、今や町總代制度は市政運用上缺く可からざる重要機關たる地位を占むるに至つたので、町總代を中心として市政の現狀並將來の方針を披瀝し且市政に對する市民の要望を聽取し圓滿なる市政の發展を期せんが爲、本市の初めての試として大正十二年市政懇談會を開催した。第一回は全市の町總代、市會議員、衞生組合長、青年團長等を擁し會合者多數に過ぎ懇談會の意を充分盡し得なかつたので、翌年第二回市政懇談會よりは各區毎に開催することゝなり、更に昭和四年よりは從來の市主催の懇談會を各區聯合町總代會、小學校聯區教育會聯合會、區衞生組合聯合會、方面委員助成聯合會の各部毎に主催し、市理事者出席の上各會提出の希望意見を討議し、和氣靄々裡に市政の向上を計つてゐる。

六　特別市制問題

本市は人口百十一萬余、工産年額五億圓を超え我國三大商工業都市としてその經濟力に於て又文化都市としての諸施設に於て優に府縣を凌駕するの實力を有してゐるが、一度法制の門を潜れば人口百萬の大都市も三萬、五萬の小都市も一律に「市制」の下に規律せられ、政府及府縣の二重監督を受け、國家から附與せられたる權限は行政上にも財政上にも極めて狹小であるがため、勢ひ市の行政活動は沮害され、財政は窮乏を來たす等市の經濟的、文化的使命の達成上現行制度の不備缺陷は誠に著しいものがある。

從つて大都市の完全なる發展の爲には都市能力の實情に即したる地位と權限の與へられることが缺くべからざる條件であり、茲に府縣の監督を脫して直接主務大臣の監督は受け行政上財政上

の權限を擴張し行政警察權を附與せらるべき特別の市制の制定が要望せられるに至つた。政府も亦大都市に就ては法制上特別の取扱の必要を認め、大正十一年「六大都市行政監督に關する法律」を、大正十五年には「六大都市行政監督特例」を制定して本來府縣知事の許可又は認可を要すべき事項の一部に付てこれを要せざる旨を規定して市の固有事務に關する二重監督制度を徹廢したが、斯かる局部的な特例では到底充分なる自治機能を發揮することは出來ないので、本市は昭和七年十月に特別市制期成同盟會を結成して一般市民運動として他の五大都市と共に特別市制實現に向つてあらゆる熱と努力を傾倒し來つた。

右の如き特別市制實施の翹望は昭和四年第五十六回帝國議會に衆議院議員より提出せられたる「六大都市に關する法律案」として顯れ、爾來殆ど連年帝國議會に提出せられたが、何れも審議未了となり一方政府に於ても六大都市に特別制度制定の緊要なるを認め昭和五年濱口内閣に於て大都市制度調査會を設置し、昭和八年六大都市特別市制の前驅として先づ「東京都制案」を帝國議會に提出したが、本案も亦審議未了として葬られ、今日に至る迄法案の實現を見てゐない。

併し乍ら最近の情勢に於ては東京都制實現の時期も極めて切迫してゐるが如くであり、この事は又東京を始め五大都市の特別市制實現の爲にも輝かしい光明となる譯である。

財政

一　概說

本市は我國第三位の大都市として文化、經濟の中樞をなし、その盛衰は直ちに國家社會は勿論、國民生活の隆替に關するの地位を占め、從つて教育、土木、衞生、社會事業等の諸事業の施設と擴充に當つては、市民の福祉增進と本市の文化的經濟的使命の達成にその全力を擧げて一意理想的都市の構築に進みつゝある。斯くて市政は年と共に愈々複雜多岐に亘り、殊に從來個人の經營に委ねられてゐた公益事業が漸次市の經營するところとなるや、市の活動範圍は一段と擴大され財政はひたすら增高の一路を辿るに至つた。本市の財政が特に著しく膨脹したのは大正十年の市域大擴張以後のことで、斯くて昭和十一年度當初豫算總額は實に六千六百六十八萬八千七百二十三圓（同時議決の追加豫算を含む）、純計四千二百六十二萬二千四百二十圓に達した。これを明治二十三年即ち市制施行翌年の五萬九千九百四十六圓（當時は未だ普通經濟のみの單一經濟で且總額と純計とは同じ）に比し總額に於て千百十二倍、純歲出に於て七百十一倍の增加を示してゐる。更に市民の負擔と密接なる關係を有する普通經濟のみに就て觀るも、昭和十一年度普通經濟

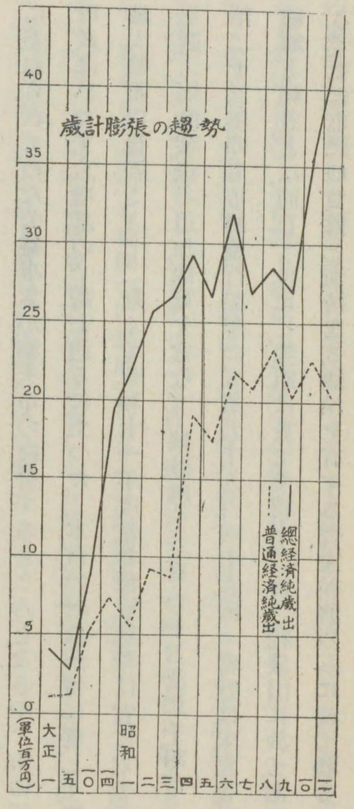

歳出總額は二千五百六十三萬九千二百三十五圓、純計は二千二十九萬一千二百四十八圓にして、總額に於て四百二十七倍、純計に於て三百三十八倍の膨脹を示し、洵に驚異に値するものがある。

然るに一面、多年に亘る經濟界の不況の影響を受けて歳入の缺陷を招き、終に昭和九年度に於て積年の赤字整理の爲百二十六萬五千圓の普通經濟整理公債を發行するの已むなきに至り、又電氣軌道事業經濟に於ては民間自動車事業の伸長と財界の不況により乘車料收入の漸減を來たし、昭和六、七兩年度に於ては百二十二萬九千圓、八年度八十萬圓、昭和九年度七十萬圓、更に昭和十年度に於ては六十八萬二千圓の歳入缺陷による整理公債の發行に依つて赤字塡補に當つたが、近年經濟界が再び好況に向つたのと、從來實行豫算編成に當り力めて經費の節減を行ひ、又高利債を低利債に借替へ負擔の輕減を計つた事等により本市の財政は漸く常軌に乘つて堅實財政へ立向ふに至つた。

六大都市歳計比較（昭和十一年度當初豫算）

區分	都市別	名古屋市	東京市	大阪市	京都市	神戸市	横濱市
歳入	普通經濟	二六、六三九、二三五円	一一三、七九八、八一四円	五〇、三九二、二九〇円	一三、七二六、七三四円	二五、七二七、一八四円	一五、七六一、七九八円
	特別經濟	四〇、〇四九、四八八	二二四、七一三、五四一	二五七、〇六九、〇七八	四六、七七六、六六五	三五、〇九〇、〇四四	三三、九五四、〇六〇
	計	六六、六八八、七二三	三三八、五一二、三五五	三〇七、四六一、三六八	六〇、五〇三、三九九	六〇、八一七、二二八	四九、七一五、八五八
	控除額	二七、七七七、〇四八	一一三、七五一、五四四	一二四、九六〇、四八三	二一、七六九、九五六	八、四〇三、七三二	二〇、一五三、三六三
	差引純計額	三八、九一一、六七五	二二四、七六〇、八一一	一八二、五〇〇、八八五	三八、七三三、四四三	五二、四一三、四九六	二九、五六二、四九五
歳出	普通經濟	二五、六三九、二三五	一一三、七九八、八一四	五〇、三九二、二九〇	一三、七二六、七三四	二五、七二七、一八四	一五、七六一、七九八
	特別經濟	四一、〇四九、四八八	二二四、七一三、五四一	二五七、〇六九、〇七八	四六、七七六、六六五	三五、〇九〇、〇四四	三三、九五四、〇六〇
	計	六六、六八八、七二三	三三八、五一二、三五五	三〇七、四六一、三六八	六〇、五〇三、三九九	六〇、八一七、二二八	四九、七一五、八五八
	控除額	二四、〇六六、三〇三	一一二、六三九、三四六	一一九、三一九、六五五	二一、一〇三、九九二	五、八六一、八一七	一九、四五七、四〇九
	差引純計額	四二、六二二、四二〇	二二五、八七三、〇〇九	一八八、一四一、七一三	三九、三九九、四〇七	五四、九五五、四一一	三〇、二五八、四四九

二　市の財政組織

名古屋市は市制施行以來普通經濟のみの單一經濟主義に據つて來たが、明治三十九年基本財産

の收支經理の爲に特別經濟を設置したのを創とし、以來事業の擴大するにつれて特別經濟の數も增加し、大正十二年度の如き二十五の特別經濟を有したことがあり、昭和十一年度に於ては十の特別經濟を設けてゐる。

普通經濟　市の經濟組織の中核を爲し、廳費、教育費、土木費、產業費、保健費、社會事業費等で特別經濟に屬しない一般的諸事業の收支を經理する。而して昭和十一年度歲入出豫算總額の三割八分は普通經濟に依つて經理せられてゐる。

特別經濟　特別經濟の設置は一面豫算全體に關する概念を不明瞭ならしめる弊はあるが、各事業別に獨立して收支を取扱ふので事業の收支を判然たらしめ、又經營能率を增加せしめる利益がある。

特別經濟の內主要なるものは水道事業、電氣軌道事業の公企業に屬するものと、都市計畫事業及市債に關する四經濟で、この四特別經濟のみで昭和十一年度豫算總額の五割九分、特別經濟に屬する豫算總額の九割六分を占めてゐる。

次に現在の各種特別經濟の種類及設置年度を表示すれば次の如くである。

經濟名	設置年度	目的
水道事業費經濟	大正二年度	上水道の經營及擴張、淨配水設備の擴張、下水道の維持及擴張、水洗便所工事に關する收支を經理する。
電氣軌道事業費經濟	大正十一年度	電氣軌道事業の一般的經費と電氣軌道の新設改良事業及補助機關としての乘合自動車事業の收支を經理する。
電氣軌道事業貯藏物品資金經濟	大正十一年度	電氣軌道事業費よりの三十萬圓を限度とする繰入金により電氣軌道事業用品の購入に關する收支を經理する。
都市計畫事業費經濟	大正七年度	都市計畫事業として執行すべき道路の新設擴張及中川運河事業の收支を經理し、受益者負擔金、都市計畫特別稅及中川運河整理地賣却代を主たる收入とする。
公益質屋費經濟	昭和三年度	庶民階級に對する金融機關として設置せられたる市營質屋事業に關する收支を經理する。
兒童就學奬勵費經濟	昭和四年度	貧困の爲就學義務を果すことの困難なる兒童に對する教科書學用品等の給與による就學奬勵事業の收支を經理する。
名古屋城並德川園費經濟	昭和六年度	元離宮名古屋城及德川園の維持管理に關する收支を經理する。
市債費經濟	昭和十一年度	市債收入は他經濟へ、元利償還額は他經濟より夫々繰入の方

基本財産特別基本財産及積立金經濟	昭和十一年度	法に依り各種事業費債の收支を經理する。基本財産、慈善事業資金、教育基金、小學校教員視察積立金自治振興資金、史傳參考品陳列館建設積立金、火災損害塡補基金、産業奬勵資金の各基本財産、特別基本財産及積立金の收支を經理する。
工藝學校作業資金經濟	大正十五年度	工藝學校作業費支辨の爲の收支を經理する。

三　市の歳計

(1) 歳出

普通經濟及特別經濟によつて經理せられる本市の各事業費總額は、昭和十一年度當初豫算に依れば六千六百六十八萬八千七百二十三圓の巨額に達し、この内各經濟相互に重複する部分即ち他經濟への繰入金、運用金及運用金元金償還金、別途積立財産への積立金を除いた純歳出は四千二百六十二萬二千四百二十圓で、内普通經濟に屬する事業費は二千二十九萬一千二百四十八圓特別經濟に屬する事業經費は二千二百三十三萬一千百七十二圓である。今これ等各經濟の内容を示せば次の如くである。

經濟別	總歳出	他經濟へ繰入	運用金	運用金元金償還	別途積立財産へ積立	純歳出
普通經濟	二五、六三九、二三五円	五、一三一、五二四円	—円	二一〇、六七六円	五、七八七円	二〇、二九一、二四八円
水道事業費	五、八七二、六六〇	一、八三八、五九一	—	—	—	四、〇三四、〇六九
電氣軌道事業費	七、九三四、二四四	一、五三五、一一九	—	—	三一六、四三二	六、〇八二、六九三
電氣軌道事業貯藏物品資金	六〇〇、二〇〇	五九九、四九〇	—	—	—	七一〇
都市計畫費	四、四八六、九一五	一、七四五、八八六	—	—	—	二、七四一、〇二九
名古屋城並德川園費	一一九、八〇〇	二一、一三四	—	—	五五、五〇〇	四三、一六六
公益質屋費	三四六、五五四	二九、五一七	—	—	—	三一七、〇三七
市債費	二一、〇五三、五七〇	一一、九九六、二六四	—	—	—	九、〇五七、三〇六
兒童就學奬勵費	四四、八三八	—	—	—	—	四四、八三八
基本財産特別基本財産及積立金	五八一、四一一	三〇、〇七九	五四〇、〇〇〇	—	一〇、三〇四	一、〇二八
工藝學校作業資金	九、二九六	—	—	—	—	九、二九六
計	六六、六八八、七二三	二三、九二七、六〇四	五四〇、〇〇〇	二一〇、六七六	三八八、〇二三	四二、六二三、四二〇

事業別歳出　次に市の經費を各事業種別に觀るに、純歳出額四千二百六十二萬二千四百二十圓の中市債費最も多く九百五萬七千三百六圓總額の二割一分を占め、これに續いて教育費の八百九十九萬四千三百八圓(二割一分)、土木費の八百十八萬四十二圓(一割八分)、電氣軌道事業費の六百八萬三千四百三圓(一割五分)、保健衛生費の二百五十二萬三百六十二圓(六分)、廳費の二百十六萬五千六百二十圓(五分)、水道事業費の百七十一萬千八百四十圓(四分)、社會事業費の百十萬

昭和十一年度豫算純歳出事業別

總歳出　66,688,723圓
純歳出　42,622,420圓

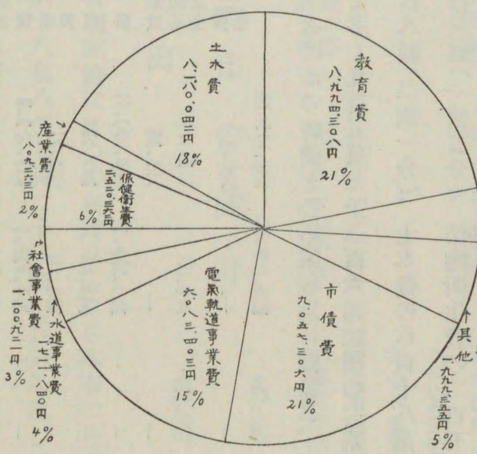

千九百八十四圓(四分)の順位である。

繼續費　市の經營する各種事業の中、その完成を遂げるに數年を要すべきものに就ては、これを繼續事業として、將來の事業費を豫定し、各事業の豫算總額、年期、各年度支出額等に就き豫め市會の議決を經て事業計畫の完成を計つてゐる。現在に於ける繼續事業の數は七件で、その事業費總額は六千三十三萬四百六圓、内十一年度支出額は九百三十三萬三千九百六十六圓に達して純歳出總額の二割余を占めてゐる。

而してこの中普通經濟に屬するもの四件、事業費三百六十三萬八百千四圓純歳出の一割八分、特別經濟に屬するもの三件、事業費五百六十九萬五千五百六十六圓純歳出の二割五分を占めてゐる。茲にこれ等繼續事業の種類、繼續期限及事業費を示せば次の如くである。

繼續事業一覽表　(昭和十一年七月末現在)

昭和十一年度豫算

普通經濟純歳出事業別

總歳出　25,639,235圓
純歳出　20,291,248圓

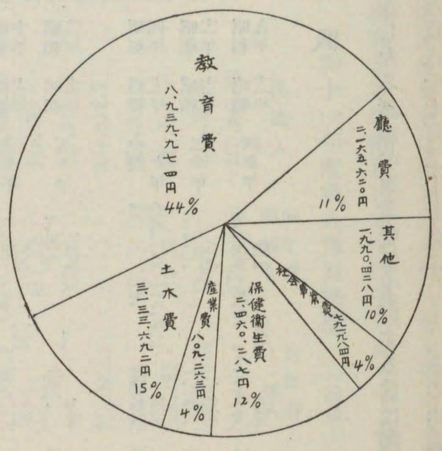

經濟別	年期 始期	年期 終期	年期 年限	總額	各年度 昭和十年度迄支出額	各年度 昭和十一年度支出額	各年度 昭和十二年度支出額	各年度 昭和十三年度支出額	支出額 昭和十四年度支出額	支出額 昭和十五年度支出額	支出額 昭和十六年度支出額	支出額 昭和十七年度支出額
普通經濟												
小學校及幼稚園建築費	昭和十年	昭和十一年	二ヶ年	五、六八一、七四七円	三、〇五六、八四二円	二、六二四、九〇五円	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円
東山公園動物園移轉新築工事費	昭和十年	昭和十一年	二ヶ年	五〇〇、〇〇〇	四五、二四〇	四五四、七六〇	—	—	—	—	—	—
名古屋遞信局廳舍建設費	昭和十年	昭和十二年	三ヶ年	一、七〇〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一、一六〇、〇〇〇	—	—	—	—	—
橋梁改築工事費	昭和十一年	昭和十五年	五ヶ年	一、三六九、一一一	—	二五八、七三五	三〇九、四八六	三五五、七七八	二七七、八六〇	一六七、二五二	—	—
特別經濟												
都市計劃街路新設擴築及路面改良事業費	昭和四年	昭和七年	一四ヶ年	四五、六七九、一三四	一七、一一八、九二七	三、三五二、三二三	三、四八二、二一九	三、五七一、九五〇	三、四九七、六四一	三、六九八、三八三	五、一〇四、〇五〇	五、八五三、六四一
下水道擴張費	昭和十一年	昭和十二年	二ヶ年	二、三一〇、〇〇〇	—	一、一九〇、〇〇〇	一、一九〇、〇〇〇	—	—	—	—	—
水道配水管擴張工事費	昭和九年	昭和十二年	四ヶ年	三、〇九〇、四一四	九〇八、七三七	一、一五三、二四三	一、〇二八、四三四	—	—	—	—	—

(2) 歳入

前章に於て概說したる諸種の事業費を支辨する爲に調達せらるべき昭和十一年度歳入豫算總額は六千六百六十八萬八千七百二十三圓にして、その內前年度繰越金、他經濟よりの繰入金、運用金、運用金元金償還金及別途積立財產繰入金を除いた純歳入は三千八百九十一萬一千六百七十五圓である。この內容を各經濟別に示せば次の如くである。

昭和十一年度歳入豫算總攬（昭和十一年四月一日現在）

經濟別	總歳入	前年度繰越金	他經濟より繰入	運用金	運用金元金償還	別途積立財產繰入	純歳入
普通經濟	二五、六三九、二三五円	二、九六八、二六五円	七、二二三、一五二円	五四〇、〇〇〇円	— 円	— 円	一四、九一七、八一八円
水道事業費	五、八七二、六六〇	一〇四、七九一	三、〇一〇、三二二	—	—	—	二、七五七、五四七
電氣軌道事業費	七、九三四、二四四	三四六、九二一	六四七、四六〇	—	—	三一五、〇〇〇	六、六二四、八六三
電氣軌道事業貯藏物品資金	六〇〇、二〇〇	一〇、〇〇〇	五九〇、〇〇〇	—	—	—	二〇〇
都市計畫費	四、四八六、九一五	一	二、二九六、八〇〇	—	—	—	二、一九〇、一一四
名古屋城並德川園費	一一九、八〇〇	二八、〇〇〇	—	—	—	—	九一、八〇〇
公益質屋費	三四六、五五四	四三、一三三	一三、三〇〇	—	二〇、〇〇〇	—	二七〇、一二一
市債費	二一、〇五三、五七〇	—	九、〇五七、三〇六	—	—	—	一一、九九六、二六四
兒童就學奬勵費	四四、八三八	六、六六七	二〇、一八五	—	—	—	一七、九八六
基本財產特別基本財產及積立費	五八一、四一一	—	六五、九三八	—	一九〇、六七五	二八二、二〇四	四二、五九四
工藝學校作業資金	九、二九六	六、九二八	—	—	—	—	二、三六八
計	六六、六八八、七二三	三、五一四、七〇六	二二、九一四、四六三	五四〇、〇〇〇	二一〇、六七五	五九七、二〇四	三八、九一一、六七五

歳入種類別　次に昭和十一年度豫算純歳入三千八百九十一萬一千六百七十五圓の內容を歳入種類別に觀れば市債收入最も多く一千一百九十九萬六千二百六十四圓總額の三割八厘を占め、こ

昭和十一年度豫算純歳入種類別

總歳入　66,688,723圓
純歳入　38,911,675圓

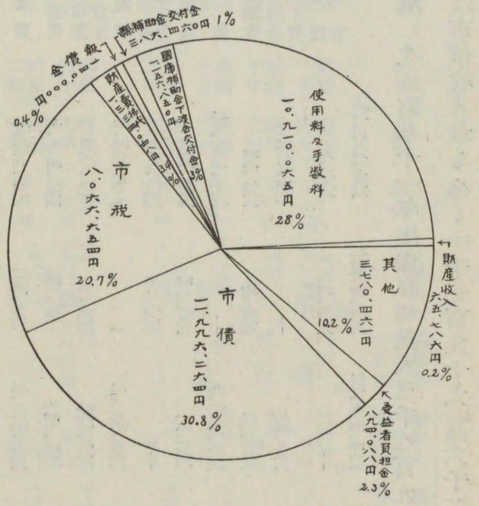

れに次いで使用料及手數料の千九十一萬六十五圓(二割八分)、市税の八百六萬六千六百五十四圓(二割七厘)、財産賣拂代の百三十三萬四千四十八圓(三分四厘)、國庫下渡金補助金交付金の百十五萬六千八百五十圓(三分)、受益者負擔金の八十九萬四千八十八圓(二分三厘)、縣補助金交付金の三十八萬六千四百六十圓(一分)、報償金の十四萬圓(四厘)、財産收入の六萬五千七百八十六圓(二厘)の順位である。

更に普通經濟純歳入一千四百九十一萬七千八百十八圓の内容に就て見るに、こゝでは市税收入最も多く七百三萬三千二十五圓總額の四割七分一厘を占め、これに次いで使用料及手數料收入の二百二十五萬三百十六圓(一割五分一厘)、國庫下渡金補助金交付金の百十四萬千三百七十圓(七分七厘)、財産賣拂代の百萬二千七百九十六圓(六分七厘)、受益者負擔金の三十八萬四千六百二十九圓(二分六厘)、縣補助金交付金の三十七萬九千五百四十圓(二分五厘)、報償金の十四萬圓(九厘)、財産收入の四萬二千三百二十八圓(三厘)の順位である。

今市の歳入を税收入と税外收入との二つに大別してその割合を攷覈するに、曾ては税收入が、はるかに税外收入を超えてゐたが、市債收入、使用料及手數料收入、特に公企業收入の增加に伴ひ漸次税外收入が增加し、市税收入は總額の一割四分四厘で税外收入に至つた。これを昭和十一年度當初豫算に就て見るに、市税收入は八割六分六厘を占めてゐる。

税外收入の中心をなすものは云ふまでもなく使用料及手數料收入と市債收入であり、使用料及

昭和十一年度豫算
普通經濟純歳入種類別

總歳入　25,639,235圓
純歳入　14,917,818圓

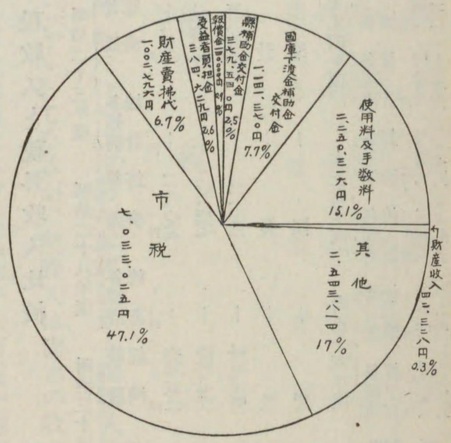

手數料收入は千九十一萬六十五圓で稅外收入の二割二分を占め、市債收入は八百五十七萬六千圓で稅外收入の一割七分を占めてゐる。更に使用料及手數料收入の中心をなす公企業收入は上水道給水料二百十八萬三百四十三圓（大正三年九月給水開始）、電車料金三百六十五萬五千二百九十八圓（大正十一年八月市へ買收）、乘合自動車料金二百六十六萬八千六百六十圓（昭和五年二月運轉開始）合計八百五十萬四千三百一圓で使用料及手數料收入の七割八分を占めてゐる。

稅收入と稅外收入比較

			明治二十三年度	明治二十八年度	明治三十三年度	明治三十八年度	明治四十三年度
歲入總額			七七、三五三円	一二六、六九六円	六三三、五八二円	一七二、八三二円	二、三九七、五九三円
稅收入	普通經濟		二五、七二九	六五、四四七	三三〇、七四一	一、四四七、七〇五	一、四四七、七〇五
	各經濟總計		—	—	—	—	—
稅外收入	普通經濟		五一、二五三	五三、二五三	三〇二、八四〇	三六九、二七	八四九、八八
	各經濟總計		—	—	—	—	—
稅收入割合	普通經濟		三三	五三	五三	八四	六三
	各經濟總計		—	—	—	—	—
稅外收入割合	普通經濟		六七	四六	四八	一六	三七
	各經濟總計		—	—	—	—	—

			大正四年度	大正九年度	大正十四年度	昭和五年度	昭和九年度	昭和十一年度
歲入總額	普通經濟		一、六四〇、円 三三一	五、二五二、円 七〇八	七、七〇四、円 二四二	七、〇四四、円 三五五	七、七四八、円 八九五	八、〇六六、円 六五四
	各經濟總計		四、二四二、円 九七二	一〇、四八、円 八九五	二九、〇九八、円 三〇八	三一、四七七、円 三五五	三一、三四二、円 三一四	六六、六八八、円 七三三
稅收入	普通經濟		一、〇三三、 一三〇	二、二九六、 六六一	五、二二九、 六七一	五、〇一〇、 四二八	六、七六、 七〇三	八、〇六六、 六五四
	各經濟總計		三、一〇九、 八四三	七、七一三、 六二八	二、四八四、 五七三	二六、四六八、 九七七	一八、六〇六、 二〇〇	五八、六二三、 〇六九
稅外收入	普通經濟		六〇七、 一九一	二、九六六、 〇四七	二三〇、 六二一	四、八二四、 七九一	四五、五六四、 六二一	一、八四八、 八八三
	各經濟總計		—	—	—	—	—	—
稅收入割合	普通經濟		六二	四三	二六	五一	七四	一四
	各經濟總計		—	—	—	—	—	—
稅外收入割合	普通經濟		三八	五七	七四	一三	一四	一四
	各經濟總計		—	—	—	—	—	—

四　市稅

本市財政の變理にあたつては市制の本義に則り稅收入の增收を計ることゝしてゐるが、稅收入は尙市の收入の一中心をなしてゐる。

昭和十一年度豫算市稅總額は八百六萬六千六百五十四圓で、これを明治二十三年度即ち市制施行の翌年度の二萬五千七百十九圓に比較すれば實に三百十三倍に達し、これを前年度と比較すれば七十三萬三百六圓の增收であり、市民負擔割合に付て觀るに一戶當三六・七一圓、一人當七・四四圓となる。

今明治二十三年度以降の市稅收入及市民負擔割增加狀態を圖示すれば次の如くである。

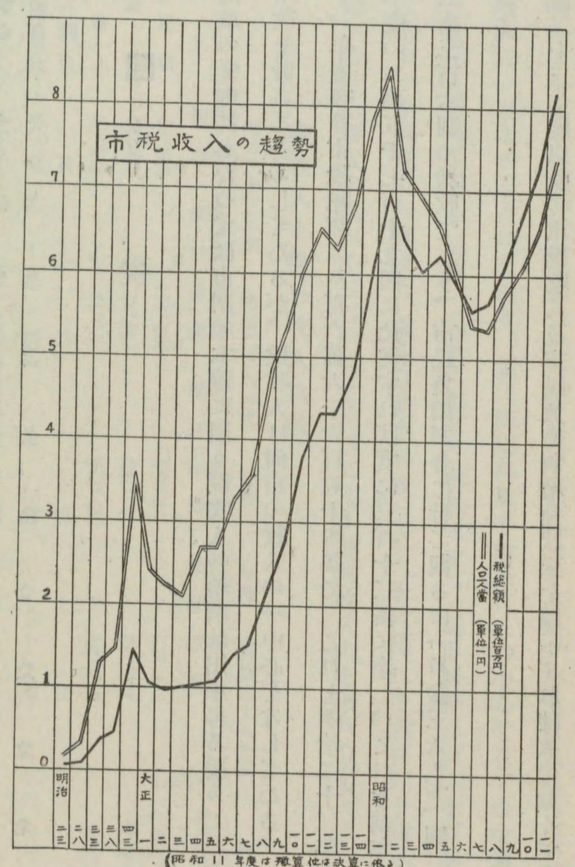

市税の種類賦課率及税額　現在市税には普通市税と都市計畫事業費に充當すべき都市計畫特別税がある。

普通市税としては國税附加税たる地租、營業收益税、所得税、取引所營業税と、縣税附加税たる特別地税、家屋税、營業税、雜種税の各四種目の外に特別税たる商品切手發行税があり、都市計畫特別税としては地租、特別地税、營業收益税、家屋税、營業税、雜種税がある。

今最近七ヶ年間に於けるこれ等各税の税額及昭和十一年度に於ける六大都市税收入額を示せば次の如くである。

昭和十一年度市税額割合圖表

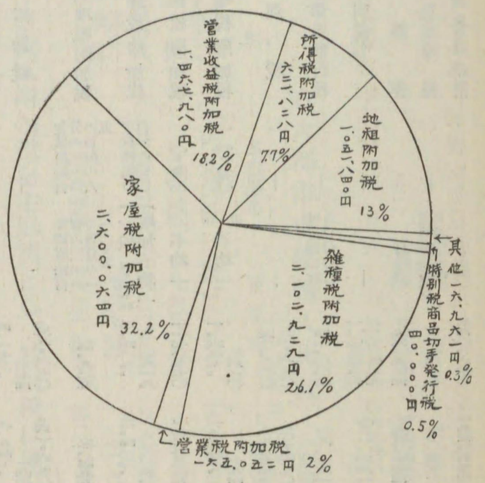

市税額及課率

（昭和十一年度は豫算其の他は決算）

税目		昭和十一年度	昭和十年度	昭和九年度	昭和八年度	昭和七年度	昭和六年度	昭和五年度
普通市税	制限率（本税一圓に付）	昭和十一年度						
	市税賦課率（本税一圓に付）							
	円	七、〇四二、〇三五 (100%)	六、四〇四、六九九 (100%)	五、九〇四、三〇五 (100%)	五、二八九、〇二五 (100%)	四、八六九、八二七 (100%)	四、七四二、一〇三 (100%)	五、〇一〇、四三八 (100%)

財政

(1)國稅附加稅	—	二、八二九、七五六 (四〇・一%)	二、四三七、八〇七 (三八・一%)	二、〇四四、一四三 (三四・六%)	一、七〇二、一五八 (三二・二%)	一、四九四、七八二 (三〇・六%)	一、三四五、三九〇 (三〇・六%)	一、五三、六三五 (三〇・四%)			
地租附加稅	〇・五四〇	〇・九一八	九五七、九二六	八四六、四七八	七七七、〇三五	六五七、六一三	四八五、〇四四	三七八、七七〇	三七四、九〇九		
營業收益稅附加稅	〇・六二〇	一・二三	一、三七、三二八	九九五、四二六	八三二、七四九	六二四、三四三	四六二、〇六三	三九一、七八六			
所得稅附加稅	〇・〇七〇	〇・一四五	六二一、八二八	五八五、二五三	四九一、〇四八	三八〇、〇二四	二九五、八三三	二三二、四六七	九五、五〇		
取引所營業稅附加稅	〇・一〇〇	〇・一〇〇	一二、六九	一二、七三〇	一三、九二〇	一五、七三五	一五、九三	一三、六九			
(2)縣稅附加稅	—	—	四、一七三、二七四 (五九・三%)	三、四四七、一四〇 (六一・六%)	三、〇四一、六五六 (六五%)	二、七〇四、九五一 (六七・六%)	二、三五六、九六四 (六八・九%)	二、〇一四、八三四 (七〇・三%)	一、七三三、七四〇 (七一・三%)		
特別地稅附加稅	貸貸價格百分の三・一の百分の六一〇・五	貸貸價格百分の三・一の百分の一〇・五	三、九〇五	三、四五五	三、〇九〇	二、五三四	二、〇一六	一、六九二			
家屋稅附加稅	市稅總額の百分の三〇	〔一般 五・〇七五 増加不均一	二、四三、九一九	二、〇二一、六八四	一、七〇二、九七七	一、四三三、一九四	一、一六三、一九一	九〇〇、三三九			
營業稅附加稅	〇・九〇〇	不均一	二一七、七七〇	一三〇、三四七	一一〇、三三九	一〇〇、三三三	九一、四二九	八四、四二九			
雜種稅附加稅	〇・八九〇	不均一	一、六三七、六八〇	一、二四五、五四九	一、〇三七、一九四	八二七、一九四	六二一、八四〇	四九一、〇四〇			
(3)特別稅	—	—	四〇〇、〇〇〇 (八〇・五%)	四〇〇、〇〇〇 (八〇・五%)	四〇〇、〇〇〇 (八〇・五%)	四〇〇、〇〇〇 (八〇・五%)	四〇〇、〇〇〇 (八〇・五%)	四〇〇、〇〇〇 (八〇・五%)			
商品切手發行稅	發行額に對する百分の二	—	四〇〇、〇〇〇	一、〇三三、六三九	九三、九一四	三、七	七、六二九、三二	一四、八四七、一四五			
都市計劃特別稅	—	—	一、〇三三、六三九	九三、九一四	三、七	七、六二九、三二	一四、八四七、一四五				
地租割	〇・〇九〇	貸貸價格百圓に付〇・三四〇	九三、九一四	三、七	七、六二九、三二	一四、八四七、一四五					
特別地稅	—	〇・三四〇	三、七	七、六二九、三二	一四、八四七、一四五						
營業收益稅割	—	〇・二三〇	二四〇、六五二	八、〇六六、六五四	四八、一〇八、五四七	二四、一〇六、八四二					
家屋稅	—	〇・四〇〇	一八六、一四五	一八五、二五〇	一八一、三四六	一七九、五二五	一七六、九二〇	一七三、四五六	一七四、八六五		
營業稅	—	〇・四〇〇	四七、二八三	四〇、三六七	四四、〇九八	四七、九三三	四三、三四〇	四〇八、九一三	六八、二三五		
雜種稅	—	〇・四〇〇	四六五、二四九	四二七、六五四	三九二、八一三	三八四、六一四	三六〇、八六六	三九五、八九一	四〇八、九六四		
總計			八、〇六六、六五四	七、三三六、三四八	六、七六〇、七〇三	六、一三三、三六	五、六六五、〇一三	五、七九七、三一〇			

六大都市市稅收入比較 (昭和十一年度當初豫算)

種別	名古屋市	大阪市	京都市	神戸市	横濱市
普通市稅 (特別稅を除く)	円 六、九九三、〇三五	円 一九、九八三、〇九三	円 五、四〇八、三五四	円 一〇、〇六一、五八八	円 五、〇六八、五四八
特別稅	三三、四九二、五三	五五、〇七〇	四一、五四八	三八、八六九	四七、〇四一
都市計畫特別稅	四〇、〇〇〇	三、八〇一、九五四	八二、九五四	八八、六五四	三五三、三三
區及學區に屬する市稅	三、〇三三、六二九	三、八六、三二	—	—	—
計	三三、四九二、五三	二四、一〇六、八四一	一七、九五四	一〇、九八九、一一	五、四六八、九四二

右の如く市稅は附加稅を主財源とし、特別稅は僅かに四萬圓で普通市稅七百三萬三千二十五圓の内比率に於て六厘を占むるに過ぎない。然るに市は財源の涸渇の爲附加稅の徵收に當つては都市計畫特別稅と取引所營業稅附加稅を除いては次表の如く課稅制限外率によつて賦課してゐるが、制限外課率に依る稅收入は昭和十一年度豫算に於て二百十四萬二千九百四十五圓即ち總市稅の二割六分、普通市稅の三割を占むる狀態で、稅收入の將來は斯くの如き制限外額にのみ依據することを得ず、財源調達の途は勢ひ獨立稅の附與、創設に俟たなければならぬ實情にある。

市稅制限外賦課率及稅額（昭和十一年度當初豫算）

稅別	制限率	制限額	制限外率	制限外額
地租附加稅	本稅百分の五四	五六三、四八六円	三七・八	三九四、四四〇円
營業收益稅附加稅	本稅百分の六六	七二一、九五八	四六・二	五〇五、三七〇
所得稅附加稅	本稅百分の　七	三〇〇、一九三	七・五	三二一、六三五
取引所營業稅附加稅	本稅百分の一〇	一二、六六九	—	—
特別地稅附加稅	賃貸價格百分の三・一の百分の六五	二、二九七	—	—
家屋稅附加稅	市稅豫算總額百分の三〇	二、一〇九、九〇七	一、六〇八	一、六〇八
營業稅附加稅	本稅百分の九〇	一〇四、三九〇	三〇四、〇一二	三〇四、〇一二
雜種稅附加稅	本稅百分の八九	一、〇三五、一八〇	平均本稅百分の一・三一	一三、三八〇
計		四、八五〇、〇八〇	平均本稅百分の五一・八	六〇二、五〇〇
				二、一四二、九四五

最近市稅收入の趨勢　飜つて近年に於ける市稅收入の狀況を見るに、大正十五年の地方稅制の改正（昭和二年度より施行）と近年襲來せる經濟界の不況により市稅收入の上に尠からぬ打擊を受け、從來年と共に增收の傾向にあつたものが昭和二年度よりは急速に減少し、昭和六年度の如きは元年度に比し百三十七萬二千三百五十五圓、純歲入に對する比率に於て五分を減ずるに至つた。然るに他面經費は年々增加の傾向著しく市財政上洵に憂慮すべきものがあるに至つたので、本市は昭和六年度より特別稅商品切手發行稅を創設するの外、事業計畫の樹立に當つては極力經費の增加を抑止し財政の均衡を計つて來た。然るに最近經濟界の漸く好調に向ひたるに依り、稅收入は漸次增加し、昭和十年度に於ては豫算額に比し四萬六千二百十六圓の增收を見、更に十一年度豫算に於ては前年に比し七十三萬三百六圓、昭和元年に比し百十一萬四千八百九十九圓の增收を得ることとなり、又稅收入步合は昭和六年に於ては九八・一%であつたが年々收納率を增加し昭和十年度では九九%を示すに至つた。斯くて十一年度稅收入總額は純歲入總額の二割七厘、普通市稅收入は普通經濟純歲入の四割七分を占め、市財政の基礎漸く鞏固たるに至つた。

納稅組合　大正十三年から國稅、縣稅、市稅及その他の收納金の納付の便宜と納入成績の向上を期さんが爲市內に納稅組合が組織せられ、市稅收納に多大の貢獻をなしてゐる。組合數は昭和十一年十月一日現在では九十二、組合員戶數七、三一一戶を算へ、本市は組合奬勵の爲一定の期限內に收納したる金額に對しその千分の六以內を、又組合の創設と組合員數の增加奬勵のため一戶に付二十錢以內の奬勵金を交付してゐる。

市稅收納成績（千分比）

稅種別＼年度	昭和十年度	昭和九年度	昭和八年度	昭和七年度	昭和六年度	昭和五年度
普通市稅（特別稅を除く）	九九・〇	九八・九	九八・八	九八・五	九八・一	九九・〇
特別稅	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	—
都市計畫特別稅	九八・九	九八・六	九八・六	九八・五	九七・八	九八・三
計	九九・〇	九八・八	九八・七	九八・五	九八・一	九八・六

六大都市市稅收納成績比較（昭和十年度）

	名古屋市	大阪市	京都市	神戸市	横濱市
普通市稅（特別稅を除く）	九九・〇	九九・三	九九・三	九九・六	九五・二
特別稅	一〇〇・〇	九八・七	八八・四	九九・六	九九・〇
都市計畫特別稅	九八・九	九七・二	九九・〇	九九・五	九七・五
區及學區に屬する市稅	—	九九・六	九九・五	—	—
計	九九・〇	九七・五	九九・三	九九・六	九五・四

五　市　債

市債額及其の推移　市勢の發展に伴ひ文化的經濟的施設事業の需要は著しく增加し、市は年々巨額の經費を必要とするにも關らず市稅その他の經常收入の增加はこれに伴はないので、勢ひこれが財源を市債に需めなければならない狀態にある。然るに市債は一面マイナス財產としてその負擔の一部を後代の市民に頒ち、將來の市の財政能力を阻害するの弊を有してゐるので、市の財政上特に重要なる地位を占めてゐる。

本市の起債は明治四十年上水道布設の爲四十九萬二千圓を募債したのを以て嚆矢とし、次いで四十二年上下水道布設、公園新設、新堀川改修工事等の爲に英貨公債八十萬磅（手取七百一萬六千二百圓餘）の外債の成立以來小學校建築、都市計畫事業、電氣軌道事業、中川運河開鑿事業、その他社會事業、衛生事業等の爲に相次いで巨額の起債をなし、市勢の膨脹社會文化の進展に連れて逐年累增の一路を辿り、昭和十一年四月一日現在に於ては起債總額凡そ一億圓即ち九千九百五十九萬六千三百五十九圓に達するに至つた。而してこれを人口一人當に

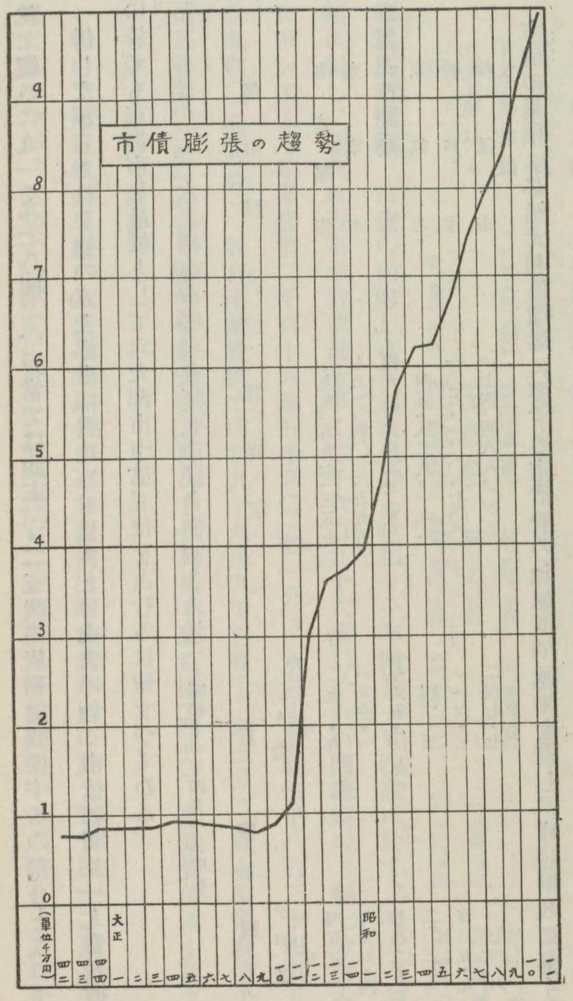

就て觀るに九一・九一八圓、一戸當では四五三・二五圓の債務を負擔するの割合となつてゐる。

併しながらこれを他の五大都市に對比して見ると、次表の如く市債總額並一人當負擔額の何れに於ても京都市を最低として六大都市中第五位を占むるに留まつてゐる。

六大都市市債現在額並市民負擔割合比較（昭和十一年四月一日現在）

都市別	市債額	負擔割 一人當	負擔割 一戸當
名古屋市	九九、五九六、三五九 円	九一・九 円	四五三・二 円
東京市	七八二、四〇三、五九五	一三三・一	六五六・四
大阪市	四九三、三三六、二五二	一六五・〇	七八二・七
京都市	四五、八二八、一六一	四二・三	二〇三・九
神戸市	一〇六、一二〇、七〇〇	一一六・三	五三五・九
横濱市	一七四、四八八、〇〇三	二四七・七	一・一七四・六

市債の累積は必然元利償還等に要する市債費の加速度的遞增を齎し、市の財政に漸く重壓を加へるに至つたので、最近の低金利時代出現と金融經濟界の情勢に鑑み昭和七年度より數次に渉り從來の高利債の低利債借替を行ひ、六大都市中殆ど最低利の好條件を得るに至つた。

今昭和十一年度當初に於ける六大都市市債現在額を利率別に示せば次の如くである。

市債現在額利率別比較（昭和十一年四月一日現在）

區別 / 都市別	名古屋市	京都市	大阪市	神戸市	横濱市
四分未滿	一五、二〇五、〇〇〇 円	一五、四三一、七三一 円	四五、九四一、〇〇〇 円	七、八八九、一四九 円	三五、八四〇、三〇〇 円
四分五厘未滿	八〇、三六三、一〇〇	二七、三五五、二〇〇	六七、九三四、〇五一	七二、四七四、五五七	
五分未滿	二八、二五九	三四、四〇〇	二九、〇四二、四〇〇	一九、〇九〇、九五〇	
五分五厘未滿	三、九一〇、〇〇〇	—	一六八、〇五五、九四一	四九、六四七、五七四	一〇、四〇七、七五〇
五分五厘以上	一二七、〇九六、四三一	一二五、一〇〇	一六、一六一、一〇〇	三六、六七四、四四八	
計	九九、五九六、三五九	七八二、四〇三、五九五	四九三、三三六、二五二	一七四、四八八、〇〇五	

事業別市債額　市債の內容を事業別に見ると昭和十一年四月一日現在に於て、次表の如く市債總額に對し、電氣軌道事業費債最も多く二千六百九十六萬二千六百圓總額の二割七分を占め、これに次いで土木事業費債二千百十六萬五千圓（二割一分）、水道事業費債千八百三十四萬五千七百五十九圓（一割八分）、教育事業費債千四百九十九萬九千百圓（一割五分）、社會事業費債千百九十二萬五百圓（一割二分）、衛生事業費債三百八十七萬八千三百圓（四分）、產業費債六十萬九千四百圓（一分）の割である。

この中、電氣軌道事業、水道事業以外の事業費債は昭和六年度に於て三千四十二萬三千百二十三圓であつたが、昭和十一年度に於ては五千四百二十八萬八千圓即ち一・八倍し、これを公企業

別業事額在現債市度年一十和昭

（在現日一月四年一十和昭）

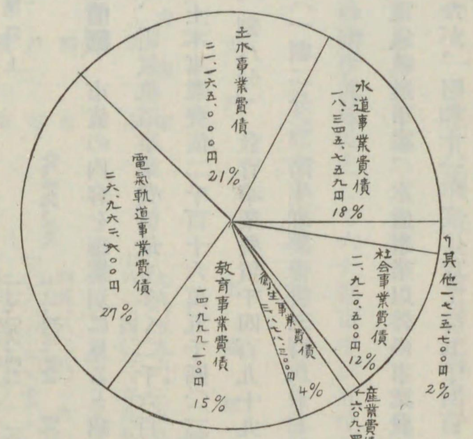

經濟に屬する電氣軌道事業及水道事業費債の三千六百九十萬八百八十七圓より四千五百三十萬八千三百五十九圓即ち一・二倍に增加したのと比較するとき普通經濟負擔に屬する事業費債が著るしき增加傾向を示してゐる。その著增原因の主なるものとしては土木事業、教育事業等の所謂委任事務の激增を擧げることが出來る。

然るに斯くの如き巨額の市債の元利支拂の財源としては大部分を租稅收入に求めるより外はないが、稅收入には自ら限界があるので、市債の市財政上に及ぼす影響は相當大なるものがある。こゝに最近六ヶ年間に於ける事業別市債額を表示すれば次の如くである。

事業別市債現在額比較

（各年度共四月一日現在）

事業別＼年度別	昭和十一年度 市債額	比率	昭和十年度 市債額	比率	昭和九年度 市債額	比率	昭和八年度 市債額	比率	昭和七年度 市債額	比率	昭和六年度 市債額	比率
	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
水道事業費債	一八、三四五、七五九	一八	一七、三六五、四三八	一八	一五、四九一、八四八	一八	一五、一〇三、五五〇	一九	一四、七〇五、六七一	一〇	一三、四三三、三七	一〇
土木事業費債	二一、一六五、〇〇〇	二一	一八、四九五、三〇〇	二〇	一七、八七七、九〇〇	二一	一五、六三八、九〇〇	二一	一五、六三八、九〇〇	二一	一二、六七三、六〇〇	一七
電氣軌道事業費債	二六、九六二、六〇〇	二七	二四、〇二六、八〇〇	二六	二三、三五八、〇〇〇	二七	二三、六二八、五〇〇	二八	二三、六二八、五〇〇	三一	二三、四八〇、五〇〇	三五
教育事業費債	一四、九九一、一〇〇	一五	一四、九〇八、一〇〇	一六	一二、四〇六、二〇〇	一四	一二、五二一、九〇〇	一四	九、九八一、九〇〇	一三	一〇、二五、二七三	一五
衛生事業費債	四、〇二七、二〇〇	四	四、二〇七、四〇〇	五	四、五〇八、八三一	五	四、三三七、九一八	五	三、五三三、五〇〇	五	三、三六八、八七八	五
勸業費債	六〇九、四〇〇	一	四二五、六〇〇	一	四五九、五〇七	一	四八一、八二四	一	五〇三、三四六	一		
社會事業費債	一、九二〇、五〇〇	二	一、八二九、七九五	二	一〇、五三八、〇七八	一〇	六、五六九、〇二一	九	四、七六四、〇二六	七		
其の他	一、七二五、七〇〇	二	一、二六五、〇〇〇	二								
計	九九、五九六、三五九	一〇〇	九二、四二一、四三三	一〇〇	八三、六〇二、九七七	一〇〇	七九、六八四、三五四	一〇〇	七四、二五九、三〇六	一〇〇	六七、三二四、〇一〇	一〇〇

六　財　産

市有財産　市は法律の命ずる所に依り先づ稅外收入を以て市費に充當し、尙不足ある場合に於

て市税又は夫役現品を賦課し得ることゝなつてゐるので、市費は先づ財産より生ずる收入を以て支辨せらるべき建前となつてゐる。

然るに財産より生ずる收入は昭和十一年度豫算に於て總額六萬五千七百八十六圓純歳入の二厘で、昭和十一年十月末日現在市有財産總額一億二百二十四萬九千三百八十八圓に對し洵に微々たるに過ぎない。

これは次表に示すが如くその大部分は收益を齎さない土地、建物、車輛、軌道等の所謂行政財産によつて構成せられてゐるからである。

市有財産總計表（昭和十一年十月三十一日現在）

種別	價格 市經濟所屬財産	價格 電氣軌道事業所屬財産	價格 水道事業所屬財産	合計
銀行預金及郵便貯金	五〇五、〇九〇円	五七三、九二二円	—円	一、〇七九、〇一二円
有價證券	六二、六三二	—	—	六二、六三二
運用金	七〇六、三八一	—	—	七〇六、三八一
土地	五七、三七〇、六〇三	二、一〇一、二〇三	二、一二七、三二四	六一、五九九、一三〇
建物	二一、二五〇、八三二	八三三、六五六	七五五、六八九	二二、八四〇、一七七
船舶	四八、七二五	—	—	四八、七二五
器具機械	一七七、六四八	四、一二二、六四二	七三七、五六七	五、〇三七、八五七
線路	—	一〇、四七七、四四二	—	一〇、四七七、四四二
其の他	—	三九八、〇二七	—	三九八、〇二七
計	八〇、一二一、九一三	一八、五〇六、八九五	三、六二〇、五八〇	一〇二、二四九、三八八
特殊財産	名古屋城及徳川園敷地	五二、六二一坪	名古屋城國寶建造物	三、二五九坪四五

市有財産は市勢の發展に伴ふ諸事業施設の擴大により著しく增加し、明治四十年の市有財産二百十一萬六千五百七十六圓人口一人當五・九六圓に較べて二十九年の間に四十八倍し、昭和十一年には一人當八八・〇九圓と十五倍に達してゐる。今參考迄に昭和十年に於ける六大都市の市有財産を掲ぐれば次の通である。

六大都市市有財産比較

區分＼都市別	名古屋市	東京市	大阪市	京都市	神戸市	横濱市
土地	六三、四三七、一九三円	三七〇、六八七、七六三円	三九九、九八〇、七九九円	二五、八六三、一五〇円	二四、〇五九、八一四円	二三、二七二、五六五円
建物	二一、一七六、一七九	五五、六〇四、七六四	八四、八三〇、〇七六	一三、九二一、五四七	一九、三六一、七八〇	二六、八一〇、七五五
有價證券	七六、九七四	一、五五一、二四三	二、六九六、二九五	五三、三七二	一、二四三、九二五	三、三五〇、五七二
現金	七四四、二八八	八、二〇三、〇四九	四三、二一三、二三三	五、六八二、六六九	二、〇一〇、二一七	二、四五六、四〇〇
其の他	一五、八四七、八九四	四四五、一三六、九一一	三三六、二九五、七四〇	五七、六八六、〇六二	七一、三〇一、九三七	六二、六一六、八六八
計	一〇一、二八二、五二八	八八一、一八三、七三一	八六七、〇一六、一四三	一〇三、二〇六、八〇〇	一一七、九七七、六七三	一一八、五〇九、一六〇
平均 一人當	九三・五四	一四九・九八	二八九・九八	九五・五一	一二九・三八	一六八、二七
平均 一戸當	四六〇・九三	七三九・二九	一、三七五・七一	四五九・三八	五九五・七九	七九七・八〇

註　名古屋、東京、大阪、京都、横濱市は昭和十年十月末日、神戸市は十一月末日現在に依る。

基本財産及積立金　豫め非常に際し財政的基礎の鞏固と事業の遂行を期するが爲に、一般又は特定支出目的の爲の財源として特定の財産及收入を蓄積したものである。基本財産及積立金は現在その數十二種類總額百八十七萬五千五百五圓に達してゐる。

今これ等各種基本財産及積立金の名稱及その内容を概説するに次の如くである。

普通基本財産　寄附金、不用土地建物賣却代、本市編入町村有財産引繼金等と之に伴ふ收入を蓄積し市の一般支出に充てらるべきものである、尙大正十二年度に於て商業學校基本財産を本財産に合併した。

慈善事業資金　御下賜金及寄附金を蓄積したもので、資金より生ずる收入は慈善事業の經費に充當し、資金は社會事業の經費に充當する事が出來る。尙大正十二年度に於て惡疫豫防資金、救濟費救濟資金を本資金に合併した。

教育基金　寄附金及これに伴ふ收入を蓄積したもので、基金より生ずる收入は育英費、工藝學校、盲啞學校奬勵費、鹿山文庫圖書購入及維持費に充當す。尙大正十二年度に於て教育奬勵資金、工藝學校資金、盲啞學校資金を本基金に編入した。

小學校教員視察積立金　大正十二年義務教育國庫下渡金の中一萬圓を積立てたに創まり、これより生ずる收入は小學校教員の海外又は内地視察旅費に充當する。

自治振興資金　今上陛下御即位の御大禮に當りての御下賜金を蓄積したもので、これより生ずる收入は市民の自治精神の涵養、公共心の向上の爲の事業費に充當する。

史傳參考品陳列館建設積立金　大正天皇御即位の大禮に際しての御下賜金及大禮奉祝會の寄附金を蓄積したもので、本市の史傳參考品陳列館の建設費に充てんとするものである。

火災損害塡補基金　市有建物の火災による損害塡補の爲に罹災の際塡補を受けんとする金額に對し一ヶ年千分ノ三以上を蓄積せるものである。

故加藤伯銅像維持基金　鶴舞公園内に建設せられたる故加藤高明伯銅像維持の爲に得たる指定寄附金を蓄積したるもので、これより生ずる收入は銅像の維持費に充當する。

名古屋城維持修理費積立金　元離宮名古屋城維持修理に必要なる費用を得んが爲、毎年豫算所定額を蓄積せるものである。

産業奬勵資金　指定寄附金を蓄積したもので、これより生ずる收入は産業功勞者表彰、その他産業奬勵に必要なる施設の費用に充當する。

公會堂維持費積立金　市公會堂維持費造成の爲公會堂建設費指定寄附金收支殘餘金、指定寄附金及普通經濟公會堂收入中毎年豫算所定額を積立つるものである。

電氣軌道事業減損補塡積立金　電氣軌道事業に屬する乘合自動車減損補塡の爲毎年豫算所定額を蓄積せるものである。

基本財産及積立金現在高（昭和十一年十月三十一日現在）

種別	土地	建物	銀行預金	郵便貯金	公債	債券	運用金	合計
基本財産	三、八三〇円	四、六五八円	四三、八二〇円	二、六二〇円	一七、〇五五円	三、〇三九円	三四、六〇五円	一三八、五八八円
基本財産								

特別基本財産						
慈善事業資金	—	—	九、八三九	—	二一、二二九	—	二三一、五七〇	二六二、六三八
教育基金	—	—	三七、九九三	—	—	—	三四、一三三	七二、一二七
火災損害塡補基金	—	—	一〇三、二三六	—	—	—	三七八、〇七一	四八一、三〇八
自治振興資金	—	—	—	—	一二、九一一	七八	—	一二、九八九
故加藤伯銅像維持資金	—	—	五、〇〇	—	—	—	—	五、〇〇〇
産業奬勵資金	—	—	一五、二七一	—	—	—	—	一五、二七一
公會堂維持基金	—	—	一四、七八三	—	六、〇七八	—	—	二〇、八六一
積立金								
小學校教員視察積立金	—	—	一三、六六四	五	—	—	—	一三、六七〇
名古屋城維持修理費積立金	—	—	二三八、四七一	—	—	—	—	二三九、四七一
史傳參考品陳列館建設費積立金	—	—	一九、四〇三	—	二、二二八	二二	二八、〇〇〇	四九、六五四
自動車滅損補塡積立金	—	—	五七三、九二二	—	—	—	—	五七三、九二二
總計	二二、八二〇	四、六五八	一、〇七六、三九六	二、六一〇	五九、五〇二	三、一二九	七〇六、三八一	一、八七五、五〇五

運用金　市は基本財産及積立金の基金はこれを有價證券又は預金として利殖を計つてゐるが、歳入不足に依る事業費調達の財源として繰戻の方法により市經濟へ基金及資金の運用をなし收支の均衡を計つてゐる。

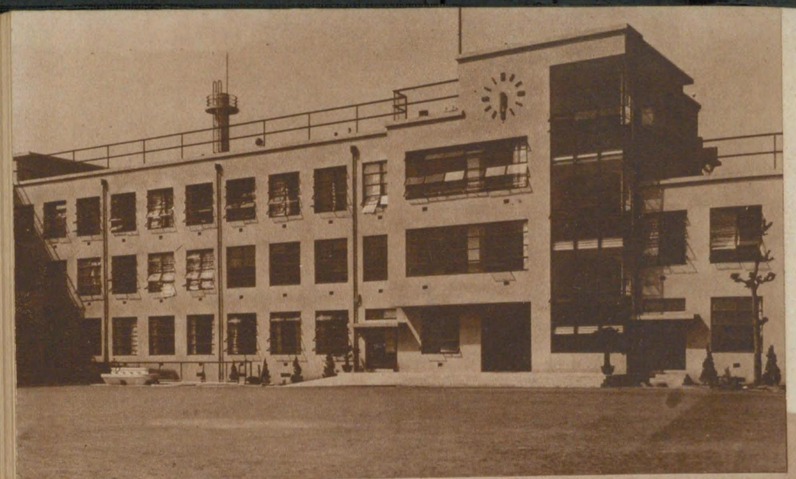

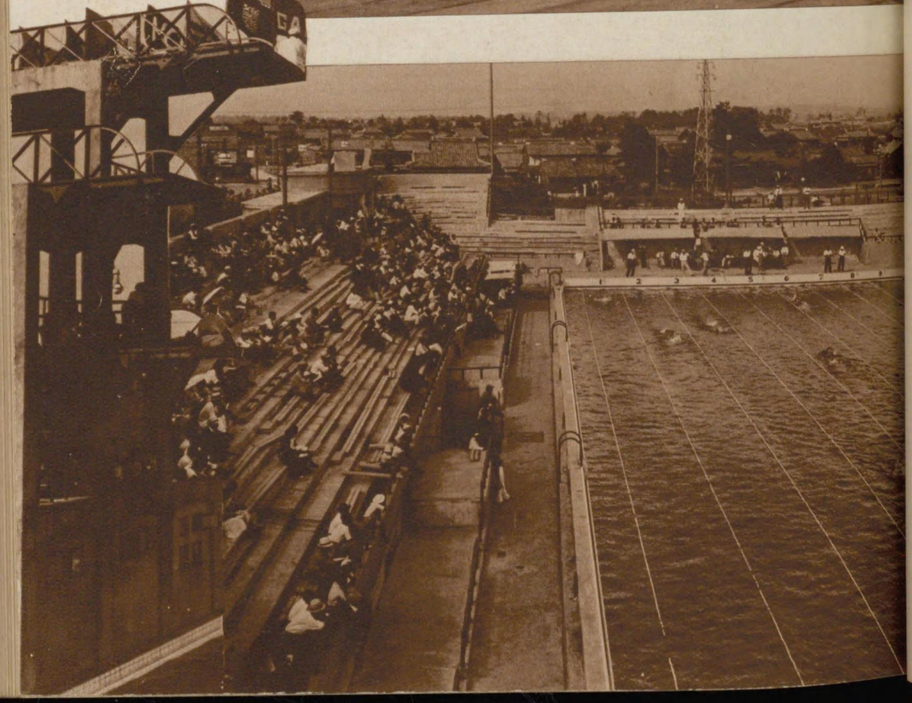

上　白鳥尋常高等小學校
中　市民ラヂオ體操の會
下　振甫游泳場

教育

一　概說

教育は一國文化の源泉であつて、その隆替は國家にとつても自治體にとつても極めて重大な結果を齎らすものであることは云ふまでもない。現在教育施設の中市町村の義務として委任せられてゐるのは僅に尋常小學校の設置管理のみであつて、本市に於ても小學校の施設經營が教育事業の中樞をなしてゐるのである。併し乍ら躍進發展の途上にある本市に於ては小學校の施設經營に全力を注ぐは勿論進んで幼稚園、商業學校、女學校、その他特殊の實業學校に至るまで施設の充實を期し、以て商工都市に必要なる中堅人物の養成に努めてゐる。更に一般大衆の教育機關として青年學校、圖書館、各種の市民教育講座等を設けて、絕へず市民に修養の機會を提供し、かくして本市の教育施設は單に十八萬の生徒、兒童のみならず、實に百十萬の市民全體を目的として計畫實施せられてゐる。

(1)　沿　革

本市の教育行政組織は明治二十三年學務衛生課を設置したのに始まり、同課は現今の保健事業

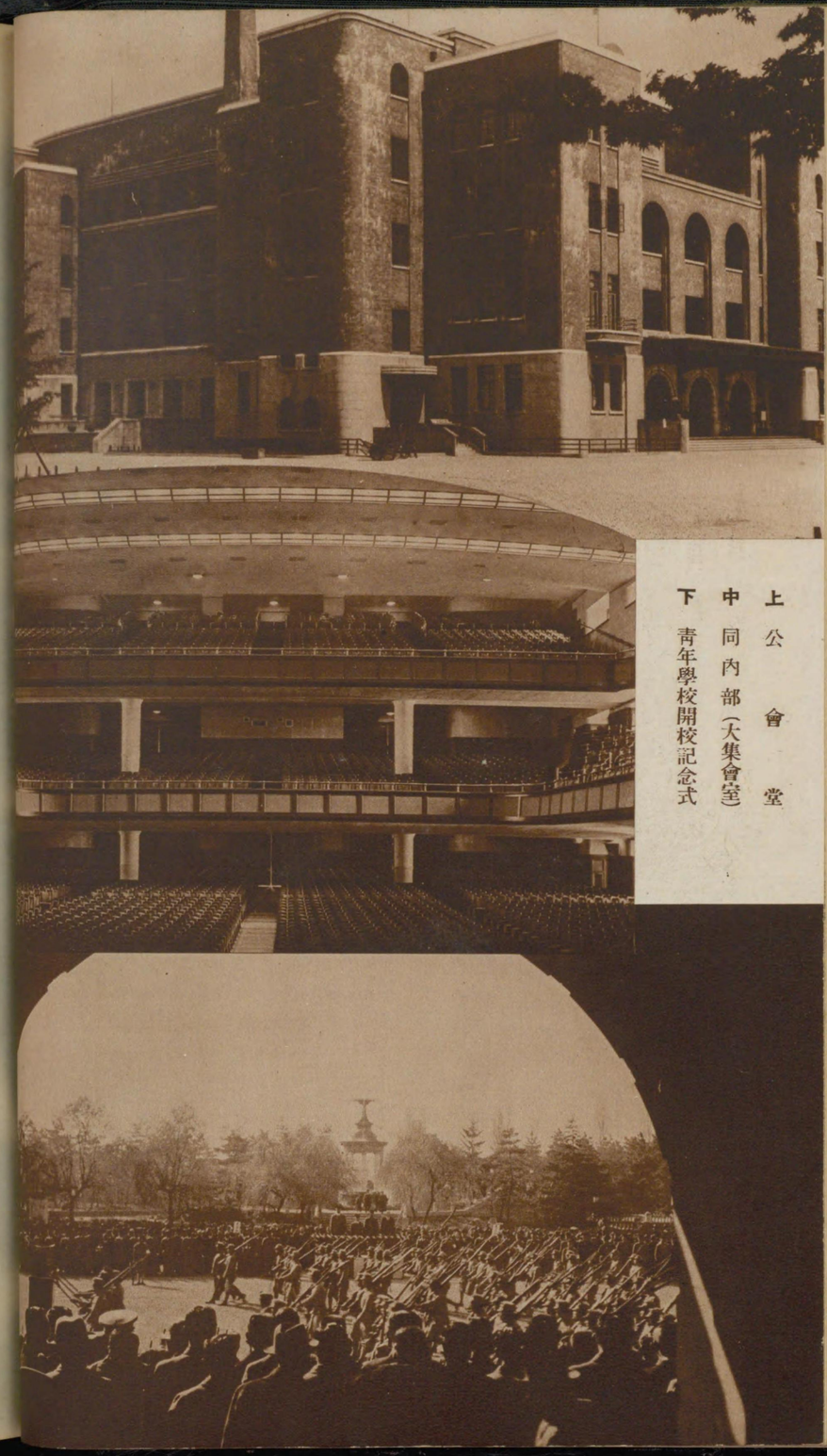

上　公會堂
中　同內部（大集會室）
下　青年學校開校記念式

と共に學校職員生徒、圖書館、教育會及學術講究會に關する事項を掌理し、併せて教育費及衛生費をも司つてゐた。次いで明治三十五年學務衛生課は分れて學務課と掃除課となり、同時に學務委員規程が設けられ、更に明治四十一年に至り處務規程全般に亘り改正あり、明治四十五年一月には視學職務規程も制定せられるに至つたのである。その後大正三年に至り學務課を教育課と改め、更に大正十四年四月教育部を置き、部に教育課、社會教育課、社會課の三課を設けた。

昭和三年一月に至り教育部を更に學事課、教務課、社會教育課の三課に分課し、社會課は新に社會部に昇格したのである。更に昭和八年八月に至り、折柄勃發したる滿洲事變のため兵事事務の激增に伴ひ部内に新に兵事課を設け在鄉軍人に關する事項、壯丁教育調査に關する事項、徵兵召集旅費繰替支給に關する事務を開始することゝなつた。その後處務規程に多少の變更はあつたが、大體上述の分課組織を以て現在に至つてゐる。

(2) 教育事業概觀

我國に於ては師範學校及高等學校の施設經營を除いては、市は教育施設の全般に亘り經營の主體たり得る權能が與へられてゐるのであるが、自治團體が中等學校特に中學校及それ以上の施設を爲してゐる處は極めて寥々たるものであつて、專ら教育施設の重點を初等教育に置いてゐる。

本市に於ては早くより中等女學校及實業學校の教育に留意し、鋭意その刷新改善に努力して來たが、その他の中等教育施設は概ね官立、縣立、私立のものであつて僅にその所在地としての關係を有してゐる狀態に過ぎない。

今教育事業に就て五大都市と比較すれば左表の如くであつて、生徒、兒童數に於ても施設數に於ても可成り多いことがわかる。

區別	學生及生徒數	兒童數	中等學校以上	小學校特殊學校	青年學校生徒數	全學校數
	人	人			人	
名古屋市	一〇、六九九	一四七、四四四	三六	一〇二	一九、〇〇一	九七
東京市	二一、七八八	七三二、六五一	九三	五四九 二	三八、八五五	一七五
大阪市	一三、二九一	三四六、九二四	一七	二四四 六	三一、〇四七	一三五
京都市	一〇、三五四	二三四、二八三	一三	一三五	八、七二一	九三
神戸市	一四、一〇四	一二四、三七七	一八	六四 九	一二、四三八	三五
橫濱市	二、三五七	一〇一、三五〇	四	六七	七、九八八	三八

註　一、名古屋市、神戸市に在りては昭和十年四月三十日、東京市、大阪市、京都市は同五月一日、橫濱市は同六月一日（中等學校に在りては十月一日）現在による、但し青年學校生徒數及全學校數は昭和十年十月一日現在に依る。

更に施設内容を十年前のそれに比較して見るときは左表に示す通りで、教育施設中最も重要なる小學校の經營は量的にも質的にも一大飛躍を示してゐることがわかる。唯女學校、商業學校及工藝學校に於ては昭和元年度は、宛も改築を要する時代又は創設してより間もない頃の爲、比較的多額の經費を要したのであつて、その後一人當經費は一率に低下し、殊に商業學校の如きは總經費の點に於ても低下してゐるのは當然の現象と云ふべきであらう。

初等教育

種別	昭和十一年度				昭和元年度			
	校數	兒童數	經費	一人當經費	校數	兒童數	經費	一人當經費
小學校	二二	一三三、九〇二人	九、九〇一千円	六四円	二〇	一二五、七〇九人	八、四〇〇千円	六七円
幼稚園	四	七八	三	三〇	三	六〇一	二	三三

中等學校施設

種別	昭和十一年度				昭和元年度			
	校數	生徒數	經費	一人當經費	校數	生徒數	經費	一人當經費
女學校	三	二、七四一人	六五〇千円	二三八	三	二、一〇八人	五六八千円	二六九円
商業學校	三	二、七二〇	三	七九	三	二、一三四	三三五	一〇六
工藝學校	一	六七	一〇五	一五三	一	三三	四三	一九四
其の他	專修學校 三 實業學校 二	六、一四 三、八三五	四〇八	九一	三	六、〇六八	一〇八	一六

社會教育施設

種別	昭和十一年度			昭和元年度		
	設置數	生徒數	經費	設置數	生徒數	經費
青年學校	一〇〇	一八、二三五人	二四九千円	八三	六、六四〇人	四六千円
圖書館	一	—	五二	一	—	七一
動物園（土木部所管）	一	—	四八	一	—	三九
武道場	一（年度内に建設の豫定）	—	一三	—	—	—

註　何れも四月末日現在を示す、但し青年學校生徒數は五月末現在

教育施設の大體は上述の通りであるが、本市の經營に係る小學校、中等學校、幼稚園その他社會教育施設を併せてその數凡そ二百四十八の多きに達してゐる。

二　校園教育

(1)　小學校

小學教育は國民教育の基礎であり、從つて自治團體の委任事務の内最も重要なるものである。

本市に於ては常に小學兒童の增加に伴ふ校數の增加或は教授の改善、兒童の體位向上等あらゆる方面に向つて萬遺憾なきを期してゐる。現在小學校の數は百十一校の多きに達し、内尋常小學校五十九、尋常高等小學校四十八、高等小學校四校であつて、その兒童數は昭和十一年四月末現在に於て十五萬三千九百一人の多きに達し、内尋常科生徒十三萬六千五百三人高等科生徒一萬七千三百九十八人である。

次いで兒童教育の癌と稱されてゐる二部教授の狀況を見るに、昭和十年四月末現在に於て二部教授を受ける兒童の數は一萬五十二人、百七十七學級の多きに達してゐたが、爾來尋常小學校七校尋常高等小學校及單獨高等小學校各一校の大增築をなした結果一年後の四月末には六百六人（十二學級）に激減し、而も何れも尋常科一年生のみであつて、これが全廢せられるのも近き將來のことであらう。

小學校施設一覽（昭和十一年三月末現在）

區別	學校數 尋常	學校數 尋常高等	學校數 高等	學校數 計	學級數	兒童數	内二部教授學級數	内特別學級
中區	七	七	一	三五	六	八九三	六	六
南區	三五	二	一	三七	四	七三三	四	四
合計	五九	四八	四	二一	三	二、七七九	三	三
東區	一〇	一		二六	六五一	三六、八七五人	六	七
西區	一〇	一		二二	五〇二	二六、八五六		

在籍兒童　教育事業の基本を爲す小學校兒童は市勢の發展膨脹に伴つて逐年增加し、最近四ケ年の實績に徵すれば毎年六千五百人乃至七千五百人、學級數にして百十乃至百五十學級を增加する狀況にある。殊に本市の人口增加率は比較的他の大都市よりも高き關係上、兒童數の增加率も他の諸都市に比べて高く、前述の通り昭和十一年四月末日現在の兒童總數は十五萬三千九百一人にして全人口（昭和十年十月一日現在）の凡そ一四・八%に當つてゐる。

學齡兒童の就學に對しては夙に意を用ひ、その就學率は大正十一年度までは常に九八%臺を示してゐたが大正十二年に九九・一五%となり、爾來常に成績は向上する一方で、大正十五年には遂に九九・五八%の高率を示すに至つた。

併し乍ら打續く不況のためカード階級は漸次增大し、その悲慘の程度も深刻を極め、而もこれ等貧困家庭にある兒童も相當多數あつたので、大正十四年に至り兒童就學奬勵規程を設け、これ等貧困兒童に對し食料及學用品を給與する制度を採つて來た。昭和十一年四月末現在に於ける給食兒童は九百七十八人で、一食五錢の割にて辨當を給してゐる。尙教科書學用品給與兒童は三千六百三十七人であつて、一人年二圓の割にて給與してゐるのである。

斯くてその成績見るべきものあり、一時低下の危機にあつた兒童就學率は向上し、昭和十年度に於ては九九・二三%昭和十一年度に於ては九九・二九%の好成績を得てゐる。

兒童數及學級數累年比較表

	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年	昭和五年	昭和四年	昭和三年	昭和二年	昭和元年
兒童數	一五三、九〇一人（六〇六）	一四七、四四四人（一〇、〇五三）	一四一、〇一四	一三三、九五七	一二六、三八一	一一九、五〇五	一一二、九八三	一〇八、一六二	一〇三、六二六	一〇〇、七六五	九七、七〇九
前年度比較 增△減數	六、四五七	六、四三〇	七、〇五七	七、五七六	六、八七六	六、五二二	四、八二一	四、五二六	二、八七一	三、〇五六	二、〇二九
學級數	二、七五八（一二）	二、六三四（一七七）	二、五二六	二、三九五	二、二三八	二、一七三	二、一〇〇	二、〇四四	一、九七五	一、九四二	一、六一〇
前年度比較 增△減數	一二四	一〇八	一三一	一五七	六五	七三	五六	六九	三三	三三二	一九

備考　一、括弧内の數字は二部教授を受くる兒童數及學級數を示す
　　一、何れも四月末現在の數に依る

入學及卒業兒童　本市立小學校尋常科竝高等科へ入學する兒童は毎年三萬餘人に達し、卒業する兒童は同じく平均二萬餘人の多きに達してゐる。昭和十一年三月に於ける卒業兒童は二萬五千七百八十一人で、内就職する者約一九・六%である。從來就職希望者は大部分高等小學校卒業兒童であつたが、最近では尋常科卒業者が多數進出する現象を呈してゐる。而して卒業兒童の内譯を見れば中等學校入學者男子三千二百九十一名、女子三千百五十二名、高等小學校に入學する者男女併せて九千百七十五名であつて、實に全卒業兒童の六〇・八%までは上級學校に入學し、實質上義務教育の延長を受けてゐる狀況である。その他家事手傳等の爲家庭に在る者或は奉公就職など職業戰線の第一線に立つ者一萬百六十三名に達してゐる。

區別		昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年
入學兒童	尋常科	二四、七八六人	二三、九七四人	二二、六〇七人	二二、二八八人	二一、六七一人
	高等科	九、八五一	九、三二二	八、一六九	八、〇八〇	七、五九一
	計	三四、六三七	三三、二八六	三〇、七七六	三〇、三一八	二九、二六二
卒業兒童	尋常科	一八、七六四	一八、三六九	一六、八四二	一七、〇四二	一五、九九二
	高等科	七、〇一七	七、一七二	六、五一四	五、二四六	四、七九五
	計	二五、七八一	二五、五四一	二三、三五六	二二、二八八	二〇、七八七

卒業兒童狀況（昭和十一年度）

區別	尋常科 男	尋常科 女	高等科 男	高等科 女	計
中等學校	三、〇四七人	三、〇一五人	二四四人	一三七人	六、四四三人
高等小學校	五、四九六	三、六七九	—	—	九、一七五
就職者	四五四	六九二	二、八八三	一、〇四五	五、〇七四
家庭にある者	七一六	一、六六五	一、一四九	一、五五九	五、〇八九
計	九、七一三	九、〇五一	四、二七六	二、七四一	二五、七八一

特殊教育　年々膨脹して止まない就學兒童をして完全に就學せしむることは、國民教育の完璧を期する上に於て最も必要な事であり、且又教育事務の衝に當る地方團體の最低の奉仕である。

本市は早くより經濟的に惠まれざる兒童の爲に、兒童就學奬勵規程を設けて就學率の向上に努めると共に、兒童の家庭を考慮して特別學級を設け、或は肉體的に缺陷のある兒童に對しては最近養護學級を設ける等夫々適當なる教育方法を採つてゐる。

（イ）特別學級　就學兒童中貧困その他の家庭の事情に依り、或は中花、又は置屋待合の女中等特殊なる環境にある女子の爲に十八學校に夫々特別學級を設けてゐる。昭和十一年四月現在に於けるこれら兒童は七百十八人、その學級數は十八に達してゐる。而して貧困兒童は概ね晝間勞働に從事する者なるを以て、特にこれ等の者の便宜を計つて夜間教授を行ひ、又特殊なる環境にある女子には學年の上下に拘らず適當に學級を編成して特別に便宜を計つてゐる。

（ロ）養護學級　本市に於ける學童の體位は六大都市中最も惡く、從つて虛弱兒童の數も非常に多い狀態にあるので、昭和十一年度よりこれらの兒童の爲に養護學級を設くるに至つた。本學級は創設以來日尙淺いにも拘らず特に體育の方面に力を注ぎ、虛弱兒童に對する榮養劑服用、室外教授、衞生訓練等その處置宜しきを得た爲效果は頗る大なるものがある。昭和十一年四月現在に於ける養護學級は九十六、その兒童は四千五百五人で、全兒童の約三%の者が養護學級に編入されてゐるわけである。

其の他　就學兒童の增加は必然的に小學校教員の增加を來たし、昭和十一年四月末現在に於ける教員數を十年前の昭和元年のそれに比較するときは實に五割五分の激增で、この割合は該年度に於ける小學校兒童の增加率よりも稍劣るが、教員一人當の受持兒童數は今尙五十人强を示してゐるに過ぎない。而してその內譯を見れば、男子二千二百九十六人、女子八百六十二人計三千百五十八人であつて、女教員の占むる割合は二割七分で昭和元年のそれよりも幾分低下してゐる。又代用教員は昭和十一年には二百十一名であつて、昭和元年の六十二名に比較すればかなりの增加を示してゐる。

從來小學校舍の利用は教育の神聖を保つ上に於て相當嚴重に制限せられ、市民一般の各種會合等にはなるべく使用せしめない樣に取扱つて來たが、昭和二年から新に衆議院議員選擧運動の爲にする演說會場として開放せられるに及んで、漸次この制限は緩和せられ、市民一般の各種會合の爲にも支障なき限りこれが使用を許す方針となつた。而も最近鐵筋コンクリート校舍の建設も漸く普及するに至つてその管理も容易になつたので、小學校は聯區民乃至市民の良き社會教育施設となり、又母校愛慕の中心となるに至つた。今後益々公益の爲に開放せられる事が多くなることであらう。

尙昭和十一年度から小學校、聯區及び市役所相互の聯絡をとり、併せて在鄉軍人會、青年團、婦人會その他教育諸團體との密接な關係を保持するため、一名宛の學校事務員を小學校に設置し、以て學校を中心とする聯區（尋常小學校通學區域）の結成に努めてゐる。

(2) 幼稚園

一般に都市の環境はその居住者特に幼兒の心身を蝕む事著しいものであり、從つて幼兒教育の必要は田園に於けるよりも都市に於て更に一層痛切なるものがある。

本市に於ては從來私立幼稚園は比較的發展して來たが、市立の幼稚園のみは他の市設教育機關に比較して發達の成績あまり見るべきものはなかつた。最近に至つて市民の間にこれが施設擴張の必要なる所以が理解される樣になつたから、その普及を見るのも近き將來にある事と思ふ。

昭和十一年四月末現在に於ける市立幼稚園の數は僅に四園であつて、保育年限は三ヶ年、何れも滿三歲より尋常小學校就學の始期に達する迄の幼兒を入園せしめてゐる。尙その組數は二十三、保姆二十五名、園兒は七百十八名である。私立幼稚園は昭和十一年四月末に於て三十五園（組數百十二、幼兒數三千七十、保姆數百二十八）である。

中ノ町幼稚園

(3) 中等學校

元來高等小學校以上の教育施設は全く市町村の隨意事務に屬し、從つて中等學校以上の學校を經營することは割合に少く、本市に於ては中等學校殊に中學校は全然設置してゐない。併し乍ら實業學校及女學校は本市の商工都市たる性質と、女子教育の必要大いに叫ばれたることゝに依り既に早くよりこれが施設經營を見たのである。更にその後教育思想の發達と共に大都市に於けるこれ等の教育施設は愈々その擴充が要望され、他方又入學志願者の激增と相俟つて中等教育施設は著るしく發展するに至り、現在本市經營に係るものは商業學校三、高等女學校三、工藝學校、機械專修學校各一、學校併設の實業學校及專修學校十二、計二十校である。

實業學校及專修學校　各種實業學校規程に依り農工商業に從事する子弟に對して、實際上の知識技能を授けるため設立されたものである。從來本市に於ては實業補習學校を經營してゐたが、

昭和十年十月より青年學校專修科として統一された爲に自然消滅を來たし、その後更に昭和十一年四月に至り職業學校規程に依り新に山口實業學校以下十校の新設を見たのである。本校は本科別科に分れ、その修業年限は本科二年乃至三年、別科は半年乃至一年である。尙現在校數は新設の十校を併せて計十二、その學級數百六十、生徒數四千二百九十一、教員數二百四十五である。

機械專修學校　工業學校規程に依り、工業方面に活躍し實際に役立つ少年工を養成するため設立されたものであつて、實業教育の刷新を計るため昭和十年度豫算に於てこれが建設費として三十萬九千二百圓を計上し、昭和十一年四月開校せられたのである。本校は極めて特殊性に富み、その設備の充實したる點と相俟つて他の大都市に誇り得る教育機關の一である。昭和十一年四月末現在に於ける學級數は三、生徒總數百四十八、教員數十、修業年限は三年である。

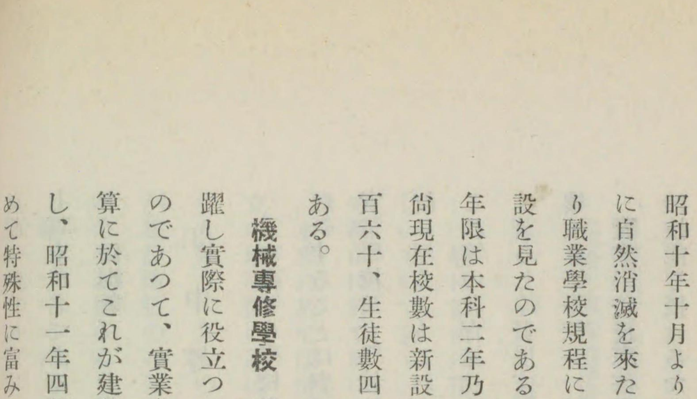

中ノ町實業學校生徒の實習

商業學校　商工都市たる關係上商工業に從事する者の爲に早くより實業教育機關の施設擴充に意を用ひ、別項の通り市内の適當なる箇所に夫々商業、工業、農業の實業教育機關を設置若くは併置してゐるのであるが、現在本市經營に係る單獨の商業學校は三校であつて、教育の内容及校舍の設備とも充分留意し、以て中堅市民の養成に努めてゐる。

商業學校一覽（昭和十一年四月末現在）

校名	位置	學級	生徒	職員	面積（平方米） 校地	面積（平方米） 運動場
名古屋商業	中區廣池町	三四	一、二五一人	四三人	三六、四四六	一八、五四五
第二商業	西區兒玉町	三三	一、一三三	四二	三五、四八三	一三、八一八
第三商業	南區霞町	一〇	四四五	三	一六、五二八	一三、三五九
計		七六	二、七二〇	一〇七	六八、四五六	四五、六三

高等女學校　本市に於ては早くより良妻賢母、婦德涵養の實を擧げるため女子中等教育に力を注ぎ、その施設として現在三校の高等女學校を經營してゐる。その内第一高等女學校の如きは創立明治二十九年六月であつて、その當時は榮町六丁目に設けてあつた。